

平成19年第4回中頓別町議会定例会会議録

○議事日程（第1号）

平成19年12月16日（日曜日） 午前10時00分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会運営委員会報告
- 第 3 会期の決定
- 第 4 諸般の報告
- 第 5 行政報告
- 第 6 同意第 1 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第 7 同意第 2 号 中頓別町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第 8 同意第 3 号 中頓別町監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 第 9 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（平成19年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算 11月9日専決）
- 第10 一般質問
- 第11 議案第 1 号 町有職員住宅使用条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 議案第 2 号 職員給与条例の一部を改正する条例の制定について
- 第13 議案第 3 号 中頓別町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第14 議案第 4 号 中頓別町営寿スキー場設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第15 議案第 5 号 中頓別町こども館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第16 議案第 6 号 中頓別町火葬場設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 第17 議案第 7 号 中頓別町ピンネシリ温泉の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第18 議案第 8 号 平成19年度中頓別町一般会計補正予算
- 第19 議案第 9 号 平成19年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算
- 第20 議案第10号 平成19年度中頓別町老人保健事業特別会計補正予算
- 第21 議案第11号 平成19年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算
- 第22 議案第12号 平成19年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算
- 第23 請願第 1 号 BSEの全頭検査実施に関する請願

○出席議員（8名）

1 番	西 原 央 騎 君	2 番	本 多 夕紀江 君
3 番	東海林 繁 幸 君	4 番	村 山 義 明 君
5 番	星 川 三喜男 君	6 番	柳 澤 雅 宏 君
7 番	藤 田 首 健 君	8 番	石 神 忠 信 君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	野 邑 智 雄 君
教 育 長	福 家 義 憲 君
総 務 課 長	米 屋 彰 一 君
総 務 課 参 事	小 林 生 吉 君
総 務 課 参 事	遠 藤 義 一 君
総 務 課 主 幹	神 成 和 弘 君
産業建設課長	柴 田 弘 君
産業建設課参事	中 原 直 樹 君
保健福祉課長	奥 村 文 男 君
保健福祉課参事	竹 内 義 博 君
教 育 次 長	石 川 篤 君
会 計 管 理 者	高 井 秀 一 君
国保病院事務長	青 木 彰 君
自動車学校長	浅 野 豊 君
南宗谷消防組合	鳥 田 博 君
中 頓 別 支 署 長	
こども館館長	平 中 静 江 君
こども館次長	遠 藤 美代子 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	和 田 行 雄 君
議会事務局書記	田 辺 めぐみ 君

◎開会の宣告

○議長（石神忠信君） ただいまから平成19年第4回中頓別町議会定例会を開会いたします。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（石神忠信君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（石神忠信君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において2番、本多さん、3番、東海林さんを指名します。

◎議会運営委員会報告

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第2、議会運営委員会報告を行います。

議会運営委員長の報告を求めます。

星川さん。

○議会運営委員長（星川三喜男君） おはようございました。議会運営委員会報告をいたします。

平成19年第4回中頓別町議会定例会の運営に関し、11月1日、11月27日、12月6日に議会運営委員会を開催しましたので、その内容を報告いたします。

1、会期について、本定例会の会期は、本日12月16日から12月18日までの3日間とする。なお、会議に付された事件がすべて終了した場合は、会議規則第7条の規定により会期を残し閉会する。

2、本日の議事日程については、日程第1号のとおりである。なお、議案第1号から第7号に関して、本町の行財政運営と密接な関連があり、住民負担増を主な内容としていることから、慎重審議を期するため常任委員会への付託を議長発議で諮る。人事案件3件、専決処分、議案第8号から第12号までの各補正予算案は、いずれも本会議で審議する。

3、一般質問については、通告期限内に通告したのは7議員である。なお、質問内容に一部重複があるので、後から質問を行う議員は前の質問者が質問しなかった部分をただし、重複回答を求めないようにされたい。

4、保険でよい歯科医療の実現を求める意見書採択を求める陳情ほか郵送による陳情6件は、いずれも議長預かりとする。

5、請願第1号 BSEの全頭検査実施に関する請願は、委員会付託を省略し、本会議で審議する。

6、請願第1号が採択された場合の発議される意見書のほか、全道町村議会議長会から要

請を受けている「森林環境税（仮称）」の導入を求める意見書案などは、いずれも委員会付託を省略し、本会議で審議する。

7、本定例会での委員会審議において自由討議を試行する。自由討議は、原則として議案の説明後、質疑と討論の間に委員同士で行い、合意形成に資するものとする。委員会での自由討議は、賛成、反対を表明せず、多角的、多面的に自己の意見を述べる場とし、賛否の意見表明はあくまで討論で行うものとする。自由討議の際、説明員は議場内にとどまっても構わない。自由討議の試行において疑義が生じた場合は、議会運営委員会、また全員協議会等で取り扱いを協議する。

以上で議会運営委員会報告を終わります。

○議長（石神忠信君） これにて議会運営委員会報告は終了しました。

◎会期の決定

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第3、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会報告のとおり、本日12月16日から12月18日までの3日間にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日12月16日から12月18日までの3日間とすることに決しました。

◎諸般の報告

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第4、諸般の報告を行います。

議長の一般報告につきましては、お手元に配付の一覧表のとおりですので、ごらんの上、ご了承願います。

なお、11月30日、東京渋谷のNHKホールで開催された第51回町村議会議長全国大会及び第32回豪雪地帯町村議会議長全国大会に出席をいたしましたが、その内容につきましては別紙報告書のとおりでございます。

また、同日宗谷町村議長会臨時総会が開催され、例年管内各町村で持ち回りで開催されている議員研修会のあり方をめぐり協議が行われました。その結果、来年度は本町で順番どおり開催されることに決定いたしました。私は、人的、財政的にも負担の大きい持ち回り方式を見直すよう主張してまいりましたが、議員アンケートの結果などが重視され、受け入れられるまでには至りませんでした。議員研修会のあり方につきましては、今後とも見直すように発言していく所存でございますが、来年度の開催が当町と決定されましたので、議員各位、町長初め職員各位にご支援、ご協力をお願い申し上げます。

また、監査委員から例月出納検査報告、定期監査報告につきまして、別紙のとおりでございます。なお、10月、11月例月出納検査で指摘があった歳入歳出外現金の不適切な取り

扱いにつきましては、今月に入って立てかえ額は全額返済されたとの追加報告を受けておりますので、ご報告申し上げます。

南宗谷衛生施設組合議会報告、所管事務調査報告は、それぞれ組合議員、常任委員長からいただきます。

まず、南宗谷衛生施設組合議会報告につきまして、西原さん、お願いいたします。

○1番（西原央騎君） 平成19年12月16日、中頓別町議会議長、石神忠信様。

南宗谷衛生施設組合議会報告。

このたび、南宗谷衛生施設組合議会が招集されたので、その結果を次のとおり報告いたします。

1、会議名、平成19年第2回南宗谷衛生施設組合議会定例会。

2、日時、平成19年9月28日（会期1日）午前10時開議。

3、場所、南宗谷衛生施設組合会議室（浜頓別町）。

4、出席議員、西原、村山。

5、会議結果、議事日程表にそって進行し、認定第1号「平成18年度南宗谷衛生施設組合一般会計歳入歳出決算」認定及び議案第1号「平成19年度南宗谷衛生施設組合一般会計歳入歳出補正予算（第1号）」については、いずれも原案どおり可決された。

一般質問では、ごみの共同処理をより適切に行うために運営体制の簡素化、効率化を一層推進すべきとの質問に対して、構成町村ではそれぞれごみの分別方法や処理方法、料金体系等の取り扱いを異にする状況であり、今後協議の上、統一できるものから努力していくとの答弁がされた。

また、各構成町村におけるリサイクルごみの取り扱いが異なる現状から、衛生施設組合でできる部分についてリサイクル処理に取り組んではどうかという質問に対して、構成町村間でその取扱いを協議する必要があるとの答弁がされた。

以上です。

○議長（石神忠信君） これで南宗谷衛生施設組合議会報告は終わります。

続きまして、所管事務調査報告につきまして、柳澤さん、お願いいたします。

○いきいきふるさと常任委員長（柳澤雅宏君） 本委員会では、調査期間中7件について調査をいたしましたので、ご報告させていただきます。

平成19年12月16日、中頓別町議会議長、石神忠信様。

いきいきふるさと常任委員会委員長、柳澤雅宏。

所管事務調査報告書。

本委員会は、所管事務調査を実施したので、その結果を次のとおり報告します。

記、調査事項、環境基本計画・環境基本条例について。

調査の方法、資料による検討と説明聴取。

調査の期間、平成19年12月3日。

場所は議場。

調査の結果、本委員会は、環境基本計画・環境基本条例について、本年３月の第一回定例会で議案が撤回された環境基本条例案を中心に今日までの検討経過について説明を求めた。

経過説明の中で、環境基本条例は町として最初となる主要な施策に関する基本条例であり、現在策定を進めている自治基本条例との整合性を考慮しながら、自治基本条例と同時または策定後にできるだけ早く策定を図りたいとの意向が示された。

また、町民の意見を伺った上で提案することが必要だという考えに立ち、条例に関する検討懇話会を１２月中に設置する考えが示された。検討懇話会には、撤回した条例案を基本とした素案を諮問することになり、パブリックコメントを経て来年５月に最終答申が出され、翌月の第２回定例会に提案される見通しである。

したがって、現段階では、具体的な状況に進展が見られないため、今後の継続調査とする。
以上。

続いて、２点目の調査報告であります。

調査事項、国保病院の運営状況について。

調査の方法、資料による検討と説明聴取。

調査の期間、平成１９年１１月１日、１１月９日の２日間。

場所は議場。

調査の結果、本委員会は、閉会中に国保病院の運営状況について、計２回にわたり所管事務調査を実施した。

国保病院の現状と課題、経営改善方法等について説明を受け、これらの調査結果、集約をみた意見は（１）から（３）のとおりである。

なお、国保病院運営委員会（田辺毅会長・委員７名）に対し、本年８月３０日付けで「本町医療の将来像と行動計画」に関する諮問が行われている。

諮問理由は、次のとおりである。

【諮問理由】

医療を取り巻く環境は年々厳しさを増し、特に僻地医療といわれる地域においては赤字体質を脱却できないでいる。高齢化社会が急速に進み、医療を必要とする人たちは増えており、本町にとっても例外ではない。また、その医療を確保するためには多額の費用が必要であり、医業収入だけでは到底まかないきれものではない。病院を維持するための町民負担には限界があり、地域住民にとって必要な医療のあり方を検討していただきたいという諮問理由でございます。

【意見】

（１）、国保病院が抱える様々な課題については、財源、財政上の問題が解決できない限り解消できないものが大半に及ぶが、①正看護師の養成（資格取得）、②事務部門の専門職化、③福祉タクシー、病院が実施している患者送迎の統一は早急に取組むことが可能と判断する。

（２）、病院事業は、企業会計が適用されるなど経営上の専門性が高いので、短い期間で

の人事異動を改め、病院事務に精通した職員を置く必要がある。

(3)、現有固定資産の数字と貸借対照表上の数字の乖離については、議員全員で構成された決算審査特別委員会での意見どおりとする。

以上です。

3点目の調査報告について。

調査事項、こども館の運営状況について。

調査の方法、資料による検討と説明聴取。

調査の期間、平成19年11月1日、11月9日、11月27日、12月3日の4日間です。

場所は議場。

調査の結果、本委員会は、閉会中にこども館の運営状況について、計4回の所管事務調査を実施した。

調査資料として、平成18年度決算及び本年度の決算見込みに基づくコスト算出表が提出され、多額の超過負担(赤字)を生じていることから、認定こども園を含むこども館全体の職員配置基準、交付税措置の実態などを中心に調査した結果、次のとおり意見の集約をみた。

【意見】

(1)、職員配置について、道は現行の年齢別保育の職員配置のまま認定こども園として認可したに過ぎず、道条例第3条及びその事務処理等要綱による基準を充足すれば、法的に問題はないと判断する。こどもの数が急速に減少していく状況下にあつて、現行の保育方法が続けた場合、人件費による超過負担とこども一人当たりの保育コストはさらに拡大する可能性が高い。本町独自の施策(児童クラブ等)、障害児保育等の特別事情を加味したとしても、これまでの保育方法を見直し、人件費を削減する努力が必要である。

(2)、幼保一元化(施設統合)あるいは認定子ども園移行時に普通交付税の対象者が保育所入所者のみと認識できていたか不明であるが、短期時間利用児(なかでも6時間コース)を保育所に入所させる施策をとれないか検討すべきである。

(3)、保育料の引き上げについて、これまで具体的な説明がない上、すでに議案として第4回定例会に提出される運びになっているが、利用者負担増に直結することから、委員会として慎重に対処すべきである。保育料を一律直線的に国の基準に近づけても増収分はわずかで、返って保育所入所者が減る可能性も考えられ、前述の交付税措置など、歳入のしくみ全体を複眼的に見て柔軟でバランスのとれた方策を検討すべきである。

以上。

4点目の調査報告書です。

調査事項、自治基本条例等について。

調査の方法、資料による検討と説明聴取。

調査の期間、平成19年11月1日、11月27日、12月3日の3日間。

場所は議場。

調査の結果、本委員会は、閉会中に自治基本条例等について、3回の所管事務調査を実施した。

本件については、中頓別町自治基本条例策定委員会において小委員会ごとに課題やしくみについて検討中であり、年度内に条例案を策定する予定である。いまだ全体像が明らかではないため、継続調査とする。

以上。

続いて、5点目の調査です。

調査事項、基本計画（第2次実施計画）について。

調査の方法、資料による検討と説明聴取及び現地視察。

調査の期間、平成19年11月9日、12月3日の2日間。

場所、議場及び現地。

調査の結果、本委員会は、閉会中に基本計画（第2次実施計画）について、計2回の所管事務調査を実施した。

このうち、11月9日は町内土木・建築工事等の視察であり、12月3日は「中長期行財政運営計画・行財政改革の施策」とあわせて調査を行った。

町内土木・建築工事等の視察調査についてのみ、意見の集約結果を報告します。

【意見】

11月9日に、①町道7丁目線改良舗装工事、②町道1条通り線交付金工事、③森林管理道弥生線開設工事、④町道中頓別弥生線改良工事、⑤町道中頓別弥生線熊の沢橋架設工事（下部工）の順に現地を視察し、担当職員から工事の進捗状況等の説明を受け、その後議場で事務調査（質疑）を行ったが、とくに異常は認められなかった。

以上。

6点目の調査について報告いたします。

調査事項、学校施設（中農高、敏音知小）の利活用及び天北厚生園施設整備（移転）問題について。

調査の方法、資料による検討と説明聴取。

調査の期間、平成19年12月3日。

場所、議場。

調査の結果、本委員会は、閉会中に学校施設（中農高、敏音知小）の利活用及び天北厚生園施設整備（移転）問題について、両者が密接な関係にあるため一括して所管事務調査を実施した。

これらの調査の結果、集約をみた意見は以下のとおりである。

【意見】

中頓別農業高校施設利活用推進協議会が11月に取りまとめた「第1次利活用方針」では、協議会設立時点での「廃校による教育、地域経済のダメージを埋め合わせる地域再生策のための活用」という基本的な方針が変化している。すなわち、中農高については施設活用と地

域再生策を分けて考える方針に軌道修正されている。

具体的には、主要な施設を天北厚生園の移転先施設として活用し、残った施設の利用を含めて地域再生策を別に進める方針が明らかにされた。利活用の方策の一つとして、天北厚生園本体の移転先とするのは理解できるが、移転時期を平成24年度以降とすれば利用者が現在の劣悪な住環境の中での生活を強いられることになり、少なくともケアホーム、ケアハウスの整備と合わせて実施できないか再度検討すべきである。

また、敏音知小学校の利活用については、「小規模事業者新事業全国展開支援事業」による業務委託（事業性等の調査）結果を待って、継続・再調査を行う。

以上です。

7点目の調査について報告いたします。

調査事項、中長期行財政運営計画・行財政改革の施策及び基本計画（第2次実施計画）について。

調査の方法、資料による検討と説明聴取。

調査の期間、平成19年12月3日。

場所、議場。

調査の結果、本委員会は、閉会中に中長期行財政運営計画・行財政改革の施策及び基本計画（第2次実施計画）（来年度予算の編成状況）について、両者が密接な関係にあるため一括して所管事務調査を実施した。

これらの調査の結果、集約をみた意見は以下のとおりである。

【意見】

各種使用料・利用料等の改定については、これまで具体的な説明がない上、すでに議案として第4回定例会に提出される運びになっており、住民負担の引上げを主な内容としていることから、委員会として今後慎重に対処すべきである。

教育委員会の役場庁舎移設については、指定管理、委託料の積算根拠を明示すべきであり、今後の社会教育施設等の利用にあたっては、住民に不便をかけないように方策を考えるべきである。

行政評価は、普通建設事業の一部からの取り組みが表明されたが、町長の執行方針に盛り込まれており、原則すべての事業に及ぶべきである。少なくとも、全所管・全部署で最低一つ以上について取り組むべきである。

町営牧場の管理や道路除雪事業に代表される事業の民間委託化については、事業に関連する分野を受け皿とするだけでなく、異分野の団体・法人等にも働きかけ、一層促進すべきである。

以上です。

なお、議長の承認を得て、自治基本条例等に関する所管事務調査の一環として、10月13日、旭川大学で開催された北海道自治体学会フォーラム in かみかわに柳澤、星川、本多、藤田、村山委員を派遣しました。また、11月15日、旭川市で開催された北海道市町村合

併シンポジウム in 旭川には石神、本多、東海林委員を派遣しました。11月16日から17日、札幌市で開催された第21回現代地方自治講座には石神、東海林、柳澤、星川、西原委員を派遣いたしました。それぞれの内容報告は、各担当者から既に常任委員会の中で受けておりますので、割愛させていただきます。

以上で所管事務調査報告を終わります。

○議長（石神忠信君） 以上で所管事務調査報告につきましては終了しました。

これもちまして諸般の報告についてはすべて終わります。

◎行政報告

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第5、行政報告を行います。

本件について、町長から報告の申し出がありますので、これを許します。

町長。

○町長（野邑智雄君） おはようございます。平成19年第4回定例会を招集いたしましたところ、師走に入ってそれぞれ議員さん大変お忙しい中にもかかわりませず全員のご出席をいただきましたことをまず初めにお礼を申し上げたいと思います。私から行政報告を4点させていただきますと思います。

1点目は、地域懇談会「町長がおじゃまします」についてであります。平成19年度地域懇談会「町長がおじゃまします」は、11月11日から18日の間に12会場で開催をいたしまして、延べ町民が86名の方々の参加をいただきました。懇談会では、町から平成19年度の決算見込、中頓別農業高等学校の跡地利用、中頓別町自治基本条例策定に関する説明のほか、町政に対する提言を含め質疑・意見交換等を行いました。参加者からは主に、中頓別農業高等学校跡地の利活用、国保病院の運営、公債費、小規模農業等に関する意見や質問が出されておりました。

2点目は、すこやかロードの認定についてであります。平成19年10月31日付で、中頓別鍾乳洞自然ふれあい公園内の遊歩道が身近で気軽に楽しく健康づくりを行うためのウォーキングロード「すこやかロード」として（財）北海道健康づくり財団及び北海道から認定を受けました。すこやかロードの認定事業は、（財）北海道健康づくり財団と北海道が実施主体となり、平成18年度から新たに取り組まれている事業で、ウォーキングロードのコース認定や情報の提供を行い、地域における健康づくりの気運を盛り上げることを目的に実施されており、平成19年度では中頓別町を含め10市町村が認定となったものであります。

次に、小頓別小中学校の廃校についてであります。大正4年に小頓別小学校として開校以来92年間、昭和22年に小頓別中学校を開校以来60年間、学校教育と地域の文化施設として大きく貢献してきた小頓別小中学校ですが、平成20年度末には地域の児童在籍が見込まれず、生徒在籍も数名になることから、保護者や地域住民の総意として平成20年度をもって閉校したいとの要望が平成19年9月14日付で小頓別自治会長並びに小頓別小中学校PTA会長からありました。10月18日に開催をした中頓別町教育委員会会議で慎重に

審議した結果、生徒の教育効果や保護者、地域住民の要望を考慮し、平成20年度をもって小頓別小中学校を廃校とし、平成21年度から小頓別小中学校を中頓別小学校と中頓別中学校にそれぞれ統合することに決定いたしました。

次に、「プロジェクト北の杜」についてであります。北海道が今年度試行的に創設した地域再生チャレンジ交付金事業に本町は上川管内美瑛町と中川町との3町で応募し採択されました。3町で2,000万円の交付金を受けられることが決定し、11月12日には札幌でプロジェクト北の杜推進連絡会議（代表・浜田哲美瑛町長）を設立しています。本事業は、北海道大学のほかJR北海道などの民間企業やNPO法人などとも連携し、二地域居住や健康をテーマとしたツーリズムを足がかりに、地域資源をいかした新しい産業（ライフウエア産業）と雇用の創出をめざそうとするものです。平成19年度はさまざまな可能性について調査研究する段階と位置づけており、市場調査、先進地視察、フォーラム開催等を中心に行っていくことにしております。

なお、9月の20日から12月15日までの町長の一般行政報告については印刷物でご承知おきをいただきたいと、そのように思います。

以上であります。

○議長（石神忠信君） これにて行政報告は終了しました。

◎同意第1号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第6、同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

下記の者を固定資産評価審査委員会の委員に選任したいから、地方税法第423条第3項の規定によって、議会の同意を求める。

記、住所、枝幸郡中頓別町字中頓別28番地。氏名、三浦陽一。昭和21年7月28日生まれ、61歳であります。

三浦陽一氏は、12月23日で1期目の任期が満了になるわけですが、今までの経験を生かしていただいて固定資産評価審査委員としての役割を担ってもらうのに最適でなかろうかなと思います。ぜひ皆さん方の満場一致の同意をいただきますようお願いを申し上げまして、簡単でありますけれども、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより同意第1号について採決します。

お諮りします。本件はこれに同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件は同意することに決しました。

◎同意第2号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第7、同意第2号 中頓別町公平委員会委員の選任につき同意を求める件を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 同意第2号 中頓別町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

下記の者を中頓別町公平委員会の委員に選任したいから、地方公務員法第9条の2第2項の規定によって、議会の同意を求める。

記、住所、枝幸郡中頓別町字中頓別18番地。氏名、藤井隆。昭和8年7月25生まれ、74歳。

藤井隆氏は、12月22日で2期目の任期を満了するわけですが、現在は南宗谷衛生施設組合、また南宗谷消防組合の公平委員会の委員も兼ねていることから、ぜひもう一度公平委員として就任をしていただきたい、このような考え方から今回提案をするものであります。

よろしくご審議のほどお願いを申し上げたいと思います。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより同意第2号について採決します。

お諮りします。本件はこれに同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、同意第2号 中頓別町公平委員会委員の選任につき同意を求める件は同意することに決しました。

◎同意第3号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第8、同意第3号 中頓別町監査委員の選任につき同意を求める件を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 同意第3号 中頓別町監査委員の選任につき同意を求めることについて。

下記の者を中頓別町監査委員に選任したいから、地方自治法第196条第1項の規定によって、議会の同意を求める。

記、住所、枝幸郡中頓別町字豊泉80番地。氏名、西一彦。昭和11年9月25生まれ、71歳であります。

西一彦氏は、12月の19日で1期目の任期が満了するわけでありましてけれども、今現在町の財政も大変でありますし、またこの1年間町の財務事務につきまして本当に勉強していただいているような提言をいただきました。今までの経験を生かしていただき、監査委員としての役割を担ってもらうために最適者と考えますので、どうか皆さん方の満場一致での同意をいただきますようお願いを申し上げ、提案理由といたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより同意第3号について採決します。

お諮りします。本件はこれに同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、同意第3号 中頓別町監査委員の選任につき同意を求める件は同意することに決しました。

◎承認第1号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第9、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成19年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算 11月9日専決）を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成19年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算）につきましては、青木病院事務長に説明をい

たさせます。

○議長（石神忠信君） 青木国保病院事務長。

○国保病院事務長（青木 彰君） 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同法第3項の規定によりこれを報告し承認を求めるものです。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成19年11月9日、中頓別町長、野邑智雄。

平成19年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算についてご説明いたします。1ページをごらんいただきたいと思います。第1条、総則、平成19年度中頓別町国民健康保険病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによります。

第2条、資本的収入及び支出、支出について既決予定額に90万7,000円を追加して3,498万円とするもので、収入が支出に対して不足する額1,244万7,000円は当年度分損益勘定留保資金で補てんするものでございます。

内容についてご説明いたします。4ページをごらんいただきたいと思います。支出につきまして、1款資本的支出、2項建設改良費、1目固定資産購入費で90万7,000円を追加するものです。内容についてですが、施設費で医師住宅2戸分の石油給湯器2台と床暖設備を兼ねた石油ストーブ2台を整備するもので、合計90万7,000円を予定したものです。給湯器、石油ストーブについては、住宅建設時に設置されたもので故障も多く、取りかえの部品もないことから入れかえをしたものです。また、石油ストーブについては住宅の老朽化もあり非常に寒いことから床暖をあわせて設置しております。降雪時期を迎えての故障等に対する対応であり、小さなお子様もいること等を考慮し、早急に実施が必要と判断したものです。実施につきましては、町内業者による見積もり合わせを行い、予算に対して11万9,000円減の78万8,000円で11月29日までに完了しておりますことをご報告いたします。

以上、説明とさせていただきますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

柳澤さん。

○6番（柳澤雅宏君） 金額等については、特に問題はないかなと思うのですが、専決処分のあり方について、前回も本多議員からやっぱり専決処分について、いわゆる地方自治法にある特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないときとあるけれども、それほど時間の余裕がなかったのかという質問が前回も本多さんから出されたと思います。この冬に向かって、確かにストーブを早急にとすることは状況として理解はできますが、では果たして前回本多さんが言われたように本当に議会を開く暇がなかったのかという点について、それほど緊急を要する、議会を開く余裕もないというふうにはちょっと私は判断しかねるので、この専決処分のあり方についてももう少し慎重に、いわゆる議会に対する本当

に開く時間がないのかどうかというところまで突き詰めてやっぱりやっていただかないといけないと思いますので、今回は本当にそれだけの余裕がなかったのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（石神忠信君） 青木国保病院事務長。

○国保病院事務長（青木 彰君） 石油給湯器、それからストーブにつきましては11月に入ってから故障ということで、あらかじめの点検等についてご指摘をされれば、事前に把握できなかったわけではなかったかなというふうにもと思いますが、そういうことから急遽11月9日にということで、その後の日程的なことを含めて考えたときに、見積もり合わせの期間等を考慮したとき、それから設置するに当たっての設置の時間等も考慮したときに約3週間から1カ月は必要だろうと。そういうことを考えたときに、早急な判断と実施が必要ということで、議会等の招集については1週間、2週間の期間内でできたのかもしれませんが、それでも、それらを待つとさらに遅くなるということで、非常に降雪期を目の前にして、医師の待遇のこともありまして、早急に判断をさせていただいたということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（石神忠信君） 柳澤さん。

○6番（柳澤雅宏君） 降雪期を迎えて大変期間的に急いだということはわかりますけれども、言えば3週間の期間がやっぱりあったわけで、当然見積もり等をやること自体は、その必要性があってやっていくということはある程度理解できますが、ある程度の金額が定まった時点で十分に議会を開く余裕は私はあったのではないかなというふうに思います。ただ、そのことでこれがだめだとか云々ということではないのですけれども、やっぱり専決処分のあり方について十分認識を持っていただきたい。前回までは、地方自治法で議会を招集する暇がないというふうになっていますが、改定後はやっぱり議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められたときというふうに変わっておりますので、この点を十分重要視していただきたいというふうに思います。もし町長からこれに関して答弁があればお願いしたいです。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 今指摘を受けた専決処分のあり方等についてでありますけれども、今回私も事務長から相談をされたときに、こういう時期だから一日でも早くやってあげるようにしようやと、こういうようなことで専決処分の方向性を決めたわけでありまして、今指摘があったようなことも踏まえて、やっぱり専決処分については慎重に慎重を期して、できるだけ議会に提案をした中で予算の執行をしていくと、基本的な考え方を今後持って進めてまいりたいと、こういうことでご理解をいただければなと思います。

○議長（石神忠信君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより承認第１号 専決処分の承認を求める件（平成１９年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算 １１月９日専決）を採決します。

お諮りします。本件は承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第１号 専決処分の承認を求める件（平成１９年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算 １１月９日専決）は承認することに決定しました。

ここで準備の都合上、議場の時計で１１時まで暫時休憩にいたします。

休憩 午前１０時４６分

再開 午前１１時００分

○議長（石神忠信君） それでは、休憩前に戻り会議を続けます。

◎発言の訂正

○議長（石神忠信君） 先ほどの所管事務調査報告の中で訂正の申し出がありますので、柳澤さん、よろしくお願いします。

○いきいきふるさと常任委員長（柳澤雅宏君） それでは、済みません。訂正がありますので、訂正させていただきます。

学校施設（中農高、敏音知小）の利活用についての報告の中で「ケアホーム、ケアハウス」と申し上げましたが、「グループホーム、ケアハウス」の間違いですので、訂正させていただきます。

（何事か呼ぶ者あり）

○いきいきふるさと常任委員長（柳澤雅宏君） 失礼いたしました。「ケアホーム、ケアハウス」と申し上げましたけれども、「ケアホーム、グループホーム」の間違いですので、訂正させていただきます。

◎一般質問

○議長（石神忠信君） それでは、続きまして、日程第１０、一般質問を行います。

本定例会では７名の議員から一般質問の通告がありました。

順番に発言を許します。

初めに、受け付け番号１番、議席番号７番、藤田さん。

○７番（藤田首健君） 今回は２点ほど伺いたいと思いますが、最初に全国学力テストの結果についてということでお伺いしたいと思います。

文部科学省が全国学力・学習状況調査、全国学力テストを本年４月に実施しました。その

都道府県順位が10月末に公表され、本道は小学6年が全国46位、中学3年が44位で、いずれも下位5県に入るという大変ショッキングな結果となりました。全国学力テストの目的は、義務教育の機会均等と水準の維持向上の観点から、各地域における児童生徒の学力、学習状況を把握、分析することにより教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、一人一人の学習改善や学習意欲の向上につなげることにあります。全国学力テストが学校の序列化や地域間の競争激化につながるとの批判もありますが、実施された以上目的に沿って結果から課題を検証し、本町の義務教育の向上に役立てるべきだと思います。我が町、我が国の将来を担う人材をしっかりと育てるためにも、私は文科省から提供された本町での学力テスト結果を公表するとともに、今後の課題や改善の方向性を示すべきと考えますが、教育長の所見を伺います。

○議長（石神忠信君） 福家教育長。

○教育長（福家義憲君） ただいまの質問につきまして、お答えを申し上げます。

全国学力・学習状況調査の結果の公表につきましては、本調査実施要領の調査結果の取り扱いに関する配慮事項の中に、本調査の実施主体が国であることや市町村が基本的な参加主体であることにかんがみて、都道府県教育委員会は域内の市町村及び学校の状況についての個々の市町村名、学校名を明らかにした公表は行わないこと、また市町村教育委員会は上記と同様の理由により、域内の学校の状況について個々の学校名を明らかにした公表は行わないこととされております。北海道教育委員会におきましても、調査結果の取り扱いについては実施要領に基づいて行うこととされておまして、宗谷管内教育委員会連絡協議会の教育長部会におきましても、公表の範囲は文部科学省及び北海道教育委員会が公表することとしているものに限定をいたして、その方法は新聞等の報道をもって公表されたものとみなすこととする、したがって宗谷管内としてそれぞれの市町村における公立学校全体の調査結果につきましては公表しないこととしたところであります。ただし、学習状況調査の結果につきましては、学校評価や序列化、過度の競争につながるおそれがないものにつきましては公表しても差し支えないこととしたところであります。また、全国や北海道全体の調査結果を踏まえて、各学校においては自校全体、学級及び児童生徒の調査結果を分析し、今後の教育指導、学力向上策に適切に活用することといたしているところであります。

○議長（石神忠信君） 藤田さん。

○7番（藤田首健君） 再質問させていただきます。

全国学力テストは、来年度の実施要領が既に公表されており、これからも実施されると思います。確かにただいま教育長が申されたとおり実施要領には記載されておりますが、また次のように市町村教育委員会が保護者や地域住民に対して説明責任を果たすため当該市町村における公立学校全体の結果を公表することについては、それぞれの判断にゆだねると記載されております。つまり各市町村の裁量にゆだねられております。管内教育委員会連絡協議会教育長部会では、内容は今省略しますが、調査結果については公表しないこととしたとのことですが、本当にそれでよいのか私は疑問に思います。少なくとも本町は、危機

意識を持って対処すべきであると思います。先日11月30日、道新にも出ていましたが、道教育委員会が「身近なところから始めませんか。」と題した5つの提言を各小中学校に出したと。道教委が提言という形で学力向上を働きかけるのは異例だということで、これもやはり危機感のあらわれであると思います。参考までに申し上げますが、大阪府枚方市ではことし2月20日、全市立小中学生を対象に、毎年行う学力診断テストの学校別成績を公開することを決めた。ということは、昨年8月、一審判決で公開を命ぜられ、ことし1月、大阪高裁は一審判決を支持して枚方市の控訴を棄却したという、これ読売新聞の2007年2月21日という、そういう判例もあります。そこで、申し上げますが、結果が公表されなければ、本町の教育レベルがどのように推移しているのか、住民は比較検討もできないわけです。公表した上で学力低下の原因をどのように分析しているのか、また今後どのような学力向上対策を進めていくのか、教育行政の責任者として住民に理解を求めるべきではありませんか。

○議長（石神忠信君） 福家教育長。

○教育長（福家義憲君） 各学校、各市町村に公表等についてはゆだねられているので、公表すべきでないかということでもありますけれども、その後の文部科学省等からの調査結果の取り扱いについてということで文書が来ておりまして、具体的には国におきましては文部科学省がこの調査により得られた分析のうち公表する内容を除くものについて、行政機関の保有する情報の公開に関する法律がございまして、その法律の規定を根拠といたしまして、公表する内容以外のものにつきましては、国においては不開示情報とする扱いとするということでもあります。また、北海道におきましても国の取り扱いと同じように、北海道情報公開条例に基づいて、非開示情報として取り扱うこととしているということでもございまして、基本的に実施要綱ではうたわれておりますけれども、その取り扱いについては非開示情報扱いとするということでもございますので、あくまでも当町教育委員会といたしましては、国が公表するもの、あるいは北海道が公表するもの以外等につきましては公表をいたさないということでもございますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（石神忠信君） 藤田さん。

○7番（藤田首健君） 公表をする、しない、これはまだそれぞれの判断もいろいろあるかと思いますが、私は少なくともかなり危機感を感じて、そして熱意のこもった答弁が教育長から求めているつもりですけれども、何かそういった感じはちょっと私的には伝わらなかったなというふうに感じております。

そこで、これ町長にお聞きしたいです。これは、一応教育委員会を選任されている立場からひとつ伺いたいと思いますけれども、本町において学力低下の要因の一つとして、やはり先生の指導力不足というものが挙げられるのではないかというふうに思います。これはなぜかという、やはり保護者から聞こえてくる不満の声は年々大きくなっているように思うのです。指導力不足の教師がたくさん多いということでは私は言っているわけではありませんけれども、そういう人に当たった子供たちといいますか、保護者にしても大変不幸である

というふうに思うわけです。また、本町としましても移住、定住といったものを政策へ挙げる本町にとって、子供のいる若い家族を呼び込むにも、これはマイナス要因になるのではないかと思います。また逆に、教育レベルの高い学校をつくり上げていくということは、町おこしのプラスになるというふうに考えております。そういったことからすると、やはり優秀な教師を獲得する熱意、あるいは指導力を向上させる対策、ひいては家庭や学校だけに教育を任せるといえるのか、そんなことではなくて、町全体で子供たちの学力向上に取り組んでいるのだということがやっぱり大切ではないかというふうに思いますし、そういうことに努める対策が必要と考えますが、この件について町長の所見があれば伺いたいというふうに思います。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 私に答弁を求められておりますので、私からお答えをさせていただきますけれども、まず私は北海道が小学校で全国学力テストの結果46位、中学校が44位、そういう中で中頓別町内の小学校、中学校の位置づけは、はっきり私はわからないのではないかなと思います。そういう中にあっても優秀な成績だったのかどうなのかと。公表されていないので、わかりませんけれども、私はよかったのではないかなという推測をしているところでありますけれども、町内の先生方の年齢構成を見ると、若い先生が多いという実感を持っているのは私も藤田議員さんも同じではないかなと思います。そういう中で先生の指導力がどうなのかと。ちょっとその辺については定かではありませんけれども、私はやっぱり将来を担う子供たち、学校だけに任せることなく、地域住民や、家庭や、それから教育行政を担う教育委員会、それから私どもが担っている行政一体となった中で地域の子供たちを育てていくと、これが今求められていますし、私どもも今までもそういう観点を持ってやってきたつもりでありますけれども、そういう面で今後とも教育委員会と連携をしながら、地域の子供たちを行政も先頭になって教育行政をバックアップしながら進めていきたい、こういうことでご理解を賜ればと思います。

○議長（石神忠信君） 教育長、何か補足あります。

○教育長（福家義憲君） はい。

○議長（石神忠信君） 福家教育長。

○教育長（福家義憲君） 先ほどの再質問につきまして、ちょっと若干補足でご答弁させていただきます。

この調査結果につきましては、調査により測定できる学力の特定的一部分、いわゆる算数と国語、数学と国語だけの2教科だけでございまして、測定できるのが特定的一部分であることや学校における教育活動の一側面にすぎないというようなことを踏まえて、序列化や過度な競争につながらないように十分公表等については配慮といいますか、取り扱うようお願いをいたしますという国からの文書も来ておりまして、そういった中で今回公表をいたさないということにいたしておりますけれども、先ほど申し上げましたように各学校におきましてはこういった調査結果の内容等を分析あるいは検証をしながら、指導計画等に適切に反

映させるなど教育指導等の改善に向けて計画的に取り組むことや、その際に調査対象の学年や教科だけではなく、全学年、全教科等を対象として、学校の教育活動全体を見渡した幅広い観点から取り組むべき課題改善に向けた取り組みを検討することということになっておりまして、各学校におきましては教育指導等の改善に向け、また具体的には習熟度指導等や少人数指導、あるいは発展的な学習、補充的な学習などの個々に応じた指導を適切に実施したり、それぞれの課題に応じて教育指導を適切に行うことなどによって、基礎的、基本的な学力の定着に努めるというようなことや、保護者や地域等の理解と協力のもとに十分に連携をとりながら、家庭における学習習慣の改善に向けた取り組みを行うことというようなことで、各学校においてもこういった調査結果の分析、検証をすることといたしておりまして、小学校の「中小だより」にも今回10月便りに出ておりますけれども、調査結果が2教科でありますけれども、多岐にわたってございます。したがって、その結果等については公表いたしませんけれども、時間をかけて分析等をしながら今後の教育活動に努めていくということでお知らせをさせていただいておりますので、今後各学校等においてそういった結果の分析等を行いながら、児童生徒の指導に当たってまいるということにいたしておりますし、当教育委員会におきましても施策等に問題等があるかないかを含めまして、調査結果の分析を今進めておるところでございます。多岐にわたっておりますので、かなりまた時間がかかるのではないかなと思っておりますのでございます。いずれにいたしましても、そういった方向で進めているということでご理解をいただければと思います。

○議長（石神忠信君） 藤田さん。

○7番（藤田首健君） いろいろと聞かせていただいて、かなり今安心しているところですが、3回ということですので、この問題については一応終わりたいと思います。

次の質問をいたします。公立病院改革ガイドラインについて。先ごろ11月12日に総務省の公立病院改革懇談会が公立病院改革ガイドライン案を提出しました。これによれば、平成20年度中に自治体は経営の効率化や経営形態の見直し案を盛り込んだ公立病院改革プランを策定することになっておりますが、現段階でどのような目標、具体的な取り組みを考えておられますかと。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 公立病院改革ガイドラインについてお答えをいたします。

総務省が設置している有識者懇談会である公立病院改革懇談会が10月29日に開催されました。素案であります、公立病院改革ガイドラインが示されました。その中によりますと、平成20年度内に地方公共団体が策定する改革プランにおいて、経営効率化による部分につきましては3年程度、再編、ネットワーク化及び経営形態の見直しに係る実施計画に係る部分については5年程度を対象として策定することを提示しているようでありますが、まだ私どもに正式にこの公立病院ガイドラインが示されておられませんので、今後正式に出される公立病院の改革ガイドラインによって判断をしていくと、こういうことになるかなと思います。

○議長（石神忠信君） 藤田さん。

○7番（藤田首健君） 再質問させていただきます。

まだ来ていないということでしたけれども、11月12日には、今町長が答弁された10月29日の素案でなくて、もう素が取れて、案という形で総務省自治財政局長に懇談会の座長の長隆氏から出されていると、こういう文書であります。これは、ほとんど内容からいっても7年度ということではなくて、7年中に各市町村へ示すということですから、少なくとも今月中にはもう届いているか、あるいはこれから届くかだと思います。その中で具体的に素案のほうは私ちょっと持っていませんけれども、ほとんど変わりにくく示されていたのではないかなというふうに思いますが、差しさわりのあるというか、そういうところだけちょっと題名だけでも読みますけれども、目標達成に向けた具体的な取り組みということの中で、具体的な取り組みとして想定される事項は例えば次のとおりである。民間的経営手法の導入、これは民間委託だとか、そういった部分がいろいろ考えられるであろうと思います。それから、事業の規模、形態の見直し、これは病床数が70%未満であれば、それを明らかにするとか、あるいはそうでなかったら、いろいろ考えなさい、診療所にするか、老人保健施設だとか、そういったものへの転換を含めながら考えなさい、そういったこと。それから……マイクちょっと入っていなかったようでしたので、最初のほうは割愛させていただきたいと思います。それでまた、経費削減、抑制対策、こんなのは言うまでもありませんけれども、あるいは収入増加、確保対策だとか、いろいろ詳しい具体的な内容は示されているわけです。実際なぜ今ごろこうやって言うかといいますと、少なくともこういうプランに取り組む前、ガイドラインを3年あるいは5年と、こう言われているわけですがけれども、その3年、5年以内にやれということではなくて、計画そのものは20年度、来年度で仕上げて出さなければならないということから、少しでもこの案に沿って取り組んでいくとするならば、ひょっとしたら、これから予算編成あるわけですがけれども、予算にも影響するのか、絡んでくるのかなというふうなことも考えましたので、聞いてみたわけです。そして、実際本当に病院というのはこの地域になくされないわけだし、そんなに、そんなに診療科だとか何かということにもなりづらい。やっぱりできれば今のような状態の中でやっていきたいというのはこれ皆さんの思いのとおりだと思いますけれども、本当に病院のどういう方向でいくのかということもきちっと位置づけた上でやっぱりガイドラインを設定しなければならぬということからお聞きしたのです。そういうことで真剣に今取り組んでいただけるものだと思いますけれども、その辺についてちょっと。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 再質問にお答えをいたします。

私どものほうでは公立病院の改革ガイドライン、まだ素案という括弧がついたものしか来ておりません、はっきり申し上げて。そういう中で公立病院改革の必要性、1つは公立病院の役割は地域に必要な医療のうち採算性等の面から民間医療機関による提供が困難な医療を提供するものである、これが基本になっているわけです。そういう中で恐らくこのガイド

ラインに示される部分については経営効率化の数値目標、3指標を盛り込むのでないか、こう言われています、素案の中では、1つは、経営収支比率であります。3年後に一般会計からの繰入金等を含めて経常収支が黒字になるように。それから、うちは今現在18年度単費で申しますと94.9%の経営収支比率であります。それから、2点目は医療収入に占める職員給与の比率、これも恐らく指標として示すことになるのでなかろうかなと思います。参考までに申し上げますと、中頓別は今現在64.5%であると。それから、病床の利用率でいえば、3年間連続で70%未満の施設については病床数の削減や診療科など抜本的な見直しをなさないと。18年度では54%でありますけれども、この経営効率化の数値目標は必ず入れなければならないだろうと。こういうような方向性で私も素案の中で承知をしているところであります。そういう中で病床利用率については70%以上というのが示されておりますけれども、そのほかの数値目標についてはまだ示されていない。そういうようなことで、当然私も今現在病院経営、病院の運営委員会を設置をして、あるべき姿をお願いをしておりますけれども、また18年度から病院の健全化計画も策定しております。19年度からは経営収支比率、一般会計も含めて黒字にしていくと、こういうようなことも計画で持っておりますから、その計画に沿って私も19年度、本年度から取り組みを進めているところであります、この公立病院改革ガイドラインの素案という案が取れて出てきた中でも、恐らく3つの指標をクリアしなければならないのでないかなと思います。そういう面では、十分素案の中で知り得ている部分を含めて、今後20年度に向けて計画を策定をしていくと、こういうことになろうかなと思います。

○議長（石神忠信君） 藤田さん。

○7番（藤田首健君） そういうことで頑張っていたきたいというふうに思います。

私の質問はこれで終わります。

○議長（石神忠信君） これで藤田さんの一般質問は終了しました。

続きまして、受け付け番号2番、議席番号2番、本多さん。

○2番（本多夕紀江君） 大きく2点について質問をしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

1点目ですけれども、限りある資源を有効に活用し、循環型社会への転換をということで質問したいと思います。最近の原油の高騰は、私たちの生活全般にわたって大変な影響をもたらしているところですが、リサイクル市場、業界にも大きな影響を与えていると思います。今私たちにできることは限られていますが、資源の有効利用と、それを町の収入増につなげることが大切ではないかと思います。そこで、次の点を伺います。

1つ、11月初旬に実施された町の公共施設見学会でごみ処理施設を訪れ、新聞紙を初めとするリサイクル品の引き渡し量のリストを見せていただきました。各リサイクル品の単価などの平成18年度の引き渡し条件、去年と今年度の現在までの引き渡し状況を伺います。

2点目、食用廃油、てんぷら油などですけれども、それから製造するBDF、バイオディーゼル燃料が今大変注目されておりますけれども、道内でもそのメーカー急増中ということ

です。当町でも食用廃油を回収してBDFを製造し、ごみ収集車や公用車の燃料として使うことや、それができなかつたらメーカーに有料で引き取ってもらうことは考えられませんか。

3つ目、莫大な量の石油が使われるレジ袋の削減に向けて、関係団体との協議、住民への呼びかけ等何らかの対策をとるべきではありませんか。

4つ目、容器包装リサイクル法が適用され、現在分別収集されていないプラスチック系ごみへの対応は今後どのように考えておられますか。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 本多議員さんの限りある資源を有効に活用し、循環型社会への転換をとという質問につきまして、奥村保健福祉課長に答弁をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 奥村保健福祉課長。

○保健福祉課長（奥村文男君） ご答弁を申し上げます。

まず、（１）につきまして、平成１８年度リサイクル品の引き渡しにつきましては、「１１品目」となっていますが、「１０品目」にご訂正いただきたいと思います。１０品目で、うち有価物が８品目、処理手数料を払って引き渡しをしているリサイクル品は瓶、廃乾電池等の２品目であります。なお、単価等につきましては、下記の表のとおりとなっております。引き渡し条件につきましては、市場価格から輸送費等を差し引いた価格において覚書を取り交わしているところでございます。

（２）につきましては、町独自でBDFの製造やその活用につきまして、コスト面、あるいは廃油の発生量からも困難と思われます。業者の中には、リサイクル品として回収しているところがあるように聞いておりますので、調査の上、検討してまいりたいというふうに考えております。

（３）ですが、レジ袋等の削減につきましては、住民一人一人がごみの減量と資源の有効活用に対する意識を高めることが大切と考えております。町でもマイバッグ運動等の推進につきまして旬報等で周知しているところでございますが、さらに住民意識を高めるための対策を検討してまいりたいと思います。

（４）につきまして、廃プラスチック系のごみにつきましては現在可燃ごみとして収集しておりますが、リサイクル品として分別収集し、処理するためには、施設整備等のために多額な費用がかかることから、当面可燃ごみとして処理していく考えでおります。

以上です。

○議長（石神忠信君） 本多さん。

○２番（本多夕紀江君） ４点について再質問をさせていただきます。

１８年度のリサイクル品による収入は、これをざっと計算してみまして、１００万円余りになっているかと思います。また、アルミを除いて全般に値上がり傾向にあるように思われます。そこでですけれども、１つ目、市場価格から輸送費等を差し引いた価格という条件だそうですが、引き渡し業者と引き渡す自治体の間でどこでも同じような基準というものがあるのでしょうか。

2つ目ですけれども、この引き渡し業者の選定です。業者を選ぶに当たって、毎年どのような方法とか、基準で選ばれているのか。業者は、こういうリサイクル品の回収が始まって以来かなり入れかわっているのでしょうか。

3点目ですけれども、廃油については道内、道北地域でも回収を行っている自治体があるということですから、参考にしてみて、ぜひ早い時期に回収、売却ができるよう検討すべきだと思います。揚げ物に使った油は始末に困るというのが家庭でも、事業所でも実態だと思いますし、どうせ捨てるのだから、持っていってもらえば助かると業者の方もおっしゃっています。

4点目ですけれども、マイバッグ運動の周知は残念ながら余り行き渡っていないのでしょうか。レジ袋1年間に全国で300億枚以上使われて、製造するのに石油5億リットル、これは1日当たりの原油輸入量に匹敵するのだそうです。レジ袋不要の場合ポイントで還元するポイント制を取り入れている業者もいらっしゃいます。今のマイバッグ運動をもう一歩進められないのでしょうか。

以上、再質問です。

○議長（石神忠信君） 奥村保健福祉課長。

○保健福祉課長（奥村文男君） リサイクル品の単価の基準等につきましては、これはリサイクル品の市場価格から輸送費を差し引いた価格ということで覚書を取り交わしておりますが、市場価格については取引業者でもって市場を調査した上での価格から、当町にごみ収集を委託している業者のごみの収集量等によって輸送費用も変わってくることから、それらの費用を差し引いた価格でもって単価設定をさせていただいているということでございます。

業者の選定先につきましてはですが、これにつきましてもリサイクル品の種類によりましては圧縮、こん包等をしなければならないごみ、あるいは缶、瓶等、ペットボトル等については圧縮しなければならないもの、あるいは缶等につきましてはプレスしなければならないごみ等々によりまして収集できる業者あるいはできない業者があることから、当町におきましてはそれらに適合する業者を、当初分別収集始めたときから現在の業者は変わっておりませんが、それらに合わせた形の業者選定をして収集を、分別品を処理をしているということでございます。

それから、廃油の関係につきましてはですが、廃油の部分につきましては今後さらに調査をいたしまして、どのような方法をとれるのか早い時期に検討して、対応していきたいというふうに思います。特に質問の中でも出ておりましたが、廃油の部分につきましては、BDFの製造のためにはある程度のコストがかかると、特に車等に使用する場合におきましては車の改修等も必要なことから、当町で独自で実施することはまず不可能だろうというふうに考えております。したがって、分別収集を行って、それが少しでも環境にプラスになる、あるいは価格として、町の財源として有効に収益になるということであれば、対応してまいりたいというふうに考えております。

次に、マイバッグ運動の部分につきましてはですが、これにつきましても今年度旬報等でも

周知をしているところですが、今後さらにマイバッグ運動の推進等に努めていきながら、レジ袋の縮小のために努力していきたいというふうに考えております。

○議長（石神忠信君） 本多さん。

○2番（本多夕紀江君） 再々質問をさせていただきます。

主に3点についてですけれども、1点目、価格の問題ですけれども、市場価格のことはだれから見てもこれぐらいの相場であるということははっきりすると思いますけれども、私が聞きたかったのは市場価格から輸送費等を差し引いた価格、この輸送費はどのような基準なのか、そのあたりがある程度基準というものがあるのかどうか、そこをお聞きしたかったわけですけれども、でもただいまの答弁をお聞きしますと、価格的なことから引き渡し条件は業者の判断に任されているという、そんな感じを受けました。そこで、今リサイクル品、特に古紙、古新聞なんか非常に不足しているという状態のようですので、リサイクル品の引き渡しに当たっても業者任せにしないで、できるだけ高く買ってもらうようにほかの自治体や一部事務組合のやり方等も参考にしながらしっかりと交渉すべきだと思いますが、いかがでしょうか。ごみ処理には莫大な経費がかかっている、町民の負担も大変大きなものがあります。できる限り経費を回収すべく、この点について全力を尽くしていただきたいと思います。

それから、業者を決めるに当たって、いろいろと条件があるというようなことでしたけれども、ほかの事業と、建設事業や何かと同じように入札、またはそれに近い方法で有利な条件の業者と契約すべきだと思います。平成8年から業者が変わっていないということですが、その当時と今とではリサイクル品の市場の様子がだいぶ変わっていると思います。それに合わせて、やはり業者についても厳しい目で選定をしていただきたいと思います。

あと、3つ目、情報の提供ということですが、効率のよいごみ処理を行うにも、ごみの減量化を目指すにも、住民の協力なくしてはできないことだと思います。リサイクルごみについては、収集された後どこで、どのように処理されるか知らない人も多いと思うのです。そこで、状況をたまに知らせていただければ、ごみを出す側の分別もさらに進むのではないのでしょうか。

○議長（石神忠信君） 奥村保健福祉課長。

○保健福祉課長（奥村文男君） 輸送費の基準につきましてですが、これにつきましては先ほどもお話ししたとおり、当町の場合につきましては結束、こん包機械等がない関係から、リサイクル品によりましてはそのままばらで収集をしていかなければならないという状況になっております。したがって、リサイクルのストックヤードの中に保管する量も限られていることから、月に数回に分けて輸送していかなければならないということもありまして、通常は結束、こん包するよりは大量にリサイクル品を運ぶことができないことから、輸送費等についても通常よりもかかるという状況も実はございます。それらも含めまして、今後価格等の基準等の調査をしていながら、適正な価格でもって取引をするような形で取り進めていきたいと、こういうふうに考えております。

それから、業者の選定につきましてですが、業者の選定につきましても現在当町においては覚書を取り交わしまして実施をしておりますが、近隣町村の状況等も調査の上、どのような形が適切なのか検討していきたい、こういうふうに考えております。

それから、3点目のごみ分別等における住民に対する情報の提供につきましてですが、今後ぜひそのような形で少しでもごみの状況を住民に周知をしながら、ごみの分別、あるいはごみの減量化に向けて取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（石神忠信君） 本多さん。

○2番（本多夕紀江君） それでは、循環型ということについて質問を終わります。

次に、2点目の質問をしたいと思います。障害者福祉の充実について。第1期中頓別町障害福祉計画が策定されましたが、障害者福祉の充実に向けた取り組み状況や課題はどうなっているか伺います。

1つ目、天北厚生園の移転改築について。先月実施された地域懇談会では、平成24年以降に中農高跡地を天北厚生園の移転先として利用したいと説明されましたが、平成17年1月には同園法人化・施設整備懇話会の答申によって、移転改築の必要性が認識されていたと思います。懇話会の答申どおり平成21年、22年の2カ年で施設整備を期待する声は多く、なぜ24年なのか、財源、資金面も含めた理由を伺います。

2つ目、障害者自立支援法に基づく新体系への移行が施設利用者とその家族に大きな衝撃を与え、不安に陥れています。グループホームやケアホームに移される目安となる障害程度区分認定の状況を伺います。

3つ目、地域活動支援センターは、市町村に設置が義務づけられています。障害福祉計画では、実施もしくは今後検討する事業とされていますが、どこまで検討は進んでいますか。また、その必要性についてどのように認識されておられますか。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 障害者福祉の充実について、1点目は私から、2点目、3点目については奥村保健福祉課長に答弁をいたさせます。

まず、1点目でありますけれども、天北厚生園の移転改築を早期に実施したいというのは私の思いもありますけれども、現時点では平成24年度以降との考え方をお示しをしたのは、現在は公債費負担適正化計画、国保病院経営健全化計画、また中長期の行財政運営計画などにより財政の健全化の取り組みを最優先にすべきと、そういう考え方から24年度以降という考えを示したところであります。

○議長（石神忠信君） 奥村保健福祉課長。

○保健福祉課長（奥村文男君） 2点目について、（2）についてご答弁申し上げます。障害者程度区分の認定につきましては、それぞれの出身地の市町村が認定審査し、決定することになっております。厚生園施設利用者に対する認定調査の終了済み市町村につきましては、現在8市町村40名の方の認定調査が終了していると聞いております。まだ認定調査を経て、区分決定の通知はないとのことでございます。残り53名の施設利用者の方につきましては、

認定調査が実施されていないことから、町ではどの程度の障害区分となるのか、現在仮の認定調査を実施しているところでございます。

(3)につきまして、地域活動センターにつきましては地域における障害者の活動を支援する施設として必要と認識しておりますが、センターの設置につきましては設置形態に伴う利用者数、職員配置基準等が定められております。このため現状での設置につきましては難しいことから、それにかわる事業として日中一時支援事業の実施について、事業に向けて南宗谷福祉会と協議を進めてきたところでございます。この事業は、地域生活支援事業のその他の事業に区分され、障害者の日中における活動の場の確保と障害者等の家族の就労支援及び家族の一時的な休息を目的としており、天北厚生園と特別養護老人ホーム長寿園が受け入れ施設として社会福祉法人南宗谷福祉会と10月1日に業務委託契約を締結し、障害者の家族を対象に事業説明及び施設見学等を実施してきたところでございます。

○議長（石神忠信君） 本多さん。

○2番（本多夕紀江君） 再質問をいたします。

4点あります。1つ目ですけれども、24年以降というのは24年から移転改築を開始するのか、それとも検討を開始するのか、どちらでしょうか。また、その施設整備に当たって、法人として活用できる民間基金を利用できると説明されたことがありましたけれども、それはどのような状況なのでしょう。

2つ目ですけれども、現在の施設の老朽化はだれもが心配しているところでございます。その上入所者1人当たりの面積9.9平方メートルという基準のところ、現在は3.3平方メートルくらいで、全くかけ離れています。そのためトラブルが頻繁に起きたり、知的障害者が療育上必要とされる精神的安定が確保できにくいとか、今では障害者施設の全体がバリアフリー化の対象となっていることなどを考え合わせますと、利用者の方々は大変劣悪な環境で暮らしていらっしゃるわけです。毎日毎日何年間もそこが生活の場になっているのです。朝行ったら、夕方は帰ってこれるとか、そういう状況ではないわけです。移転改築は利用者、ご家族の心からの願いだと思うのです。一日でも早い改築を願って10年以上も皆さん積み立てをなさってきて、3,800万円にもなっていると聞いております。利用者も、ご家族も口に出したり、行動に訴えるということは差し控えていらっしゃると思いますが、改築を願う気持ち、これは察するに余りあります。このせつない願いにどうこたえていかれるかお伺いします。

3つ目ですけれども、障害程度区分の認定調査のことですけれども、これまだ当分終わるそうにもないようですけれども、その106項目にも及ぶ調査、それが知的障害者の実態が十分反映されていないという専門家の指摘があったり、調査も終わっていない段階で、終わっていないのに結論ありきで、30名程度グループホームやケアホームに移行の見通しなどと聞くと、大変心配になるわけです。そこで、グループホームやケアホームで生活する方への支援の体制はどうなるのか伺います。長い間施設で暮らしてこられて、地域で独立した生活をするとなると、利用者ご本人も、ご家族も不安があると思いますので、安心してもらえ

る体制を町としても責任を持って整えるべきと考えます。

4つ目の地域活動支援センターの設置のことで伺いますけれども、それにかわる事業を始めたということです。現在の受け入れ施設では、どのような活動が可能なのでしょう。それと、10月1日に業務委託契約を締結したということですけれども、この事業を始めたことを何らかの形で住民全体にお知らせすべきではありませんか。

以上、お尋ねします。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 1点目、2点目につきましては私からお答えをいたします。

まず、24年度以降にした関係については、先ほどもお話し申し上げましたけれども、本多議員さんもお承知かと思えますけれども、地方公共団体の財政健全化法がスタートいたしますけれども、その実質公債費比率、平成19年度分で中頓別町は早期健全化の25%以上を超えると、こういうようなことになります。そういう中であって、私どもの公債費負担適正化計画では23年度で25.8%でありまして、24年度に初めて25%以下になる、こういうようなことから、24年度以降に実施をしたいと、こういう考え方に立ったところであります。なお、今それまでの間には十分な計画を練った中で、一年でも早く実施をしていくという気持ちについては変わらないということをお答えをさせていただきたいと思えます。

なお、2番目につきましても今言ったようなことを加味していただいて、ご理解を賜ればと思えます。

○議長（石神忠信君） 奥村保健福祉課長。

○保健福祉課長（奥村文男君） 3点目の支援体制等につきましてはですが、先ほどご説明したとおり現在認定調査につきましては調査をしている最中でございます。今年中に、仮審査の内容については出るものと考えております。ただ、これにつきましては冒頭お話ししたとおりそれぞれの市町村が認定審査をし、障害程度区分の決定をされることから、私どもの仮審査が即認定、程度区分になるということではございません。したがって、いずれにしても当町で実施しております仮認定調査をもとに、何名程度施設から出なければならぬのか、その辺の判断基準にはなろうかと思えますが、それらを踏まえまして、支援の体制につきましてはグループホーム、ケアホーム等で対応できるような形での事業展開というふうになろうかと考えております。

4点目の支援センターの日中一時支援事業の住民周知につきましてはですが、これにつきましては今後広く住民にも理解していただくために、周知をしていきたいというふうに考えております。

それと、もう一点、日中一時支援事業の受け入れ活動の内容につきましてはですが、これにつきましては受け入れ施設が長寿園、それから天北厚生園と2つの施設を予定しておりまして、それぞれの施設におきまして障害の区分等によって受け入れの内容が大きく変わるのかなというふうに考えておりまして、具体的には今後利用者が出た時点で利用者、それから町、

それから受け入れ施設等で協議をしまして、どのようなサービスの提供をしていけるのか、協議をしながら進めていくというふうになろうかと思います。

○議長（石神忠信君） 本多さん。

○2番（本多夕紀江君） 先ほどお聞きしたことでちょっとお答えがなかったかなと思うのですけれども、法人として活用できる民間基金の利用というのは、それは現在のところどんな状態になっているのでしょうか。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 私はそこまで承知はしておりませんが、しかしながらそういう資金も長寿園のほうで借りているということがありますから、そういう借りの制度はあるのかと思います。しかしながら、借りた場合であっても、恐らくその償還については町のほうに持ってくれと、こういうような形になろうかなと思います。

○議長（石神忠信君） 本多さん。

○2番（本多夕紀江君） それでは、再々質問をさせていただきます。

4点ほどです。1つ目ですけれども、天北厚生園の施設、設備大変に古いものですので、移転改築までの間大規模な修繕や改修の必要が生じることも十分想定されると思うのですけれども、その場合はこれは町が責任を持って行うべきと考えますけれども、いかがでしょうか。

2つ目ですけれども、移転改築までの間高校の生徒寮、間もなく中頓別の農業高校は生徒さんがなくなるわけですが、この生徒寮の維持管理についてはどのように考えておられるのか。それとあわせて、この予定方針どおりにいくと、予定方針どおりに新体系への移行となると、グループホーム、ケアホームと施設本体が余りにも距離的に遠くなって何かと不便が出るでしょうし、また今行われている野菜、キノコ、卵などの生産活動、作業にも支障が出ないかと心配しているところですが、このあたりはどうか対応ができるのでしょうか。やはり所管事務調査報告の意見にもありましたとおり、グループホームとケアホームと施設本体の整備の同時進行が望ましいように思えるのですけれども、先ほどから町長に財政が厳しくて、かなり本体の整備大変だということを伺っていますので、その辺そのことについては省略していただいても結構です。管理についてお尋ねします。

あと、3つ目ですけれども、地域活動支援センター、これ法人化の基本的な考え方ということで前に説明されているのですけれども、法人化されれば利用者のニーズに即応した事業の実施が可能になるという説明を受けております。ただいまのご答弁では、利用者が出た時点でサービスを考えるということですが、この事業の充実、サービス内容の充実をぜひ図っていくべきと考えます。利用者が出た時点でサービスを考えるということですが、どんなサービスができるのかわかっていないと、利用したいという申し込みもできないと思います。ですから、幾つかのこういうサービス、活動ができますよという例を挙げて、住民にお知らせすべきではないかと思います。

4つ目、最後ですけれども、移転改築、新体系への移行のどこの部分をとっても今のとこ

ろ不透明、見通しがはっきりしないという感じがします。見通しを立てにくい状況にはありますけれども、福祉の充実は自治体の一番大切な仕事です。そこで、法人と町がよく連携をとりながら、移転改築、新体系への移行の全体的な計画を次期の障害福祉計画に位置づけるべきと考えますが、いかがでしょうか。いろいろ事情については先ほどお聞きしましたので、障害福祉計画への位置づけについてここでは伺います。また、今現在の状況は大変厳しいけれども、町長の任期はまだ3年余りあります。やはり先ほどもご答弁いただいていますけれども、移転改築に最大限の努力をしていただきたいと思いますと思っています。

以上です。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） お答えをいたします。

まず、大規模改修でありますけれども、大規模改修の範囲によって町が支援をする、またはこういう範囲なら支援ができないということになろうかなと思います。そういう意味では、天北厚生園のほうで修繕、大規模改修等について必要な場合については町とも協議することになっておりますので、その協議の結果判断をしてみたい、このように思います。

また、高校の寮の問題でありますけれども、今月13日だと思いましたが、教育庁の施設課から中頓別町のほうに担当主管等が来られまして、その中で寮について天北厚生園の本体として利用したいと、こういうようなお話をさせていただきました。その間、利用するまでの間については教育庁のほうで維持管理していただけるのでしょうかということでも問いをしたところ、町のほうで使うまでの間については最大限の維持管理をしていくと、こういうようなお話を、回答をいただいておりますので、ご報告をさせていただきたいと思います。なお、施設、グループホーム、ケアホーム等と同時進行については、これは私ども補助制度の内容、また補助制度について支庁に照会しているときについては、本体施設から出る利用者の人数が決まらないのに本体を整備するということについては理解できない、こういうような話もあります。担当のほうでそういうような話を聞いているということでもありますから、これはなかなか難しいだろうと思います。しかしながら、24年度以降と申し上げておりますけれども、私ども本年度につきましても計画よりも借入金を減らしておりますし、毎年度公債費適正化計画の借入額よりも減らしていきながら、一年でも早くこの適正化計画を目標にしている25%以下に公債費の比率を下げて、一年でも実施をしたいという気持ちについては先ほど初めにお話ししたとおりでございます。

○議長（石神忠信君） 奥村保健福祉課長。

○保健福祉課長（奥村文男君） 日中一時支援事業の事業サービスの内容の関係につきましても、これにつきましては新たな事業ということもありまして、特に新たに立ち上げる事業と違いまして、既存の老人ホームあるいは天北厚生園のほうで事業を受託していただくという中身の事業でございまして、現在それぞれの施設で行っているサービスの中で対応していくような形になろうかと思っています。したがって、先ほどもお話ししたとおり利用者の障害程度区分等によりまして、サービスが決定されていくというふうを考えております。

その辺につきましては、先日も視察見学及び事業内容等の話につきまして、それぞれの施設に行きまして、説明を行ってきているところでございますが、今後具体的に利用される方が出てきたときについては、先ほどもお話ししましたとおり町、施設、それから利用者それぞれどういうサービスを受けることができるのか十分協議をしながら、事業実施を進めていきたいというふうに考えております。

それから、もう一点、計画への位置づけでございますが、これにつきましても今後具体的な協議を進める中で、計画に盛り込んでいきたいというふうに考えております。

○議長（石神忠信君） 本多さん。

○2番（本多夕紀江君） これは質問ではありませんけれども、地域活動支援センターにかかわる事業、それについて法人の施設が現在行っているサービスの中で障害者、利用者の利用にこたえていくという、そういうことだと思いますけれども、やはり障害者福祉についても町が責任を持って行うという意味でも、今やっているサービスの中でこたえているというよりも、利用したい人のニーズにこたえるということをできるだけ大事に進めていただきたいと思います。

これで私の質問を終わります。

○議長（石神忠信君） これにて本多さんの一般質問は終了しました。

ここで昼食のため議場の時計で午後1時まで暫時休憩にいたします。

休憩 午後 0時08分

再開 午後 1時00分

○議長（石神忠信君） それでは、休憩前に戻り、一般質問を続けます。

一般質問、受け付け番号3番、議席番号5番、星川さん。

○5番（星川三喜男君） 私は、大きな点で3点質問させてもらいたいと思います。これは、私の今回の質問は今後の中頓について質問させてもらいたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、1点目といたしまして、地方公共団体財政健全化法についてでございます。平成20年度決算から適用される地方公共団体財政健全化法の4比率の算定方法案が示されたと思いますが、これを平成18年度決算及び19年度決算見込みに当てはめた場合、本町の4比率はどのようになりますか。判断基準案が示されている場合健全レベルなのか、早期健全化レベルなのか、また再生団体レベルなのかを見通しを伺いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 星川議員さんの地方公共団体財政健全化法について、米屋総務課長に答弁をいただきます。

○議長（石神忠信君） 米屋総務課長。

○総務課長（米屋彰一君） では、お答えいたします。

総務省は、今月 7 日に平成 20 年度決算から適用される自治体財政健全化法に基づく自治体の新しい財政破綻基準を公表いたしました。当町の平成 18 年度決算に当てはめ、算定しますと、実質赤字比率は零％、連結実質赤字比率はマイナス 8.28％、実質公債比率は 26.0％、将来負担比率は 191.4％となります。また、平成 19 年度決算見込みでは、まだ 4 カ月余りの期間があり、未確定ではありますが、実質赤字比率は零％、連結実質赤字比率はマイナス 7.78％、実質公債比率は 28.6％、将来負担比率は 161.9％となる見込みです。総務省新基準での財政再生団体、早期健全化団体の位置づけでは、実質公債比率で早期健全化団体に位置づけられることになり、公債費負担適正化計画、国保病院経営健全化計画、中長期行財政運営計画などにより一層の財政の健全化に取り組んでまいります。

○議長（石神忠信君） 星川さん。

○5 番（星川三喜男君） わかりました。

それでは、再質問させてもらいたいと思います。ただいま述べられましたようにこの中で 19 年度の実質公債比率が、基準が多分 25％だったと思いますけれども、その基準オーバーの 28.6％ということですが、ほかの指標については安全圏ということで理解してよろしいのでしょうか。

それと、19 年度は公表だけでよいと言われておりますし、20 年度決算からは健全化法適用となりますが、ここで 1 つでも基準を超えますと、財政健全化計画を策定し、議会の議決が必要になり、外部監査が義務づけられると聞いておりますが、20 年度決算で基準の 25％、要するに実質公債比率、切れるのかも伺いいたします。

それと最後に、将来の負担比率についてでございますが、将来にわたる負担額が多分退職金手当を含めてちょっと計算したら 118 億 2,000 万円ほどになると思いますが、22 億の本町の財政規模で将来にわたり今後耐えていくことができるかどうか再度伺いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 米屋総務課長。

○総務課長（米屋彰一君） 1 点目のそのほかの部分については安全なのかというご質問でございますが、安全とは言い切れませんけれども、今のところ数式に当てはめていく中では大丈夫という判断をしております。

また、20 年度決算から 1 つでもということなのですが、これについては 1 つでも該当すれば、そのようになります。

それと、20 年度以降の実質公債費でございますが、これにつきましては公債費負担適正化計画に数字が載っておりますが、これでいきますと 3 年間平均で 29.3％となり、オーバーすることでございますが、先ほど来から言うておりますように適正化計画の中で比率の抑制を図るために最大限努力をしていくつもりでおりますので、なるべく数字を下げしていく努力をしていきます。

以上です。

（「もう一点、将来負担比率について１１８億ほどあるんだけど、負担に耐えられるかどうかという」と呼ぶ者あり）

○総務課長（米屋彰一君） 耐えられるかどうかということなのですからけれども、ちょっとあれなのですからけれども、耐えられるよう努力というか、それをクリアすべき努力は当然していかねばならないと考えております。

○議長（石神忠信君） 星川さん。

○５番（星川三喜男君） わかりました。耐えていけるよう努力してもらいたいと思います。

次の質問もずっと私これ関連ありますので、健全化法等の関連もございますので、２番目の質問にまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。来年度予算の編成についてでございます。平成２０年度予算編成に当たっては、交付税が出口ベースで４．２％、約８，０００万円削減されることを考慮すると、町民生活に悪影響が出ないか憂慮しております。今定例会では、各種利用料の引き上げを内容とする条例案も提出されておりますが、これも財政調整基金が底をつきかけ、昨年以上に歳出全般にわたる見直しをしなければ、予算が立てられない本町の危機的な状況があらわれているからだとは私思っております。このことを全職員が認識しているのか、そして果たして来年度予算は立てられるのか、予算編成の見通しを町長にお伺いいたしたいと思います。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） お答えをいたします。

ご質問のとおり総務省は、平成２０年度の地方交付税を平成１９年と比較し、出口ベースで４．２％削減で概算要求したと新聞報道がなされ、単純に本町の地方交付税支給総額に削減額を乗じると、約８，０００万円が減少することが予想されます。本町は、今までも町民や職員の協力のもとに行財政改革を柱に取り組みを進めてまいりましたが、地方交付税の削減額に追いつけない状況であります。職員も現在の危機的な財政状況については、私は十分認識しているものと考えております。このような状況でありますけれども、私どもは全国の市町村は統一して財政基盤の強化や地域間格差是正を前面に出して、総理大臣や各大臣並びに国会議員に対し、地方交付税の削減の復元や一般財源の確保に向けて今までになく強力に要請をしてきておりますし、国の新年度予算にそういう意味では期待をしているところであります。また、本町の今まで進めてきた行財政改革による効果等を来年度予算編成に生かしていく考えであります。

○議長（石神忠信君） 星川さん。

○５番（星川三喜男君） それでは、再質問させてもらいたいと思います。

ただいま町長が答弁なされましたのですけれども、この中で私思うには行財政改革を柱として国の新年度予算に期待すると答弁がございましたが、交付税の８，０００万円減と、それ以外にも財政不足になると思われませんが、総額どのぐらいの財政不足となるのかお伺いします。その不足財源対策として今まで行財政改革など、要するに３定の定例会で町長、教育長の給料の引き下げもありました。そして、そのほか人件費でどのぐらいか、それから事務

事業の見直し等々でどのぐらいになるかも教えてもらえればと思いますし、また国の予算に期待するのが8,000万なのか、それともどのぐらいの期待をかけているのかお伺いします。

そして、あわせて、基金の取り崩しもしなければならないと思います。具体的にその取崩額も教えてもらいたいと思いますし、また今回の議会で使用料等々の条例案も出ておられます。それで、どのぐらいの収入を見込んでいるのか、それもできれば詳しく教えてもらいたいと思いますし、私にも前から渡されている、要するに中長期の最終報告書運営計画案で外部委託の推進、それとか行政パートナー制、そしてそれで中頓別の小さな役場づくり等々の徹底した行財政改革をした後に使用料の値上げ等の住民負担を求めていくのならわかるのですけれども、改革されたのか、現時点で十分なし得たのかということを再度お伺いしたいと思います。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） お答えをいたします。

まず、平成20年度、今までの行財政改革等によって捻出がされるだろうという今現時点での数字でありますけれども、単純に平成19年度と20年度の比較をさせていただきますけれども、人件費で3,500万程度、それから特別会計の繰り出しで約1,300万程度、公債費の削減で1,500万円程度、また消防のほうでも人件費の、職員等の入れかえ等によって400万程度と、合計6,700万円ほど今までの行財政改革の中から単純に平成19年度と18年度、19年度と20年度の比較をすると、そのぐらい出るだろうという予測を今現在しております。ただ、国に期待をしているのは、国がこのごろ新聞報道でも出しておりますけれども、地方法人2税の関係で約4,000億円を国に吸い上げて、それをそれぞれの都道府県等に配分をすると、こういうような話が出ております。しかしながら、確定なことではありませんので、私どもはまだそれについてこうだ、ああだという段階ではありませんけれども、そういう面での地方に配慮した部分が出るだろうと、こういうような気していますし、また先ほどお話ししたとおり地方交付税の削減、ここ13年から19年までで5兆1,000億円削減されておりますので、それを少しでも復元してほしいという要請を全国町村会、町村長も集まって、それぞれ先ほど申し上げたとおり総理大臣や関係大臣、国会議員に要請をしてきております。そういう意味で私は少しでも当初の見込み、概算要求よりも復元していただけるのでないかという淡い考え方を持っています。そういうところであります。

また、条例改正等で、確定数字ではありませんけれども、150万ほど収入増につながっていくのだろうと、このように考えておりますし、また今お話ししたとおり中長期の行財政運営計画等々についての問題でありますけれども、特にパートナーシップについては職員が削減をされていって、新たに職員を採用することなく、町民の協力をいただいと、これがパートナーシップの基本でありますから、そういう面では私はまだ現在の職員は削減というか、定年退職等をして補充をしなくてもやっていける、こういうような考えを持っております。

ますので、パートナーシップの取り組みについては今現在来年度に向けてもどのような事務事業ができるのかと、こういうようなことで検討している最中でございます。

また、全体的にどのぐらい財源、財政的に不足をするのかという問題でありますけれども、私は本年度、19年度も今の予算計上では約1億円ぐらい不足をしております。そういう意味では19年度と同等程度か、またはそれ以下に抑えることができるのではないかなと、こういう予測をしているところでございます。

（「基金の取崩額はどのぐらいになる。1億」と呼ぶ者あり）

○町長（野邑智雄君） 19年度と同等程度か、それよりか少なくなる。1億です。

○議長（石神忠信君） 星川さん。

○5番（星川三喜男君） それでは、再々質問させていただきます。

基金の取崩しの残高はあとどのぐらいあるのか、再度ここで聞いて、確認していききたいと思いますし、取崩しが1億前後かなということを今町長述べられましたけれども、ここにも書いてありますけれども、何か取崩しが19年度が1億9,400万という数字もここにうたっているのです、予算編成の。もうそこら辺がちょっと開きがあるのかなと思いますし、そこら辺再度答弁願いたいと思います。

それと、中長期計画で先ほど言いましたけれども、人件費の抑制をうたっているのにもかかわらず、今回条例改正では人件費の引き上げをし、そしてさらに住民負担を求めていくということがちょっと矛盾しているのではないのかなと私は思います。これが町民が本当に望んで、もう少し職員も頑張ってもらった上で私たち住民の負担を求めていくのなら、私たちだって出しますという方がいると思います。今現在老人家庭の多いこの町村で、役場の職員は人件費でアップ、何ばか人事院勧告で出されておりますけれども、生活していくためにもやっぱり老人世帯が一生懸命頑張っている中で、少ない年金で生活していかなければならないのが現実でございますし、同じ生活レベルで何で職員だけがそうやって給料上げていかなければならないのか、生活苦しいのなら、おれたちだって同じでないのかという町民の声も聞かれておりますので、そこら辺町長の思いを再度聞きたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） まず、基金の関係でありますけれども、一般的にひもつきでない基金と言われるのですか、そういう基金については平成18年度末で財調が約9,500万円ぐらい財政調整基金であります。それから、減債基金が約5億5,000万円ありますから、両方足すと大体6億5,000万ぐらいあると、こういうことでご承知おきいただければいいのかなと思います。

また、地域懇談会等で現在の見込額、不足額をお示しをしてまいりました。担当のほうで今現在予算を組んでいる部分に病院の最終的な不足額をプラスして、それを全体的な不足額と、こう見込んだところであります。私は去年、平成18年度病院も含めて、病院は単年度欠損金を約3,000万近く出しましたけれども、全体で約1億1,000万ぐらいの不足

で済んでおりますから、そういう面で行くと19年度も大体その程度で済むのかなと、こういうお話というか、見込みを私個人は立てております。そういう中で先ほど申し上げたとおり1億円前後の20年度不足になるのではなかろうかなと、こういうお話をさせていただきました。特に先ほど申し上げましたとおり19年度と20年度不足分約8,000万円のうち先ほど申し上げたとおり6,700万ぐらいは行財政改革で出てくるので、そういうことの積み重ねによって20年度も19年度と同等程度、1億円ぐらいの不足になるのではなかろうかなと、こういう見込みをしています。ただ、これはあくまで私の考え方でありまして、病院がより一層の欠損金を出すことによって、その額がふえていくと、こういうようなことで、まだ3カ月ちょっと残っておりますから、そういう面では病院の経営状況によって大きくかわってくる可能性もあると、こういうことでご理解を賜ればと思います。

また、人件費の関係でありますけれども、私ども平成17年から職員の待遇について職員組合等々の話し合いの中で勤勉手当の1.4カ月分を削減をしたり、また管理職においては12%とか、10%の管理職の手当の定率から定額2万円、1万円に下げしておりますし、また特例で課長職については5年間1万円、課長補佐については7,500円と、こういうような削減をしております。また、時間外手当についても予算計上2%以内にということで職員の協力をいただきながら、現在職員も頑張って執務をしている状況であります。そういう中であって、特に公務員については労働基本権が付与されていないわけでありますから、今までも中頓別町としては人事院勧告を尊重して、その人事院の結果を国だとか、道の指導に基づいて給与改定をしてきたと、こういうようなことについては星川議員さんも十分ご承知のとおりだと思います。そういう意味では、私どもはそういう尊重してきた給与の体制については、私はできるだけ職員の努力、今まで努力してきているわけでありますから、そういう面を見てあげて、国、道の指導に基づいて実施をしていきたい。しかしながら、実施した後にもまた町の財政が大変な折については、今まで支給をしたものについて協力をしてもらうと、こういうような手続をとって進めていきたいと、こういうような考えを持っているところでございます。

○議長（石神忠信君） 星川さん。

○5番（星川三喜男君） 再々々になるかと思うのですがけれども、町民に負担を求めていくことに対して、町長、矛盾はないのかと私聞いたので、そこら辺ちょっとお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 今回の私ども町民に対する負担の求め方については、私はできるだけ町民の方々に負担を求めない、そういう考え方をもとに知恵を職員ともども出して、町外の方が中頓別町の施設を利用する場合負担をお願いするだとか、または町民に直接負担する部分についてはできるだけ負担率を上げないような最善の努力をして今回お願いをすると、こういうような考え方を持ったところでありまして、そのほか私どもも、職員も、今入っている職員住宅についても古いですが、お願いをさせてもらう、負担もお願いすることになりますし、また私どもはそのほかにも職員組合、または管理職等について今支給をし

ている役職加算というのがありますけれども、近隣町村の動向を見た中で、そういう面についても停止をするというような提案もしながら努力をしていると、こういうことでご理解を賜ればと思います。

○議長（石神忠信君） 星川さん。

○5番（星川三喜男君） わかりました。最後に、これだけは今回の使用料等の条例案で150万円ぐらいは浮くだろうと、その分出されるだろうという答弁がございました。それと、町長の行財政改革等々で6,700万、要するに8,000万のうち6,700万がカバーできるであろう。それに国からの予算も来れば、私は8,000万減らされてもクリアできるのでないかなと思っております。その中で150万という、金額的には少ないか、多いかは、ちょっとこれは私にはわかりませんが、その分町民に負担をお願いするというのは、今回私はこの条例案についてもうちょっと考えるべきでなかったのかなと思っております。内部的に努力して水準を上げていってカバーできるのなら、それで私はずっとやってもらいたいと思いますし、それでも足りないならやっぱり町民に負担をお願いするというのは本筋でないのかなと私は思っておりますので、後々常任委員会等もありますので、その中で私はいろいろと述べさせてもらいたいと思いますので、よろしくお願いいたします。それでは、今までの質問等で大体納得というか、わかりました。

それでは、最後に3番目の質問にかえさせてもらいたいと思います。私これを言うと、またしつこいなと言われるかもしれませんが、教育長の非常勤化についてでございます。それでは、質問させていただきます。現行の教育委員会制度は文部科学省、都道府県教育委員会、市町村教育委員会という上意下達の縦割り行政になっていると思います。分権改革以後は、住民の教育に対する意向を迅速かつ的確に反映させるため、地域住民の負託を受けた行政全般に責任を持つ市町村長が一体的に教育行政に取り組めるよう教育委員会の必置規制を緩和し、自治体が設置の有無を選択可能にすべきとの意見が高まっているこのごろだと私は思っています。本町のような小規模な町の場合、教育委員会の配置、首長部局上に専門的な職員を配置すれば、教育行政が停滞する心配は私はないと思います。先ほど町長の行政報告等にもございましたけれども、来年度小頓別小中学校が廃校となりますし、中農高等もこの春廃校となります。それで、町内には小中学校がそれぞれ1つずつとなります。また、社会教育の分野も行政内部の専門的知見を活用すれば、相当な部分のカバーをすることができるのではないかと思います。来年度から教育委員会を役場庁舎に移すとの方針も出されておりますし、事実上委員会を廃止する方向性で組織を見直すことはできませんか。それと、その手始めといたしまして、条例によって教育長を非常勤化し、報酬等々を見直す考えはないか、改めて町長にお伺いいたします。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 教育長の非常勤化についてお答えをいたします。

現行の地方教育行政の組織及び運営に関する法律では、第2条に都道府県、市町村の地方公共団体に教育委員会を設置しなければならないこととされており、制度上の教育委員会の

廃止は困難であります。また、教育長につきましては、教育委員としての特別職に属する非常勤の地方公務員と一般職に属する常勤の地方公務員でもあることから、現在制度上廃止や非常勤化は困難であります。しかしながら、役場に教育委員会が来ていただいた場合については、行政事務に対する協力をお願いをしたいと、このように考えているところでございます。

○議長（石神忠信君） 星川さん。

○5番（星川三喜男君） それでは、再質問させてもらいたいと思います。

教育庁の通達、これが本当にこの通達の意味を今は本当に意味するののかも問われているこのごろだと思います。そもそもこの通達は人口が増加していく時代に出されたものだと思いますし、このように子供の激減によって町内に学校が2校になるなどという予想なんか、これはしていません。このように学校が減っていく中で、要するに大都市、ここら辺でいえば旭川、札幌等の教育委員会と教育長の仕事が全くこの小さい町との仕事の量が同じとは私は考えられませんし、中頓のような小さな町の教育長の仕事が常勤化されるということは考えられません。中長期等々にもうたってあるように教育長の位置づけを見直し、検討すると、この中長期の策定報告書にも出されております。せめて条例で教育長は常勤、または非常勤とすると改め、非常勤化に道を開くべきと、しつこいようですが、私は思っておりますけれども、再度ご答弁お願いいたします。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） お答えをいたします。

まず、小規模町村で教育長要らないのではないかと、こういうようなご指摘でございますけれども、1つの例を申し上げますと、10区で選出をされております飯島夕雁、現在衆議院議員でありますけれども、前職は東京都の青ヶ島村の教育委員会教育長でありまして、この人口がことしの4月1日現在で195名であります。そして、小中学校併置校で生徒数が27名、しかしながら今の制度上は教育長を置かなければならない、こういうことであるということをもう一度再認識をしていただきたいのと、このように思います。ただ、いろんな今学会、または先生方が言っているのは、1つは西尾勝先生も教育委員会、義務教育等の見直しの提言もしているような話もありますし、また北海道自治体学会フォーラムinかみかわでも、ここで講師として来られた千葉大学の新藤先生もいわば教育委員会に対して本当に今後必要な市町村、または必要でないような小さな自治体等も出てくるのではないかと、こういうような話もされていることも事実であります。そういう意味では、今お話あったような部分での教育委員会のあり方なり、または教育長のあり方なり、そういうものの議論が少しずつ高まってきている状況にあるということもご報告をして、ご理解を賜ればと、このように思います。

○議長（石神忠信君） 星川さん。

○5番（星川三喜男君） 私も資料等々をちょっと持っておりますけれども、本当に今この教育委員会、教育長の方向性についてあちこちの分野で見直し、検討されるべきだと、この

ようにうたっております。再々質問になりますけれども、この間の、先ほども言いましたけれども、3回目の定例会、今年度で町長、教育長等の報酬を引き下げましたけれども、ここで教育長の場合現在の額が多分50万4,000円でなかろうかなと思っておりますし、期末手当等々を加えますと、年収は恐らく七百四、五十万になるのでなかろうかなと思います。

それと、退職金があります。これは、退職手当組合条例の第5条でしたかな、教育長に100分の267の退職金を出すと書かれておりました。それで、それをやっていると、つまり50万4,000円、月額。この率を掛けて、任期4年を掛けると、538万円という数字に、私の計算が間違いなければ、そのような数字になろうかなと思いますし、4年の任期中1年平均で大体875万円となります。果たしてこの875万円の額に見合った仕事があるのかどうか、私はまずそこを検証すべきだと思いますし、先ほど来から私はこの質問をしております。行財政改革、それこそ下手すれば本当に破綻一步前ということにならないように、これが一つの再生団体にならないように教育長を非常勤化し、報酬等を減らしながら、この町を運営していくべきと私は前々から言っておりますけれども、再度、再度その点を十分に酌み取ってもらえなと思いますので、町長のご意見もお伺いします。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 大変難しい質問を聞かれたなど、はっきり言ってこういう気がいたしております。私は教育行政、大変幅が広くて、また深いものがあると、そういう中では教育長という職務については専門性が必要な職種でないかなと、このように思います。ですから、大きな市町村にいれば、ある程度そういう専門の職種、または学校の先生等々が任命されているということも事実であります。そういう中でうちの教育長は39年から役場業務、役場の職員として従事しながら、いろんな方面にたけている、素晴らしい私は人材であると、このように考えております。そういう中でことしの10月から給与も10%カットし、一般職とほとんど変わらない待遇の中で大変難しい、また大きなこれからの時代を背負う子供たちの教育に一生懸命力を注いでいただいていると、こういうような気を持っているところがありますから、私は今の待遇がいい、悪い別にして、そのような中で頑張っていただいているうちの教育長、これからも頑張っていただきたいなど、このように思いまして、また町民の皆さん方の期待にこたえてくれる人物だと、このように考えておりますので、そういう意味でご理解を賜ればと、このように思います。

○議長（石神忠信君） 星川さん。

○5番（星川三喜男君） 私今の現教育長を否定しているわけではないのです。これは、システム的に教育委員会、教育長は私は要らないと言っているだけであって、一個人を責めているわけでないことをご確認してもらいたいと思いますし、これが町独自の条例等改正でこれを設けることができないのであれば、私は今後隣町あたりと広域合併等を考えてもらいまして、早急にこれは町で抱えることが、単独でなくすことをできないのであれば、私は広域合併を視野に入れて検討してもらいたいと思いまして、これで私の質問を終わらせてもら

いたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（石神忠信君） これで星川さんの一般質問は終了しました。

引き続き、受け付け番号4番、議席番号6番、柳澤さん。

○6番（柳澤雅宏君） それでは、まず町村合併についてお伺いしたいと思います。

道主催により11月15日に開催された北海道市町村合併シンポジウムin旭川に議会からも3名が出席されましたが、基調講演を行った西尾勝氏が合併特例法の期限後は合併できずに残った小規模町村を窓口事務などしか扱えない特例町村にすべきと言及されておりました。町長は、3町村合併協議破綻後当分の間単独でいくと表明されておりましたが、平成22年3月末の合併特例法の期限切れまで残り2年余りとなった現在でもその考えに変わりはないかお伺いしたいと思います。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 柳澤議員さんの町村合併についてお答えいたします。

平成19年第1回定例会で答弁したとおり、現在も当分の間は行財政改革を最優先に進めていく決意であります。第1回の定例会で答弁したとおりということでご理解を賜ればと思います。

○議長（石神忠信君） 柳澤さん。

○6番（柳澤雅宏君） それでは、お伺いしたいと思います。

当分の間は行財政改革を最優先していくと、第1回の定例会の答弁と、そのとおりだという、変わりはないということですが、ということは2年余りに迫ってきている現在の合併特例法にはこだわらないというふうに思っておられるのか、その点お伺いしたい。

それから、現在も窓口事務等の線引きがまだ定まっていないような状況にはありますが、窓口事務等しか扱えない特例町村というものに本当に現実味があるのかなというふうに私は考えておりますが、この特例町村という現実性について町長はどう考えておられるのか。果たして残った業務を担うところが、合併が進まない、この北海道で本当に担えるところがあるのかなというふうに私は思いますので、現実性について町長はどう判断されているのかお伺いしたい。

もう一点は、仮に今後、このシンポジウムには高橋はるみ知事も出席しておられたので、道としても本気なのだということを示したかったのかなというふうに思いますが、また再度合併を検討あるいは協議するようなことになったときに、道が示している案として南宗谷というのが道のモデルとして示されておりますが、もし協議するという場合には道のモデルに私はこだわる必要はないのではないかとこのように思います。極端なことを言えば、当町の場合の生活圈というのは名寄にかなりのウエートがあると思いますので、いわゆる南宗谷ということに限らず、支庁をまたいだ合併協議ということも視野の一つとして、もしそうなれば視野の一つとして考えてもいいのではないかとこのように思いますが、以上3点について再度お伺いします。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） お答えをいたします。

私は、当分の間単独で行政を執行するというお話をしております。今現在22年3月末で切れる今の新特例法、合併特例法について期限をこだわっているものも何物もありませんし、今私も全国町村長の中でも平成の大合併を検証した中で、それで本当に今後合併を進めていくべきなのかということも提起がされているところであります。そういう意味では、第29次地方制度調査会等々の議論の中身も熟知しなければなりませんし、また先ほどお話あった特例町村、西尾勝先生が提唱しておりますけれども、本当にそれが可能なのか。私は、基礎自治体という人口規模でいくと、1万人を超えるほとんどの町村がこの近くではないかなと思います。そういう中で窓口業務だけ町村にやって、あとが全部道が担っていく、または市が担っていくということが可能なかどうか、そういうようなことでまだまだ第29次の地方制度調査会、今後議論が、審議が進んでいくのでなかりかなと思います。そういう中でそういう西尾勝先生の言っている特例町村が現実的になるのか、ならないのか、そういう判断もしていく必要があるのかなと思います。しかし、私は今中頓の置かれている現状からして、もしか合併をして……これはもしかの話です。近隣町村なりと合併した場合に、中心地になれないとしたら、恐らく今あるような行政形態は維持できないだろうと私思います。そうすると、特例町村の西尾先生の言っているような姿になり得るのかなと、なってしまうのかなと、そういう自分、これあくまで私の仮定の、私個人の考えでありますけれども、それからいくとどっちに転んでも大して変わらない、無責任でありますけれども、そういうような気は個人的には持っている。そういうこともお話をさせていただきますけれども、特例町村の問題については今後の29次地方制度調査会の議論、審議を見守っていくと、こういうことになろうかなと思います。また、もしか合併するような場合、今中頓別町自治基本条例の策定をお願いをしている最中でありますから、そういう中で今後大きな問題については恐らくそういう中で位置づけされるか、またはそれと同等の条例がつくられて、その条例に基づいて町民の意見等をいただいた中で大きな問題については判断していくと、そういうシステムになるのかはちょっとわかりませんが、そういうことからいくと今合併議論について道のモデルと同じように、または違うほうにということの判断をする時期にはちょっと早いかなと、そういうような気もいたしております。

○議長（石神忠信君） 柳澤さん。

○6番（柳澤雅宏君） 合併に関しては、私も個人的には町長と大体同じような考え方でありまして、例えばこれから合併ということになっても、恐らくそれは言葉上は対等という言葉が出てくるのかもしれませんが、中身、実質的には吸収ということになるだろう。合併しなくても同じところへいってしまうのかなというのは、私もそう考えています。また、この合併に関しては第29次の調査会の結果が出てからまたお聞きすることがあろうかというふうに思いますが、今回はこれで終了させていただきます。

続きまして、こども館の運営についてお聞きしたいと思います。こども館は、この4月から認定こども園としてスタートしましたが、運営コストを算定したところ、平成18年度決

算で約5,000万円、19年度決算見込みで約3,600万円の大幅な超過負担、赤字が見込まれ、そのほとんどが人件費によるものというふうに思います。認定こども園に関する道条例の基準で算定すると、職員配置の必要数は6名になると思いますが、現状は常勤9名であり、町長としてこの配置数が適正であると考えているのかお伺いしたいと思います。また、長期間保育児のみが普通交付税にカウントされることから、保育料の見直しなどにより短時間保育児、特に6時間保育児を長時間保育児にするような方策をとれば、大幅な収入増につながると思います。このような対応策をとるおつもりがあるのか、町長の考えをお聞きたいと思います。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） こども館の運営についてお答えをいたします。

認定こども園に関する道条例の基準で、中頓別町認定こども園の入園児から職員数をカウントすると、保育に従事する職員は6名となります。しかし、現在は9名の職員がおり、子育て支援センター並びに児童クラブ、こどもセンター等を開放しており、おおむね職員配置は妥当と考えております。また、収入増に対する対策は、今後も提案のあった事項も含めて検討してまいりたい、このように考えます。

○議長（石神忠信君） 柳澤さん。

○6番（柳澤雅宏君） ただいまの答弁で、おおむね職員配置は妥当と考えておられるということでありまして、現在の年齢別保育を行っている当こども館の状況を見れば、妥当という考え方も成り立つのかなというふうに思います。ですが、先ほど申し上げましたように18年で5,000万、19年で3,600万の赤字ということになりますと、果たしてこのままでいいのかなというふうに私は思います。それで、平成20年度に向けても子供の入園数にも当然よるわけですが、考え方として現行配置のままでいこうと思っているのかお伺いしたい。私としては、今の年齢別保育を縦割り保育にすることによって、四、五歳児で現在33名なので、両方で4歳、5歳で2名ということになりますが、これがもし来年度両方4歳、5歳を足して30を切った場合、これは年齢別保育でいけば4歳1人、5歳1人という配置になりますが、縦割り保育にすれば1名で行える可能性もあると。ですから、状況によってはそういう縦割り保育ということも20年度考えていこうと、頭に念頭に入れていこうというふうに考えておられるのか、そうお伺いしたい。

それからあるいは、果たしてほかに兼務でき得るところがないのか。それぞれ職員を配置しておりますが、担当者から聞いたら、その配置されたところに固定しているわけではない。職員みんな9名がそれぞれ全部を担当している状況だということはわかりますが、それでもなおかつ兼務させることによって、職員を削減することができないのか。例えば館長と施設長、これを兼務、あるいは保育士と学級担任、これでまた兼務することが方策としてできないのか。以上のようなことを考えて、20年度もう一度新たに職員配置について再検討される考えがあるのかどうかお伺いしたい。

それから、何といってもこども館の運営で一番大きく影響しているのが普通交付税であり

ます。それで、18年、19年比較して、6名の保育児の変動によって、約1,500万の普通交付税が違う。そうすると、これは保育児1人に、これはすんなり頭数で割ってということにはならないでしょうけれども、1人多いか、少ないかというのが物すごく普通交付税に影響を与えるというような状況にあります。それでまず、平成14年にこのこども館がつくられたとき、いわゆる幼稚園を廃止したときに、短時間保育の子供たちには普通交付税がカウントされないということを認識されていたかどうか、その点をまずお伺いしたい。

それから、もう一点は18年9月15日に通知がありました就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に関しての留意事項についてという通知がありまして、この中に認定こども園の保育所に関する事項で、幼保連携型の認定こども園については幼稚園に関する財政措置と保育所に関する財政措置の双方が行われることから、事業者の事務負担の軽減に資すると、こうずっとあるのですけれども、これは14年度の時にもそうですし、今回の認定こども園になるときにも、我々議員もこういう普通交付税あるいは財政措置に関してまるっきり触れないで認めてきたと。我々議会側のいわゆる知識不足というのは大変大きかったし、そのことは議会としても反省しなければなりません、先ほど言ったように14年度当時でカウントされないということがわかっていたか。

それから、今の文書を読むと、私は幼保連携型をとったら両方に財政措置がとられたのではないかなというふうに思っているのですけれども、認定こども園を選択するときに当町は保育所型を何の疑問もなく選択したわけですが、この幼保連携型というものも十分検討されたのかどうか、その上で保育所型を選ばれたのか、その点についてお伺いしたい。

それから、先ほども申し上げましたように18年、19年6名で1,500万も違うので、長時間保育児をふやす方策、今後とも含めて検討していきたいということですが、保育料に関しては今議案に上がっているので、一般質問として聞くのがなじまないかなというふうにも思いますが、お聞きしたところ現在保育に欠ける子が1人いると、短時間コースで、それから保育に欠けるというふうに判断すればできないこともない子が3名いると、保育に欠ける子はこの春でいなくなるので、来年からはいませんということでした。ただ、これは保護者の就労の状況によって、また大いに変わってくるのだろう。そうすると、その6時間の短時間保育の中である程度可能性のある人は長時間のほうへ拾っていくと、上げていってもらいというような努力というのは必要なだろう。それで、その保育に欠ける子の条件というのは、それぞれその町で条例で定めることができるので、今こども館の設置の第6条にその要項、内容等が書かれておりますが、そこにもう少しある程度まだ保育に欠ける子という条件を追加することができないか。あるいは、6条の7、町長が認める状態にあること、この解釈を、この条項を大いに活用して、極力やっぱり長時間保育の人数をふやす努力が必要なのだろうというふうに思います。そういう考えのもとで保育料というものを見直したほうがいいのではないかなというふうに思いますので、これは先ほども言ったように議案等出されていますので、そういう考え方もできるということについて、町長、どう判断されるか。

以上、お伺いします。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） まず、保育所の保母さんの関係でありますけれども、ご承知のとおり今現在中頓別町の保育の保育士の配置の関係については年齢別で配置をしていると、こういうようなことでありまして、今私がわかっている範囲では、今1人が育児休業に入っている、来年の10月の何日まで入っていると、こういうような状況であります。また、職員にはそれぞれ20日間の休暇が付与されている、こういう状況でもありますし、また発達障害児の可能性のある子供もいるように聞いております。これ毎年毎年入ってくるかどうかわかりませんが、特に発達障害を持っているLD、またはADHD等々の子供というのは年々多くなってきているという、こういう認識を持っています。これは、厚生労働省も同じような考え方を持っておりまして、厚生労働省はいち早く平成19年度からこういう対策をする教育支援員を配置をすると、それを配置しているところについては交付税で措置をするのだよと、1人当たり84万円ということで、ことしから出ておりますけれども、そういうようなことで子供たちにやはり平等な教育をさせようと、こういうような傾向にあると。そういうような認識で私も考え合わせると、今柳澤議員は来年度保育士の見直しをすべきでないかと、こういうご意見もありましたけれども、来年度は今お話ししたとおり、育児休業とっている職員がいますし、また休暇等、また出張、または発達障害児等々のことを考え合わせると、今すぐここで職員を削減をするというお答えはできないと、こういうような認識を持っています。しかしながら、保育所のコストを考え合わせると、今のようなまんまで将来ともいくと、こういうことにはならないだろうと。少なくとも経費の削減を図っていきながら、少しでもコストについては収入と支出のバランスをとれるように一年でも早く考えていかなければならないことだろうと思います。そういう意味では、今現在もしかそういう環境にないで9名を8名にした場合であっても、それは保育所では削減になるかもしれませんが、行政内部ではその分多くなる。そういう意味からすると、職員が定年退職、または自己都合で退職した場合に余剰人員になるのかどうかは別にして、保育所から1人回せないかと、こういうようなことを検討する必要性はあるだろうと、私はそう思います。そういう意味で今お話ししたとおり、今来年に向けてこうだ、ああだというお話はできませんけれども、しかしながらできるだけコストの面を考え合わせ、また幼児の子供たちの教育のことを考え合わせて、支障のないように対応をしてみたい、このようなことでご理解を賜ればと思います。

また次に、収入の関係でお話ありました。恐らく平成14年度に幼保一元化施設、こども館を建設をして、そこで零歳児から5歳児までを教育を、保育をしていこうと、こういうような時点で、担当者の人たちが交付税がどうなるのかと、そういう部分での検討は私はされなかったのではなかろうかなと、このように思います。特に幼稚園については交付税で、その他の教育費で交付をされる。これは、幼稚園の子供たちの頭数で、また係数等を掛けて措置をされる、これはあります。また、保育所は当時はありませんでした。交付税では算入されるという部分はないといえ、児童福祉費国庫負担金等々で処理をされていると、こういう

ようなことで、恐らくそういうことがなかったのではなかろうかなと思います。しかしながら、今回の認定こども園を取り入れるときに私が一番心配したのは、子供たちが交付税の対象になるのかどうかと十分検討してくださいと、こういうように担当課長に言った気はあります。それがもう14年のときに幼保一元化の形をとっていますから、幼稚園の部分はどうなのかという部分までは恐らく検討されなかったのではなかろうかなと思います。私これはあくまで推測でありますけれども、そういう中で私どもは今お話ししたとおり今後検討してまいりたいというのは、いわば保育に欠ける子供しか交付税の対象にならないわけですから、保育に欠けない子供については私的契約児ということで、交付税の対象にならない。そういう中でこの保育に欠けるという証明を民生委員さんなりが提供するなり、そういうシステムでやれるかどうかと、そういう面を検討する必要があるのかなと。1時間、2時間働いている中でも民生委員さんがそれを証明することによって、いわば保育に欠ける子供と、そういうことで認定するようなシステムがうまくできるかどうかと、そういうようなことを検討していきたいということで、事項も含めて検討してまいりたいという答弁をさせていただきましたけれども、しかしながら不正をするというわけにいきませんので、できるだけそういう部分で取り組める部分があるとしたら、先ほど言ったように、お話ありましたとおり、条例の保育の実施と、こういうようなことで、第7号に町長が認める状態にあるときと、こういう項目もありますから、そういうものを適用してまいりたいと、そういうことでもう少し検討させていただきたいなと、このように思います。

○議長（石神忠信君） 柳澤さん。

○6番（柳澤雅宏君） 個々の対応については1点だけ、状況によって縦割り保育ということも考えられるのかどうか、その点をもう一度お聞きしたい。

それから、いわゆる就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律というのがあるわけですが、ここの目的を見ると、いわゆる少子化が進んできたので、そういう子供たちを地域における創意工夫を生かしつつ、幼稚園及び保育所における小学校就学前の子供に対する教育及び保育等に云々と、こうあるので、ちょっと読むと長いので、私もいわゆる子供を保育に欠ける子、欠けない子という、そういう見方を今もされているということに大変違和感を感じております。いわゆる少子化対策というものを考えていく場合に保育に欠ける子、欠けない子という見方、あるいは保育所、幼稚園、そういう見方ということをするよりも、子供は、どういう施設に入ろうが、どういう保育あるいは教育というものがあろうが、この国の子供はすべからず国がやっぱり支援措置していくのだということが、私は本当は根本になければならないのではないかなと。だから、認定こども園に関してもいろんな4種類のパターンがありますが、それはその地域、その子供の置かれている状況によって選ばばいいわけであって、それに財政措置が変わってしまうということが大変私としては腑に落ちないところでありまして、この間田島道議にお会いする機会がありましたので、今当町ではこの認定こども園のいわゆる交付税措置がされていないということに、大変当町としても苦慮しているのだというお話をしました。当然のことながら、いわゆる少子化対策

を考えていくとき、幼保一元化を進めて、ましてや認定こども園というものを推し進めようとするときに、この財政措置という問題が大きく影響してくるよと。ですから、田島道議にも道の中でやれることがあったら、ぜひやってほしいし、松木代議士にもこの旨よく伝えて、頭の一部において何か機会があったら、こういうことに対処してくれというふうにお話をしました。当町としても道の第1号認定こども園になったわけですから、第1号というのは大変だと思うのです。いろんな面で試されるという点があって、こっち側、やるほうも手探り状態でやるわけですから、なかなかたくさんの情報を得てやるということは難しい。2番目、3番目というのは1番目のを見ていけばいいわけですから、そこでの欠点というものを洗い出して対処していけばいいのですから、そういう面では町長からも道、国等々財政的、政策的懇話会等があったときには、ぜひこの問題を取り上げて、やっぱり子供全般に財政措置していただけるように、ぜひ働きかけをしていただきたい。先ほどの縦割り保育に対する考え方と道、国に対する対処の仕方について最後お聞きしたいと思います。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） お答えをいたします。

子供たちがそれぞれの年齢で基準よりも下回って縦割り保育をすることによって、保育士を1名削減をすることが可能だということであれば、これは縦割り保育をしながら効率化を図っていくと、これは当然なことだと私は思います。ただ、いろんな基準があるそうでありますから、館長と認定こども園の園長は兼務できないだとか、そういうものがあったりしておりますから、そういう部分を外した中でやっぱり効率化を図っていくと、こういうことは必要だと思います。特に今幼児教育については、いろんな面での多機能が存在していますから、基準より皆さん方からいくと保育所が多い、当然こういうことが言われます。また、私どもからいくと、経費の削減を図る、これもまた大切な事項でありますから、そういうものを総合的ににらみ合わせながら判断をしてまいりたい、このように思います。

また、最後にありました質問につきましては、私どもも今から四、五年前に厚生省、または文部省に行って、幼保一元化という話をしたときには、担当者からは幼保一元化とは何ですかと、こういうような逆に質問をされた。いわばそれぞれの省庁の縄張りがあって、幼保一元化なんていう言葉自体が存在しないのです、霞が関へ行くと。そういうこともあります。ですけれども、時代時代が変わってきて、こういう時代になってくると、子供、いわば少子化対策というのは大変重要な1つの大きな問題でありますから、国挙げて子供たちを教育、保育をする分野に大きなお金を投入をしていただきたいということも含めて、そういう機会があれば要請をしてまいりたい、こういうことでご理解をいただければと思います。

○議長（石神忠信君） 柳澤さん。

○6番（柳澤雅宏君） 先ほど所管事務調査で報告いたしましたが、この調査期間中こども館に関しては4回の調査をさせていただきました。その4回のうち3回館長及び次長に出席をいただきました。お二方はもとより、残された現場の職員も含めて、大変負担を強いられたことだというふうに思います。再三にわたる調査が、議会はこども館のコスト削減、ある

いは収支のバランス、そのみを追求して、現場で働いている保育士の努力、あるいは当町における子供の子育て等について議会は関心が薄いというふうに思われたやもしれませんが、決してそうではありません。こども館の臨時職を含めて、保育士のスタッフたちが子供へ接するときの視線あるいは姿勢を見れば、愛情を持って、または情熱を持って保育されている、それからそのことは日ごろの努力というものに裏づけされているものであろうということは我々にも十分感じ取れるものであります。ましてや当町の少ない子供です。全町挙げて温かく見守ってやっていかなければならないということは当然のことです。

それから、保育士を一人でも多く配置することは、子供たちによりよい保育環境を与えるということも十分にわかります。このことはこども館に限らず、行政すべからくにわたって言えることではありますが、議会としてはこの厳しい当町の置かれている状況の中で、そういうことが一体どこまで可能なのか、あるいはどこまでそれが許されるのか、そういうことの追求でありまして、発想、視点を変えることによって、また新たな良策が生まれて、そのことが少しでも歳出の削減、歳入の増につながるよう推し進めていく、そのことが重要な議会の責務であり、また大きな使命の一つだというふうに考えておりますので、その点十分ご理解いただくよう、取りとめのない私のひとり言ではございますが、一言申し上げて、質問を終わります。

○議長（石神忠信君） 以上で柳澤さんの一般質問は終了いたしました。

ここで議場の時計で2時25分まで暫時休憩にします。

休憩 午後 2時11分

再開 午後 2時25分

○議長（石神忠信君） それでは、休憩前に戻り、一般質問を続けます。

引き続き、受け付け番号5番、議席番号3番、東海林さん。

○3番（東海林繁幸君） 私は、大きく3点に分けて質問させていただきますが、まず1点目です。中農高の利活用についてであります。中農高がここからなくなるということは、この町にとって経済や教育面、文化面など広く地域の停滞させる要因になるのではないかと心配しておりますが、一体、では町長としてこういった高等学校がなくなることのデメリットをどういったことで考えているのか伺いたいと思っております。昨年8月から校舎の利活用については推進協議会を設置して検討してきたわけではありますが、まず次の大きく2点について質問いたしますと、まず廃校となるデメリットを経済的、教育、文化的、若年層の減少など地域活性化という、この3点の領域から見て、どんなデメリットを考えられるのかお聞かせいただきたいと思います。

それから、私は町長の答えるまでもなく、地域にとっては大変な大きなデメリットが出てまいると思うのです。これを補うために利活用ということがあったわけです。これのためのどんな知恵を絞ったのか、知恵の出し方が少なかったのか、多かったのか、そんなことも含

めて、いろいろ町長がやってきたということはわかりますけれども、本当に全力を投球してやったのだと自信を持って言えるかどうか、その辺お答えいただければと思います。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 中頓別農業高等学校が廃校となるデメリット等については小林参事、それからそれを補うためのについては私から答弁をいたします。

○議長（石神忠信君） 小林総務課参事。

○総務課参事（小林生吉君） それでは、私のほうから1点目について答弁をさせていただきますというふうに思います。

中頓別農業高校の廃校に関するデメリットに関しましては、もともと同校の存続を図るために大変努力されてきた振興対策協議会がまとめられておりまして、本当に厳しい認識に立っておられたというふうに考えております。この施設等の利活用推進協議会をもとに、この利活用を進めていくに当たりまして、これらの厳しい認識を引き継いで校舎等の利活用を検討してきたつもりでおります。

1つ目、経済的なデメリットにつきましては、学校や生徒寮の運営と教職員家族などに関連する地元消費、これらがなくなるほか、町財政に対しましても町税、地方交付税の減少、上下水道料金、自動車学校の入校者数の減などがあり、先ほど申し上げた振興対策協議会で17年度に最後の段階でまとめた数字だけでも約6,400万、単年度であるというような、このような試算をしていたところであります。

2点目の教育、文化的なデメリットについてであります。酪農後継者だけでなく、地域におきます各分野で活躍する人材を同校が育ててきた、そういった機能を失うほか、開かれた学校として地域とのさまざまな交流やボランティア活動を通して進めてきた農村の豊かな生活文化創造に取り組む、そういう大きな力を失うことになるというふうに考えております。

3つ目の若年層の減少など地域活性化に及ぼすデメリットについてでありますけれども、農業高校ではこども館や小中学校、長寿園などとの交流を積極的に行ってきたほか、さまざまなボランティア活動や、学校がみずから育てた花を生かした環境美化の取り組みなどでも、生徒と教職員の皆さんが地域住民と一体となって取り組んでいただいています。そうした交流や活動がなくなることは、地域にとっても非常に大きな損失であるというふうに考えておりますし、何よりも地域から高校がなくなるという、このことから受ける町民の精神的なダメージというものは言葉であらわすことができない、はかり知ることができないものがある、このような非常に重大なことであるというふうな認識に立っております。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 2点目の全力でやってきたのか、自信を持って言えるのかと、こういうご質問でございます。中農高の廃校が中頓別町にとって極めて重要な、重大な事案であるという認識を持ってこの問題に対応するため、私は平成18年の4月に特命参事を配置し、最優先に取り組んでまいりました。特にこの特命配置については、中農高の跡地の利活用、

敏音知小学校の利活用、また環境問題、それから定住、移住と主に4本の柱を配慮し、4本の事務について取り組んでほしいと、こういうようなことで対応してまいりました。しかしながら、こういう結果になりましたけれども、今後もさらに最大限の努力をしていく考えであります。主な施設については、天北厚生園の移転先としての活用を中心に考えていくことになりましたけれども、残った施設等の活用も含めて、新たな地域再生策に全力で取り組んでまいりたい、このように考えているところでございます。

○議長（石神忠信君） 東海林さん。

○3番（東海林繁幸君） 再質問させていただきます。

経済的なデメリットというのは、数字で6,400万と出てまいりました。この数字を信用するとして、私はまだまだ違うだろうなと思っているのです。それは、いろんな見方があると思いますけれども、これも17年度で考えたということですから、17年度の生徒数や、そういった職員数は最低の状況なのです。これを一番多かった状況で置きかえてみますと、まだまだこんな数字ではないと、何倍もなるのではないかと思います。そのぐらい当町にとっては大きなデメリットであるということと言いたかったわけでありまして、ここで6,400万、これ町民にこんなものだったのかと言われます、これ出したら。多分そう言われると思うのです。まだまだ大きなものがあるのだろう。それと、当町にとって何人か、やっぱり多いときには10人ぐらい働いていましたから、学校で。この人たちの職場自体もなくなるという、実際その辺の問題もあるわけです。6,400万にしても大きいです。こういったことを考えながら思うときに、3番目のことになるのですけれども、(2)のところに入りますけれども、町長、いろいろそれなりに心配だったと思いますし、大変な問題だったという認識はしていたらと私は思うのです。ただ、住民一般の人たちにしてみたら、昨年8月に推進協議会をつくって、その人たちがどんなメンバーかは私にはわかりませんが、悪いですが、毎月のように集まって、少なくともあれを持ってきたらどうだ、これを持ってきたらどうだ、それを持ってくるためにはここへ行って聞かなければならないから行ってみようとか、そういった行動が伴っていたのかももう一度反省してみたいと思います。町長、大変有能な参事を充てたと。これは、また評価すべきことではありますけれども、職員1人、2人ふやして、それに充てたとといったところで、やっぱり基本的には職員だけの問題ではないわけですから、推進協議会に期待したわけです、皆さん。その中でどんな具体的な意見が出、知恵が出され、それを検討したのかということも期待したのです。それに対して、町長はどう動いたのかということも期待したのです。それが自信を持って回数も、内容も、言えなれば質、量ともに、十分この重大事案に対して動いてきたのかということを私聞いております。したというなら、それでいいです。

以上です。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 結果的には、中頓別農業高等学校の経済的なもの、または人口的なもの、または多くの文化的なもの、教育的なもの等々をなくした、こういうような結果に終

わってしまった。成果がなかったわけでありますから、私本当の不徳のいたすところであり
ます。ただ、私どももいろんな情報等をいただいた中で取り組みをしてきた。これが町民か
らいくと、本当に町民の人たちが満足していただけるものかどうか、これは別問題として、
農業高専の話、または養護学校の問題、または旭川教育大学に対する施設の利活用の問題、
または陣内ファームの情報を得て、そこに対する働きかけ、または宗谷支庁や道庁、教育庁
に対する協力の依頼、または国会議員、道会議員に対する情報の提供依頼等々をやってまい
りました。しかしながら、その要請、協力の結果が余り好ましい状況ではなかったことは
事実でありまして、それにはやっぱり私どもの力不足もあったのではないかな、このように思
います。私は、利活用の推進協議会等を立ち上げた中で、いろんなお話等を提供した中で一
緒にこの問題を解決すべき努力をしてきましたけれども、しかしながら最後はやっぱり結果
であります。結果として残るものが、また町民の皆さん方に胸を張ってお答えすることがで
きなかったということにつきましては本当に申しわけなく、今東海林議員から質問あったと
おり、本当に自信を持って一生懸命やってきたと言えるのかというと、私なりにはやってき
たつもりでありますけれども、それぞれの判断によって甘かったのではないかと、こう言われ
れば、またそのとおりでなかろうかなと、このように思っているところでございます。

○議長（石神忠信君） 東海林さん。

○3番（東海林繁幸君） 町長を困らすつもりで言っているわけでもないし、結果が悪かっ
たから、結果だけをとらえて言っているわけでもないのだけれども、住民の期待というのは
そこにあったのだよということを言いたかったのです。どうしても私はちょっとこの思いが
あるのは、高等学校がなくなってゼロになる、町内から持ってきてもそれはゼロで変わらな
いのだよではなくて、ゼロをどこから持ってきて1にするというような施策を念頭に持た
なければだめだよということは、私は前から言っていたつもりなのだけれども、どうも今の
結論を見ても、どこからちらと厚生園持ってくれば済むのではないかというのが頭の先に
あったような気がしてならないので、あえてもう一度聞きますけれども、それがあからだ
めになったわけではないですよ、町長。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 私は、ことしの8月に宗谷支庁で、高橋はるみ知事が来て、地域づ
くりの推進会議 in 宗谷がありました。その中でも中頓別農業高等学校がいわば生徒募集停
止、または廃校になることによって、中頓別町としては人口の減少だとか、町内での購買力
だとか、または行政的に歳入の減少だとか、このように財政的、経済的に大きな影響が出
てきますと、そういうために中頓別農業高等学校がなくなっても、それにかわる施設が欲しい
のだと、そういう要望をしてまいりました。しかしながら、道も財政的に大変な状況であり
ますから、私どもの期待にはこたえてくれるような環境にはなかった。東海林議員からのそ
ういう話、今あったような話もないわけでありません。議会からも一般質問等で厚生園が使
ったらいいのではないかという話ありました。しかしながら、私、また特命参事は少なくとも
大きな損失を行う部分の1%でも2%でも回復できるようなことを基本に考えて、要請活動

をしてきたつもりであります。それだけは、何とかご理解をいただければなと、このように思います。

○議長（石神忠信君） 東海林さん。

○3番（東海林繁幸君） 最後でわかりましたから、次へ進みます。

2点目の質問は、障害者自立支援法に基づく社会生活移行者の対応と天北厚生園の移転整備についてということで、既にこの大きな問題については本多議員から質問も一部ありましたので、その分は省略させていただきますけれども、まず総合計画、障害福祉計画ではグループホーム、ケアホームの建設計画がございます。現況町の考えているのもこのとおりでよいのかということが第1点。

2点目が「町長がおじゃまします」の懇談会の資料等で、平成24年以降の移転整備ということが記述されていました。ざっと考えると、24年以降というと、これから早くても5年後かと思わざるを得ません。そうすると、町長の任期過ぎてしまうのだけれども、私が期待したのは現職町長が24年以降、町長の任期以降にやるということは、町長までもう一期頑張って実現してくれるのかなと淡い期待をしたのだけれども、答弁見てしまっているのも、何とも言えませんけれども、期待していますので、実現に向けて頑張ってもらいたいものだなと思います。

さて、心配なのは、本多議員のところでも言っていましたけれども、現在の施設状況、これが本当に劣悪だということなわけです。これどうしてそうなったのか私はわかりませんが、長寿園は立派に改築、改修されて、今本当に入っている人たちが喜んでいますし、職員も張り切って動いている様子が見られて、長寿園はよかったなと思いました。ただ、振り返ってみると、私は長寿園改築前の状況と厚生園の今の生活棟を比較しても、だれが見てもどっちを優先すべきことはわかっていたのではないかと思います。それにもかかわらず、町長も議会も長寿園をやることを認めたのですから、今さらどうこう言うわけではありませんが、長寿園をやったということは、それ以上に悪い厚生園をさらに早めてでも続いてやるのだろうというふうに私は理解したわけです。しかし、今になって、まだ5年も先ですよ、5年以降ですよ。逆に、5年以後に考えますよということであれば、余りにもかわいそうな状況をそのままにしておくのではないのですか。そういう状況を、町長、私は皮肉って書きましたが、わかっていないからそうしているのではなく、わかっていてしてしまったような気がするのです。そこの町長の心情をちょっと聞きたいのです。どうしてそんなに悪い厚生園を放置せざるを得ないのか。財政力の問題、それはわかっていますけれども、それ以外のところで聞きたいのです。施設改修だって、本多議員の言ったように、お答えしたようになかなか難しいところもあると思うのです。そういったことも総合トータルとして考えて、あそこに今住んでいる子たちをこれから数年どういような環境に置こうとしているのか、その辺伺いたいわけです。よろしくお願いします。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 障害者自立支援法に基づく社会生活移行者の対応と天北厚生園の移

転整備について、（１）につきましては奥村保健福祉課長、（２）については私から答弁をいたします。

○議長（石神忠信君） 奥村保健福祉課長。

○保健福祉課長（奥村文男君） １番についてお答えいたします。

計画では、平成２１年にグループホーム移行６名、平成２２年にグループホーム及びケアホーム移行１４名の計画であり、施設整備につきましては平成２０年度、２１年度を予定しております。しかしながら、施設利用者の障害程度の状況から、施設が新体系に移行した場合に施設に残ることができなくなる利用者は２０名を超えることが予想されることから、現在天北厚生園ではグループホーム、ケアホーム一体型の施設で利用者３０名定員の施設整備を検討しております。町もこれに沿って、天北厚生園と協議を進めているところでございます。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 本多議員さんにお話ししましたとおり、私は一年でも早くやりたいという気持ちは十分持っておりますけれども、今現在財政健全化法の各種計画を最優先に考えていることから、天北厚生園の移転改築については平成２４年以降に予定したところであり、私がもう一期やるというようなことを意図としたところでは全くありませんので、その辺についてはご理解をいただきたいなと思います。私は、毎年天北厚生園に３回から４回運営委員会等も含めて訪問して、利用者の方々の住環境を見てきていますので、実態は十分把握をしているつもりであります。天北厚生園の施設改修は、これまで必要に応じて修繕を行ってきましたけれども、平成１４年度ころから法人化や市街地への移転を含めていろんな検討してきたことによって今まで延び延びとなってきたと、こういうことでご理解をいただければなと、このように思います。

○議長（石神忠信君） 東海林さん。

○３番（東海林繁幸君） ここまでは承知しております。

そこで、グループホーム、ケアホームを３０人に直したというのは、それは当然状況からして、そういうようにすべきだと思います。問題は、２１年４月は、これは完成した年です。そうしますと、２０年３月にはもう福祉施設整備計画なんか出さなければならない時期ではないかと思うのだ。これどういう財源でやろうとしているのか、その辺も含めて、この２０年３月といったら来年３月のことですから、そういった面を含めて、本当にその準備、スケジュールどおりやれるのかどうか、その辺を伺いたいと思いますし、これが今の中農高教職員住宅を当て込んでいるということも伺っておりますので、実態としてその計画に乗せるということは、その住宅の町移管の問題も解決しなければならないだろうと思います。そういった意味ではグループホーム、ケアホームの予定年の完成を目指していくについては、相当急がなければならないことが実態にあるのでないかと思いますので、その辺も１つ伺いたいと思います。

それと、もう一つお願いしたいのは、町長、生活実態見ている、十分承知していると言う

のであれば、あれが私が言ったようにまだまだ長寿園の改築以前より相当悪いという実態をもうおわかりだと思います。何であの子たちだけほうっておけるのか、その理由を、まず理由だけ聞かせていただきたいと思います。あそこに入れているのであれば、あそこを改修しなければならないとか、早く移転しなければならないというのであれば、財源の問題当然あるでしょうから、道路も要らないです、これから。我慢します、町民は。公営住宅だって、入っている人へ補修なんかしなくてもいい、我慢さえしてもらってもいいのではないですか。いろんなところで我慢してもらってでも、ああいう劣悪な環境にいる人を最優先にしなければならないのではないですか。それが私は町長の施策であって、姿勢だと。そういう姿勢を持ってもらいたい。そういった上でも延びるのであれば仕方がない。何を優先にすべきかは、町長の一番の町長らしいところを出すところですから、その辺もう一つ何か考えがあればお答えいただきたいと思います。

以上です。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 私からお答えをいたします。

グループホーム、ケアホームにつきましては、高校の教員住宅を当て込んでおります。一番経費がかからないで済むのかなということでありますけれども、そういう中で本多議員さんにもちょっとお話ししたかもしれませんが、今月の１３日に教育庁の施設課の参事等が中頓別町に来られまして……まだ最終的な決定ではありません、普及センターの職員が入っていたりなんかしておりますから。しかしながら、そういう中にあって、中頓別町の意向に沿って何とかいい方法で検討したいと、こういうようなお話がございました。そういうようなことで、何とか平成２０年度中にグループホームなり、ケアホームなりの設置をして、来年１日からスタートさせたいと、こういうような計画を持っていると。今後福祉法人である天北厚生園と十分中身を詰めて進めてまいりたい、このように考えているところでございます。

また、天北厚生園の本体の関係については一年でも早くやりたいと。しかしながら、今の財政の状況は大変厳しい状況にあると、こういうようなことで２４年度以降と、こういうようなことを地域懇談会でお話をさせていただきました。一番心配なのは、難しい問題は平成元年、２年に重度棟を建設をいたしました。その補助金が今現在約９，０００万超、耐用年数でいくと、補助金の適正化法でいくと残っていると、こういうようなこともあります。また、そのときにお金を借りた厚生福祉施設整備事業債が２３年までで終了すると、こういうこともあります。しかしながら、それを移転をして、その施設をどうしていくのかによって当然補助金の繰上償還も絡んできますし、私どもはそれを繰上償還するお金がありませんから、何とか違う面で利活用して、目的外使用を認めてもらう方法論も考えないとならない。また、起債は、これは繰上償還をしないとしないとならない。今現在２３年までありまして、約２，０００万円残があると、こういうようなこともあります。そういうようなことを考え合わせ、また町の財政状況、公債費負担適正化計画を一年でも早く２５％を切るように我々が最大限

の努力をしていきながら、総合的に一年でも早く施設を整備をしていくと、こういうようなことも検討していく必要があるのかな。東海林議員から言われたことをもろもろ含めて、私もできるのであれば任期中に整備をしてまいりたい、こういうことでご理解を賜れば、このように思います。

（「財源」と呼ぶ者あり）

○町長（野邑智雄君） グループホーム、ケアホームについては、当初平成20年度等については1件当たり2,000万の補助制度が国にある、こういうような通知がございました、支庁から。ところが、それには既存の施設を活用するということについては対象にならないと、こういうような話も担当のほうに來ているようであります。そういう中で日本財団に1件当たり300万円等の補助制度があると。それを使いながら施設を改修をして、グループホーム、ケアホーム等の目的に沿っていくと、こういうようなことを今後詰めていきたいと、このように考えています。

○議長（石神忠信君） 東海林さん。

○3番（東海林繁幸君） 町長に一年でも早くやりたいということだけは気持ちとして、1年でも2年でもいいのですけれども、早くやりたいということはお考えいただいているようだから、言うなれば私が言っているのはほかの事業をストップしてでも優先されるべきものでないのかなということを言ったわけですから、よろしくお願ひしたいと思います。

そこで、再々質問ですが、これは町長のほうにお聞きしてもしょうがないのですが、グループホーム入居者の問題なのです。つくる、つくる、受け皿はつくると言っているのだけれども、この運営どうやってやるのでしょうか。これただで入れるわけではないですよね。これは、当然入る人から負担金をもらわなければならない、係る経費をもらわなければならないのだけれども、その計画は当然シミュレーションしていると思うのだけれども、どんなふうになっていますでしょうか。

○議長（石神忠信君） 奥村保健福祉課長。

○保健福祉課長（奥村文男君） グループホーム、ケアホームの入居に関する費用につきましては国の定めがありまして、入所に係る費用等については一定の金額、障害区分によって定められております。今うちのほうで押さえているのは約6万程度、そのほかに食事、それから住居費、その他共通経費等につきましては、それぞれ設置事業者が定めることで決められておりまして、利用者として負担になる部分については施設の維持費の1割と食事、それから入居料、この共通経費等が利用者の負担となるというふうに押さえております。

○議長（石神忠信君） 東海林さん。

○3番（東海林繁幸君） 私心配しているのは、これ下川の例なのですけれども、およそ食費、部屋代、光熱水費で1人負担5万3,000円ぐらいかかっているのです。課長、障害者年金2級でどのくらいかおわかりでしょうね。6万6,000円なのです。そうしますと、ここに入った人に対して、幾らかの所得できるものがなければならないのです。今全道的に見ても一番授産所なんかで働いている人たちは、いいほうで2万円です、月額。それで、6

万程度の生活費が払えるのかどうか。この辺も含めると、先ほど言ったケアホームを受け皿としてつくと同時に、勤める先、お金を得る場所も重要な視点として考えなければならないのです。この辺について十分協議していただければと思います。この辺については、また後で事務的な打ち合わせで聞けると思いますので、今は次へ移らせていただきます。

第3点で、除雪対応についてということで、本当に当町の除雪対応は、歴代町長の意向もあって、非常に近隣町村から見ても立派な除雪対応しているなと思って、私はどこへ行っても中頓別のはすごいよと言っているのですが、さて一方いろんな意味で今財政再建をしなければならないという立場で中長期行財政運営計画を立てながらも、その中にも入っていない不思議な存在として1点、酪農家の集乳道の除雪がここ何十年来受益者負担一銭もなしでやっているのです。考えてみれば、当たり前のように感じていましたのだけれども、これまた摩訶不思議なのです。私たち年金もらっているじいさん、ばあさん世帯も年間というか、半年雪の季節に3万円なり払って、除雪経費出しているのです。商工業者に至っては、やっぱり自分でショベルも持ったり、ショベルを頼んだりして、年間十数万かけているのです、商工業者は。こういった実態の中で50戸足らずの酪農家だけは集乳道からついでのようにぐるっと家の軒先まで回って、全く受益者負担というのを考えなかったというのはちょっと不思議だなと。今それで3万、5万の助成金削ってみたり、補助金削ってみたりしている時代に、これどういう感覚なのですか。これは、ちょっと行財政改革をしようという町としては、不思議な存在だなというのを1つ出したいと思うのです。

それと、もう一つ同じ除雪問題で独居老人や集合老人住宅、また障害者住宅に対して、いろんな点で助成している、そういったことはわかっております。全部で29戸でしたか、やってあげていますよね。ただ、やってあげているのだけれども、まだまだ独居老人はいるのです。しかし、いるけれども、縛りをつけているのです、支援要綱では。課税1万1,200円以下の者だとか、それから扶養親族が町内にいる者はだめと。扶養親族という言葉だけ1つとらえても、何が扶養親族なのかわからないのです。扶養親族というのは助け、育てるという、扶養という言葉が字源には書いてあるのですけれども、決してその世帯のことをみんな面倒見ているというようなお子さんがいるかどうかはわかりませんが、そのお子さんが仮にいても、嫁にやった娘がもう70近くなってもいるということになると、だめということになった。ですから、そういう基準を運用するときに、そこで民生委員協議会なるものをかけていながら、何かおかしいことをしている。おかしいと思われるような事例がある。だから、所得税の課税のあれが1万1,200円というのも、では1万1,200円から100円でも上がればだめだなんて言い方してしまわないで、グレーゾーンといいませんか、現実にあそこはやってやるべきだと思うところは、まだまだ私の目から見て数戸あります。これらを今後民生委員会にかけてもいいのだけれども、もうそんな暇もないでしょう、雪の時期になってきたのだから。もう一つ見直しの考え方はあるかどうか。私は、先ほど前段で農家のこと言いましたけれども、農家の経営今すごく厳しいことはわかっていません。そんなこと言いたくないのです。それよりも牛乳高く買ってやって、それぐらい大いに

負担できるようにしてやるのが先決なことはわかっているけど、そっちはそのままにしておいて、弱い立場の人たちをそのままにしているのかと言わざるを得ないような状況もありますので、こういう細かいことは町長から答えてもらおうと思いますが、基本的なことが、町長、答えてもらえるのなら答えていただければと思います。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 除雪対応について柴田課長と奥村課長、両方からお答えをさせます。

○議長（石神忠信君） 柴田産業建設課長。

○産業建設課長（柴田 弘君） 1点目の集乳道の関係でありますけれども、町道以外の集乳道路のバルク路線の除雪は平成18年度で42戸、平成19年度で41戸、総除雪延長は約3キロメートルで、隔日で行っています。バルク路線の除雪経費については、現在基本産業であることなどの理由から無償としておりましたが、有償とした場合の負担をしていただく相手方や除雪経費の算定等の検討を行ってきております。今後は、中頓別町農業協同組合と除雪経費の負担について協議を進めていく段階であります。

○議長（石神忠信君） 奥村保健福祉課長。

○保健福祉課長（奥村文男君） 除雪支援事業につきましては、65歳以上の独居世帯、または65歳以上のみをもって構成する世帯と、心身障害者世帯等を対象に事業を実施しております。今年度の除雪希望申込者は独居世帯で22世帯、老人世帯で7世帯、障害者世帯で1世帯の合計30世帯の申し込みがあり、民生児童委員協議会に認定審査の依頼を行い、1世帯につきましては家族の方が町内にいることから対象外となりましたが、29世帯の決定を行い、社会福祉協議会に事業の委託を行っているところでございます。課題につきましては、町内に家族のいる世帯につきましては対象外となりますが、家族の状況によりましては対応が困難な場合もあることから、今後家族の状況についても調査し、決定していく必要があるというふうに考えております。

○議長（石神忠信君） 東海林さん。

○3番（東海林繁幸君） 答弁としては、全く私にとっては問題ないのだけれども、ただ言っていることは、何でもかんでも有料にすればいいと言っていることではないのです。その時期により、経済状況により、やっぱりそれはそれで援助しなければならない部分はあると思います。ですから、私自身は酪農家の今の経営状況から見ると、非常に苦しいことを強いられているということはわかります。ただ、基本的にはそれは先ほども申し上げたように経営が成り立つような方策を、これは国がきちっと見なければならぬことが道理であり、酪農家に責任あるわけでありません。ただ、経営の中で経費としてやっぱり考えなければならぬ部分がこういった除雪の部分にあると思います。ですから、これをただ5万円なり、10万円取れということではなくても、私にある議員が言っていましたけれども、それを自分たちの除雪機能を生かしてやるとすれば、幾らかの助成金を出してでも自己で完結させるような方法もあるのでないかという意見を聞いていますから、そういった面を含めて、やっぱり一般の住民に納得できるような方策をこれから考えていただきたい。これは農家の部分で

す。

それで、もう一つ、いわゆる老人のことなのですが、大変な弱い立場にある人たちですから、一方ではやっぱり面倒見ている人には面倒見ているのだから、もう少し緩やかな判断を持って、実態に合わない……それは、娘さんはいるけれども、娘さんは町外れの六十何歳の娘さんがいるから、それでやれと言えるのですか。そういうやり方ではなくて、もう少し愛を持って住民を見詰めていただければなと思います。課長が家族の状況等について調査し、決定していく必要があると考えています。これは信じておりますので、ぜひ問題がありましたら、よろしくお願いしたいと思います。

1つ問題なのは、これ申請になっていますよね。申請だったら、これだれでも出せるのだけれども、そうはいかないでしょう、現実には。そのために民生委員さんなんかもいて、状況を見てもらうということだろうと思います。これ申請しないからだめだなんて言っているのもあるかもしれませんから、もう一度そういう目で見ていただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（石神忠信君） 奥村保健福祉課長。

○保健福祉課長（奥村文男君） 老人の部分につきましては、今東海林議員からもありましたとおり、あくまでも申請に基づいて、うちのほうで検討してきております。ただ、申請に基づいて申請を出していただいて、検討してきているのですが、当然その中にはその地域の民生委員の方がいらっしゃるしまして、民生委員の方が該当するような人に声かけをしながら、本人に申請をしていただいて、検討してきているという状況ですので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（石神忠信君） 東海林さん。

○3番（東海林繁幸君） 質問を終わりますけれども、私のところに数件この問題で来ています。それは、自治会の会長さんがこういうことになっているのですよと言ってきているのです。民生委員さんからはだれも言ってきませんけれども、自治会長さんが心配して、そうやって言ってきている事実もありますから、重ねてよろしくお願いいたします。

○議長（石神忠信君） これで東海林さんの一般質問は終了しました。

引き続いて、受け付け番号6番、議席番号4番、村山さん、お願いします。

○4番（村山義明君） 質問事項として、小さな農家づくりの推進をということでお尋ねをしたいと思います。

人口や世帯数の減少は、商店にとって大変深刻な問題です。消費人口が減少していく状況下では、新たな起業はおろか、現状維持さえ難しく、高齢化と後継者不足によって廃業する商店も出ている現状です。農家も同じような状況に置かれておりますが、商店と根本的に異なるのは、自然や家畜を相手にして生産に携わるため、経営の仕方、努力次第では結果がついてくる職業だと思います。酪農家の中には、搾乳牛20頭以下でも安定した経営をしている農家もあります。町では、お試し体験など豊かな自然環境と共生する地域づくりの一環として、都市住民に向けて本町への移住、ふるさと回帰の受け皿づくりを進めていますが、長

期的展望をプラスして、耕地面積の狭い本町に見合った小規模な新規就農を推進してはいかがでしょうか。元手のかからない小さな農家づくりのためには、農協や関係機関と協議が必要ですが、経営に関する具体的な数値を盛り込んだモデルプランを作成し、情報発信していくことが一流の、中頓別づくりにつながるとは思います、いかがでしょうか。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 村山議員さんの小さな農家づくりの推進につきまして、地域懇談会でもお話がありまして、担当課長に調査するように話してありますので、柴田課長に答弁をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 柴田産業建設課長。

○産業建設課長（柴田 弘君） 農家戸数の減少は、商店を初め、地域経済にとって大変な問題であります。町においても後継者不足や経営者の高齢化、さらに今後予想される農地の遊休化など農業生産力や農村活力の低下が懸念されており、次代を担う意欲に富んだ担い手の育成確保は重要な課題であります。ご質問のとおりその対策の一つとして小規模農家、後継者不在農家の離農跡地等を新規就農へ誘導する方向を農協や関係機関と十分協議し、経営に関する具体的な数値を盛り込んだモデルプランを検討し、新規就農につなげてまいりたいと思います。

○議長（石神忠信君） 村山さん。

○4番（村山義明君） 再質問いたします。

早速モデルプランを検討していきたいとのご答弁をいただき、今後に期待をしながら注目していきたいと思います。他町村では大型化、共同化等で施設も何億円もかけた大規模な施設をつくってやっておりますが、果たして経営はどうなるのか大変疑問もあります。中頓別では中頓別に合った、中頓別らしい農家づくりをすべきだと思います。都市住民には、本格的に酪農業で生計を立てたいと思う人もいるでしょうし、また酪農に限ったことではなく、野菜や果実、花づくり等畑作をやりたいとか、定年後のんびり自給自足の生活あるいは趣味と実益を兼ねて農家をやってみたいとか、いろいろな考え方があります。町内の人でもそばをつくったり、山ワサビを栽培している人もいろいろおります。現在町では、国や道のいろいろな事業に積極的に取り組んでおります。北海道おためし暮らし、なかとん・おためし暮らしといって、北海道長期滞在型生活体験プラン、あるいは商工会が窓口になってことしやっている地域資源全国展開プロジェクト、自然との共生、都市との交流による地域経済再生プロジェクトや、高橋はるみ知事の公約に基づき、創設した交付金事業で公益地域再生プロジェクトのモデル事業、北の杜など、いかにこれらを連携し、地域再生プランを立てていくか、そして実践していくかが大事だと思います。小さな農家づくりの推進もその実践の一つになるのではないかと考えられます。これら事業推進のかなめになっている小林参事にご意見をお伺いしたいと思います。いろいろな思い、あるいは今後考えていることなどを含めて、ご答弁いただければと思います。

○議長（石神忠信君） 小林総務課参事。

○総務課参事（小林生吉君） 済みません。新規就農の関係につきましては、ちょっと所管外で、答弁能力がないので、ご勘弁いただきたいと思います。

今お話のありましたおためし暮らしなどの実践をしております、都市の方がこういう田舎で農的な暮らしをしたいという志向については強くあるということは多くの方と接して感じているところでありまして、それらの仕組みというものを考えていくべきかなということがあります。また、ただ農地につきましては現在適切に管理され、また将来も適切に管理されていくという前提のもとで、この地域におきましてはやはり酪農ということが核になって展開されていくのだらうというふうに想定しておりますので、なかなか難しい課題なのかなというふうには感じております。ただ、今ちょっとお話のありましたプロジェクト北の杜というようなところで検討しているのは、遊休農地が将来発生した場合という前提であります。現在町としては、遊休農地はほとんどないという前提に立って、今ある農地がある程度適切に管理されているということかなというふうに思いますが、もし本町においてもそういう遊休農地の活用が生じるということであれば、それらについては株式会社であったり、NPO法人であったりというようなところが活用するというような仕組みも考えられ、実際に行われているところがあって、そういうところの視察というようなことも美瑛町さんや中川町さんと一緒にしてこようというように話をしているところでもあります。すぐすぐ本町において遊休農地があるかどうかという問題があるかどうかと思いますけれども、その辺の可能性というようにも考えてみたいなというようにことはこの事業の中から進めていければというふうに考えております。

○議長（石神忠信君） 村山さん。

○4番（村山義明君） 私が言いたいのは小さな農家づくりということで、非常に今小規模であっても、しっかりと立派に経営安定化してやっている農家もあるというふうに聞いております。ただ、その農家も後継者がいなくて、近い将来やめるのではないかなというふうな予想もされております。そういう中で経営がだめになってやめるのだというのなら、これしょうがないのですけれども、生計立てるのには十分間に合っている、もうかっているのだというように農家が定年といいますか、年が来たから、それでやめるのだと、そこでなくなってしまうのだということが非常にもったいないなと思うのです。これは、やめた後ほかの人がそこを吸収してやるということは今までそのとおりなのですけれども、そのために1軒農家がなくなってしまうわけです。そうでなくて、やはりそういうところも事業を継続していけるような方策というか、それが非常に今まで難しいのかなというふうに思っておりますけれども、ただこれも今後考え方によっては、今までは農家は世襲、世襲、息子さんが後継者になっていくというのが普通ですけれども、これも考え方によっては、個人企業にしろ、法人化したにしても、自分の子供であっても、ただ世襲というものではなくて、買ってもらうと。他人なら、もちろんそういうことになります。身内でも買ってもらうと。そういうのが、外国ではそういうような方式でやっているところもあります。ですから、ただ後継者、後継者ということていくから、後継者がいないと、もうそこはみんなやめてしまうと、やめた後を

ほかの人がそこを引き受けてやるというようなことが今までのずっと流れではないかなと思うのですけれども、そうではなくて事業の途中からでもその事業を引き継いでやっていくというような形をとれるようにすれば、そこへ入る人も安心して、今もう経営やっているわけですから、それを継続したわけですから、だからそういう継続の仕方をすればスムーズに入っていけるのではないのかなということも考えられますし、今後はそういうこともやはり頭の中に置いて進めていかなければならないときが来るのかなと、私はそういうふうに思っているのです。そうでなければ、だんだん後継者いない、後継者いないという形でいけば、農家は消滅してしまいます。だから、それを防ぐのにはやはりそういう形にしていかなければならないのではないのかなと、そういうふうに。これは、極端にそういうことを言っても、すぐそういうふうにはなりませんけれども、そういう考え方もあるということで今後検討していったほうがいいのではないのかなと思います。そうすると、自分がやめるまで一生懸命自分の企業として高めようと努力するわけです。高く売するためには一生懸命やると、買う人も安心して買えるわけです。そういうシステムづくりが今後そうなるのではないかなという気もいたします。これは株式会社だとか、そういうあれがどんどん農家に入ってきたら、当然そういう形になるのではないかなと思いますけれども、そういうことを今から頭に置いておいたほうがいいのではないかなと。そういうことで、ぜひ自分の農家をやめるときには高くだれかに事業を引き継いでもらう、そういう意欲で頑張っていたきたいと思うのですけれども、ちょっとこれに対して答弁は要りませんけれども、先ほど言いましたようにいろんなニーズに対応できるようなモデルプランを示して、都会の人もわかりやすく、飛び込んでこれるような、興味を持ってもらえるような、そういうプランづくりをぜひやってくださいと、そういうことでそれによって少しでも中頓の起爆剤になればなというふうに思っております。

今申し上げたことに全体的に町長からちょっとコメントいただければ、それで終わりたいと思います。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） お答えをいたします。

本当に中頓別町で酪農家の戸数が減少してまいりました。私平成3年に産業課長やっていたとき77戸あった記憶を持っておりまして、今50戸を切っておりますから、大変減少しているなど。その分それぞれの今いる酪農家が大規模になってきているのかなと、このように思います。しかしながら、私は今でも中頓別は中頓別に合った酪農形態、それぞれの酪農者の考え方によって経営をしていけば一番いいのではないかなと。当時も法人化等々の話がありましたけれども、決してそういう方向ではなく、地元の町のいろんな条件に合った酪農家が育っていけば一番いいのかなと、こういうような考えを持っています。そういう意味で今村山議員さんから指摘のあったようなことを踏まえて、担当課長のほうで農協とも協議をしながら、小規模の酪農家を新規就農として入れていく場合、今大変配合飼料高いですから、草地酪農的な方向性に変わってだんだんいくのかなと思いますけれども、そうなればなるほ

どまた技術的な問題だとか、いろんな問題があろうかなと思います。それぞれ今現在経営している方々が後継者に移譲する場合に対価で移行していく分もありますし、また小規模の酪農家が経営をやめた場合にそこに新規に入ると、そういうようなこともいろいろとあるのでなかろうかなと思います。そういう中で今までなかなか新規就農の具体的な取り組みというのは町独自ではできませんので、農協と十分協議をした中で何とかいい方向に持っていければと、このように考えております。

○４番（村山義明君） これで終わります。

○議長（石神忠信君） これにて村山さんの一般質問は終了しました。

ここで議場の時計で３時４０分まで暫時休憩にいたします。

休憩 午後 ３時２５分

再開 午後 ３時４０分

○議長（石神忠信君） 休憩前に戻り、会議を開きます。

◎発言の訂正

○議長（石神忠信君） 先ほど東海林さんの答弁に誤りがあったので、訂正の申し出があります。

町長。

○町長（野邑智雄君） 大変申しわけありません。東海林議員さんの質問の中で、日本財団からの補助金３００万円という答弁をさせていただきましたけれども、担当のほうから厚生園のほうに照会したところ１事業補助限度額が３，０００万円と、こういうことでありますので、訂正させていただきます。申しわけありません。

◎一般質問（続行）

○議長（石神忠信君） それでは、ここで一般質問を続けます。

受け付け番号７番、議席番号１番、西原さん。

○１番（西原央騎君） まず、１点目、生涯学習推進計画についてご質問いたします。

今春生涯学習推進計画がつくられました。私は、この計画について住民活動の連携や町行事、事業の統一あるいは見直しなどを進めて地域を活性化していく、エネルギーをどこにかかけようかという整理をかけて地域を活性化していく計画と認識しています。しかし、これまで春からの取り組みを振り返りますと、具体的な効果や成果があらわれているようには感じません。生涯学習推進計画のもと、これまでどのような具体的な取り組みを行ってきましたか。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 西原議員さんの生涯学習推進計画について、担当窓口であります石

川教育次長に答弁をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 石川教育次長。

○教育次長（石川 篤君） 生涯学習推進計画についてお答えいたします。

平成19年2月に町民の皆様のご協力によりまして、生涯学習推進計画を策定したところではありますが、これまでの取り組みとしては生涯学習を推進するために情報の共有化を図ることを目的として、1点目、情報収集と広報活動、2点目、町民活動支援、3点目、評価と見直しの3点の役割を持つ生涯学習推進チームを設置し、推進チーム会議を9月から毎月1回開催し、情報交換をしております。また、広報活動として広報なかとんべつ5月号から中頓別町まちづくり、生涯学習推進チームのページに、町内の各種団体の活動内容などを紹介してまいりました。しかし、ご指摘のとおり町民活動支援に当たる住民活動の連携や町行事、事業の統一や見直しなどに具体的な効果や成果には至っておりません。今後推進チーム会議等で情報の共有や意見交換なども進めて、できるだけ目的を達成するように努めてまいります。

○議長（石神忠信君） 西原さん。

○1番（西原央騎君） 生涯学習推進計画というものについては、この策定の計画書をつくり上げる段階でかなりの町行事について洗い出しは行ってきたはずだと思います。今後進めるのは、そういう洗い出しを受けて、では何をやっていこうかという仕掛けの段階だと思います。また、議会でも、保健師が今健康づくりの活動を大変熱心に取り組んでいるということですが、一方で専門性を生かした独居高齢者への訪問等の活動、そちらのほうに活動というか、仕事をしっかりとシフトして行っていくべきではないかと、健康づくりなどについては社会教育主事などで行えるのではないだろうかというような話も出てきています。そういった行政の横の連携を深めて、行事等……行事に限らないですね。町の事業についてきちんと洗い出しをしたものについて見直していこうというのが生涯学習の部分の1つ大きな取り組み部分かと思うのですが、今教育委員会の事務局に任せてしまっている状況ですが、町民も、実は私も推進チームというのに声かかりまして、参加しているのですが、一町民がそういった幅広いものを見て、こうしたらいい、ああしたらいいという話にはなかなかならないと思います。そうした中でやはり重要なのは、行政の横の連携からのアイデアだと思うのですが、こういったものが全く今見られない状況になっています。それで、成果が全く出ていないというような答弁になっているかと思うのですが、この点今後横の連携についてしっかりと取り組めるのかどうか、今のままで春までまずは待っているのかということでお伺いしたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（石神忠信君） 石川教育次長。

○教育次長（石川 篤君） 現段階では、直接携わってやっているのは総務課と教育委員会で直接携わってやっております。推進チームのメンバーなのですが、委員会と役場総務課、保健福祉課、こども館、それから森ばる'Sさんと観光協会などからメンバーをそれぞれ出させていただきまして、9月からやっておりますけれども、やはり情報の共有だとかも場所的

に離れているというのもありまして、なかなか月に1回集まるようにして情報はいただいているのですけれども、来年から教育委員会の事務所移転ということもありまして、今の段階では当分の間は仕方ないのかなと思っておりますけれども、来年以降につきましてはもう少し具体的に進めていくことができるのではないかなと考えております。

○議長（石神忠信君） 西原さん。

○1番（西原央騎君） 場所はというようなことが大きな問題点に挙げられているのですが、やはり場所というのはそれほど関係ないものではないかと思うのです。場所ではなくて、それぞれの課の連携をしていこうというような熱意だと思います。そういう点では、場所が移転してもなかなか見えてこないところあるのかな。場所が庁舎のほうに移転しても、結局保健センターとは場所が離れているというような話になってしまいますので、ぜひ熱意を持って、そしてしっかりとした計画性を持って、計画書はできているので、いついつまでにこういうような仕掛けをしていくというような具体的なあれについて進めていってほしいと思います。また、行政側からの提案があってほしいと思いますので、しっかりと担当の皆さんで取り組んでいってほしいと思います。その点よろしく願いいたします。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 生涯学習の推進を図るという最高責任者から一言申し上げたいと思います。今指摘をされたように今行政内部はやっぱ縦割りが主になっていまして、横の連絡がなかなかスムーズにとれていないような部署も結構あるように考えます。そういう意味では私の指導不足なのかな、こういうような気もいたしております。ご指摘のあった横の連絡を密にしながら、やはりせっかく町民の皆さん方がつくっていただいた生涯学習推進計画を計画どおり推進をしていくと、そういう立場からして、できるだけ早く、早急に保健福祉課、教育委員会、総務課等の会議をして、連携を図るように指示をさせていただきたいと思っています。

○議長（石神忠信君） 西原さん。

○1番（西原央騎君） ありがとうございます。本当に町の骨をつくっていこうという、町の中心であるべき取り組みかと思っています。もう少し行政側は熱意を持って、きちんとこの計画を進めていってほしいと思っています。よろしく願いいたします。

次、2点目の質問をさせてもらいます。2点目、こども館への送迎について質問させていただきます。車で往復が30分から1時間とかかかってしまう郊外に住む家族にとって、こども館までの子供の送迎が大変な負担となっています。ことし具体例として1日2往復、2時間もかかってしまう地域に住むために、こども館へ子供を預けることをあきらめたご家族がありました。このような事実をまず行政として確認していたかどうか、それから現行のスクールバス、町内一円回っています町のスクールバスを活用して幼小中児童たちの送迎といった柔軟な対応はできないのかどうかお伺いいたします。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） こども館への送迎について石川教育次長に答弁をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 石川教育次長。

○教育次長（石川 篤君） こども館への送迎についてであります。平成18年度に一家庭から相談がありました。相談内容につきましては、行政側としても確認しております。

それから、スクールバスの関係であります。スクールバスの活用につきましては、現在スクールバス3台で3方面の運行をしておりますが、学校行事やクラブ活動などでほぼ毎日のように下校時間に変動があります。スクールバス運行に関する緩和措置では、こども館の園児も利用可能ですが、児童生徒の通学に支障のない時間や経路の範囲内とされており、小中学校の児童生徒の登下校時間とこども館の園児の登園時間や降園時間の違い、また児童生徒が夏休み中や冬休み中におけるこども館の運営などから、現行のスクールバス運行におけるこども館での活用は困難であると考えております。

○議長（石神忠信君） 西原さん。

○1番（西原央騎君） まず、その運行をどのように決めているのか、組織内だけで話し合われているのかどうか、そういうような今の仕掛け、その判断というのがどのような形で作られているのか、まず1点目確認させてください。

それから、その判断には、郊外からの若い世代が中心となつてこういうような取り組みは利用すると思うのですが、そういう若い世代の意見が反映されているのかどうかということです。その点について、決定についての状況を確認させてください。

また、小頓別の地域などについては、今後21年度からはスクールバスという形で運用が地域について始まってくるかと思うのですが、中学生が中心になってくるかと思うのですが、そういったときに今は郊外はなかなか時間的に難しいと、幼稚園も難しいということであれば、21年度から小頓までまたスクールバスの運行が始まるかと思うのですが、そのようなときの運行体系、運行状況については万全な体制で整っているのかどうか、計画として大丈夫なのかということをお伺いします。

○議長（石神忠信君） 石川教育次長。

○教育次長（石川 篤君） 1点目の運行の基準であります。教育長の訓令としてスクールバスの運行基準を町の運行基準として定めております。小中学生に適用する、目的に使用するというので、スクールバスの運行基準を定めております。

それから、2点目は若い人の意見ということなのですか。

（「運行基準というようなものの見直しや、その内容について若い世代の意見が取り込まれているかどうか」と呼ぶ者あり）

○教育次長（石川 篤君） その辺のところについては、ちょっと私は確認はしていないのですけれども、運行基準があることは、きちんとしたものがあります。

それから、2点目の若い人たちの意見の反映につきましてがされているかどうかにつきましては、調べまして、ご回答したいと思います。

それから、3点目なのですが、小頓別小中学校の廃校に伴いまして、21年度からの運行計画であります。現時点では21年からやることはほぼ確定でありますので、担当の者と、

今のスクールバスの運行時刻の見直しなどは今から進めて万全を期している、担当としてはそういう話をしております。若干車を発車させる時間を30分程度早めることになるのかなと思っておりますが、それは運行計画表といいますか、そういうものをきちんとつくるように指示はいたしているところであります。

○議長（石神忠信君） 福家教育長、そうしたら答弁してください。

○教育長（福家義憲君） 質問にありましたように運行基準についての地域の若い人からの意見を聞いているかということでもありますけれども、これはあくまでも学校の児童生徒の登下校に関してでありますので、学校の先生と、学校のほうとの意見等は聞いておりますけれども、地域等からの意見等は具体的には聞いてはおりません。

○議長（石神忠信君） 西原さん。

○1番（西原央騎君） ありがとうございます。

まず、運行の基準というのを一度そろそろ見直してみる時期にも来ているのではないかと考えています。いつごろのものか私、済みません、ちょっとわからないのですが、子供の数は随分減ってきています。距離があるので、なかなか数だけでは運用の時間等は変わってこないのかもしれませんが、子供がやはり少なくなっている。あと、子供の対応については、今後は少ないのであれば少ないなりの対応は整っていきえるのではないかと、そういう部分を組織だけではなく、外部とも……外部というのは学校だけではなく、使う本当にニーズ、必要としている若い世代も交えて、一度見直す時期なのではないかと思います。どうしても組織内部だと、これぐらいでいいというような話にもなってしまうかもしれませんので、ぜひ春からの取り組みに対してでも真剣に住民の意見へ取り組んだような形で、見直しまでいなくても、まず考える、そういうような催しなり、集まりをして、スクールバスの運用について検討していただければと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（石神忠信君） 福家教育長。

○教育長（福家義憲君） 今定めております運行基準等につきましては、あくまでも児童生徒に対する登下校についての運行ということであります。それにつきましては今ご指摘が、ご質問がありましたように私ども内部のほうでまず十分検討しまして、町外の人たちに聞いたほうがいいかどうかを含めて検討してまいりたいなと思っております。いずれにしましても、今ご質問あったのはスクールバスの登下校以外の緩和措置についてのご意向だと思いますので、スクールバスの運行の時間帯、それからスクールバスの経路の範囲内での緩和措置ということでございますので、それらの意見等がさらにあるかどうかも含めて、今後検討してまいりたいなというぐあいに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（石神忠信君） 西原さん。

○1番（西原央騎君） 再質問が再々質問まで終わってしまったので、なんですが、例えば小頓の地域は、子供がいる地域はいろんな意味で柔軟な対応をとれる地域になるのですが、これが幼児さんだけだと全く対応できない地域だと。そういうような話では、なかなか物事として、システムとして成り立っていない状況なのかなと思います。できれば、今後郊

外、酪農家新規就農なども考えた場合、やはり子供への対応、重要な観点になると思いますので、余りかた過ぎず、やわらかに、もし現行のスクールバスの運行が難しいのであれば、それに伴うプラスアルファの政策を考えていくというような、それぐらいの取り組みを行政としては考えていってほしいと思っています。まず、以上です。

次、済みません、3点目について質問させていただきます。景観案内や看板についてということで質問させていただきます。先般本町で中頓別、美瑛、中川との連携による新しい産業、ライフウエア産業と呼んでいましたが、観光にも絡む産業の創造の講演会が11月の28日にありました。また、国保病院、住友院長の森林療法の取り組みにも町へ人を呼ぶ新しい可能性を感じています。その一方で、町外からのお客様を道案内する中頓別の看板、サインがわかりづらい、統一感がない、また汚くて古いといったような話を、意見を観光客から聞きます。また、実は私もここ5年前からの移住者なのですが、中頓に来ての最初のイメージがやはりそういった寂しいというよりは、少しこういう場で言うのはどうなのかと思うのですが、ちょっと情けない状態だと、これいい表現なのですが、みすばらしいなといったような看板が目立つ。その状況が5年たってもなかなか変わっていない状況があります。今観光というものにとって、観光より地域づくりというような観点でもいいと思うのですが、景観というものが地域の持つ財産と呼ばれるようになってきています。道案内とともに、景観にとっても重要な要素である看板やサインの設置、修復、撤去などについて、どのような計画のもとで行われているのかお聞きいたします。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 景観案内や看板について担当課長である柴田課長に答弁をいただきます。

○議長（石神忠信君） 柴田産業建設課長。

○産業建設課長（柴田 弘君） お答え申し上げます。

観光案内板、観光案内標識、観光施設等の説明板については国、町、観光協会などそれぞれで設置、修復、撤去が行われております。国は主に観光案内標識であり、統一した色彩、形状を使用しております。町や観光協会では施設の建設、整備時に必要と思われる観光案内板、観光案内標識、観光施設等の説明板を設置し、修復、撤去については状況判断により、その都度対応しております。

○議長（石神忠信君） 西原さん。

○1番（西原央騎君） 次の質問させてもらう前に、国道付近に、国道沿いで町の町なか中心部に近いところに立っているサインについて、きのう今の状況ということで写真を少し撮ってきましたので、ぜひ皆さん一住民としてまず近くで見ていただければと思いますが、議長、3分ほどよろしいでしょうか、終わるまでの時間。

○議長（石神忠信君） いや、見えるでしょう、大体。

○1番（西原央騎君） いや、ぜひぜひ。

○議長（石神忠信君） いや、みんな認識していると思う。

(何事か呼ぶ者あり)

○1 番 (西原央騎君) それであれば。

まず、少し見ていただきたいと思うのですが、こちらの看板などはこれ農業高校の前にある看板で、今本当に後からつけた部分、観光協会のほうでつけているのかと思うのですが、この部分はわかりますが、あとは近くに行ってもなかなかわからない状況です。それから、町中心部少し越えたところのあたりには鍾乳洞、これはよくわかりました。その後寿になると、もうこれは一種モニュメントなのかと。北緯45度についてもかしいでいますので、45度のつもりなのか、どうなのかと思ってしまうような状況があります。あと、45度の場所のサイン、これについては物はいいいのですが、少しやはり文字などは見えなくなってきました。あとは、寿公園のそばのサイン、これについてはちょっと車で走っている分には読みづらいというよりは、読めなくなってきましたというのがありました。あと、道案内に限らずで何点かはあったのですが、スローガンなどの呼びかけ物についてもなかなかもとの状態どんなのだったのかなというような状況のものがありました。

まず、この状況を皆さんに踏まえていただいた上でですが、それでは再質問させてもらいます。まず、状況判断をしてと答弁がありましたが、明らかに状況判断が適切でないものがあるのではないかなと思います。それで、これの設置などについてはいろんな状況で、担当がばらばらだったりしている状況ではないかと思っていますが、その点について確認させてください。こういうサインについてつくる段階で窓口などが全く別なのか、それとも今窓口としては産業等が窓口なのか、その点についてまず1点確認させてください。また、今後どのような方針でやっていこうと思っているのか、この2点について伺います。

○議長 (石神忠信君) 柴田産業建設課長。

○産業建設課長 (柴田 弘君) 今そこに張られている写真については、それぞれ所管している場所が違うところもあろうかと思いますが、一応観光案内板については産業建設課のほうで所管されておりますので、私のほうですべて調査をかけて、調べていきたいと思っています。

それから、今後どのような方針で臨むかということでもありますけれども、関係している所管と協議しながら今後の対応策について検討していきたいということで、撤去しなければならないのか、新たに設置するのか、財政的な部分もございますので、その辺は町長とも十分協議しながら、どのような方法が一番いいのか、担当段階でまずは協議していきたいと思っています。

○議長 (石神忠信君) 西原さん。

○1 番 (西原央騎君) 今一番少し恐ろしい答弁が出てしまったと思います。まず、心配していたことは、こういうような状態を示したとき、古い、汚い、危険、こういう言葉が出たとき、まず行政の対応としては撤去というような言葉が出てくるのですが、私が望んでいる、今回のことで指摘したいことは、統一感を持ってこのような取り組みをしていくべきだろうと。どうしても立てた当時はいいのですが、その後担当が変わることもありますし、場所が違うというようなことで、無関心がやはり多いと思うのです。一住民で、倒れている看板を

直しているというぐらいの人もいらっしゃいます。私もことし若い住民が倒れている看板を直した、自分でハンマーをしょって看板を直したというような話も聞いています。ですから、本当に住民もこういったものに対して意識はあるのだと思っています。ただ、大きなものについては個人では直せない、なかなか修繕がきかない部分が多いかと思うので、ぜひ統一感を持って取り組んでいただければと思いますので、撤去やどうのこうのするというような話を進める前に、まずどのような形で今後統一して対応していくのか。どこが窓口でやろうか。そういう景観、観光や産業がやはり中心になるかと思うのです。そういう部分が対応していくというような話し合いをまずした上で、細かいところについてどういうふうにしていくのかという方針を出していったほうがいいと思っていますが、その辺いかがでしょうか。

○議長（石神忠信君） 柴田産業建設課長。

○産業建設課長（柴田 弘君） 先ほども申し上げましたが、そういった看板については関係所管しているところがそれぞれありますので、関係者でまずどのようにするか調査して、方針を出して、取り進めていきたいと思っています。

○議長（石神忠信君） 同じ答弁だけれども、いいかい。

西原さん。

○1番（西原央騎君） 本当に答弁が同じなので、私ももう少し簡素に説明したいと思いません。

一つ一つの対応ではなく、全体としてどのようにしていくのか、そういう部分について伺いたいと思います。町長、お願いできますか。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 今指摘をされた景観案内の看板だとか、観光だけの看板でなく、町内にはまだまだそれぞれ所管で立てた看板がいっぱいあるのでないかなと思います。そういうことからして、一回洗い直しをする必要性があるのかなと、こういうような気もいたしますから、内部で調査チームをつくらせて、町内にある看板等の確認をまずさせます。その中で悪いものは整備をし直す。担当に言えば、すぐ業者に言って、頼むような言い方になりますから、そういうことでなく、みずから自分たちも知恵と工夫を出して、自分たちが修理、改修できるようなものはやっぱり自分たちでやっていくというような基本的な考え方にも立っていかないとならないだろうと、そういうようなこともありますから、調査をして、そういう中で今後この看板については所管でやりなさいだとか、または臨時職員等も使って、執行を大工を使ってやりなさいだとかと、そういう区分けをしながら整備を進めていくと、こういうことでご理解を賜ればと思います。また、どうしても担当や大工さんを使って町内の人たちでできないということがあれば、またそれは違う方法で整備をするということもあろうかなと思いますけれども、基本的には前半に言った方向で整備、修繕をしていきたいと、このように考えております。

○1番（西原央騎君） ありがとうございます。少し安心しました。今後環境条例や環境基本法などの話も町の中で出てくるかと思っています。環境というものは、本当に景観というもの

も含まれてくる概念かなと思っていますので、ぜひどのようなところからでもお客さんを受け入れた場合でも、町の風景見て寂しいとか、わびしいというようなものを与えないような、そういう状況にしていってほしいと思います。中頓別は広がるすばらしい自然環境があるので、こういうようなちょっと寂しいサインを1つ見ることによって本当に印象も変わってくると思いますので、しっかりと考えて、今後取り組んでいってほしいと思います。

以上です。

○議長（石神忠信君） これで西原さんの一般質問は終了しました。

以上で一般質問は全員終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時10分

再開 午後 4時11分

○議長（石神忠信君） それでは、休憩前に戻り会議を続けます。

◎議案第1号～議案第7号

○議長（石神忠信君） 本町の今後の行政運営と密接に関連し、住民負担増にもかかわることから、日程第11、議案第1号 町有職員住宅使用条例の一部を改正する条例の制定の件、日程第12、議案第2号 職員給与条例の一部を改正する条例の制定の件、日程第13、議案第3号 中頓別町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定の件、日程第14、議案第4号 中頓別町営寿スキー場設置条例の一部を改正する条例の制定の件、日程第15、議案第5号 中頓別町こども館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定の件、日程第16、議案第6号 中頓別町火葬場設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定の件、日程第17、議案第7号 中頓別町ピンネシリ温泉の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を一括議題とします。

提出者より簡略に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第1号 町有職員住宅使用条例の一部を改正する条例の制定については遠藤参事、議案第2号につきましては職員給与条例の一部を改正する条例の制定については総務課長、議案第3号 中頓別町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定については遠藤参事、議案第4号 中頓別町営寿スキー場設置条例の一部を改正する条例の制定については教育次長、議案第5号 中頓別町こども館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定については平中こども館館長、議案第6号 中頓別町火葬場設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定については奥村保健福祉課長、議案第7号 中頓別町ピンネシリ温泉の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定については柴田課長等が説明すべきところでありますけれども、一括省略をして総務課長に簡単に説明を

いたさせます。

○議長（石神忠信君） 米屋総務課長。

○総務課長（米屋彰一君） それでは、簡単に提案理由を説明させていただきます。

議案第1号 町有職員住宅使用条例の一部を改正する条例、本条例は大変厳しい財政事情の中で各種使用料の見直しが検討されており、町有職員住宅使用料についても例外なく見直しすることになっているところでございます。このようなことから、町有職員住宅使用料の改定については前回の改定が平成15年4月であり、ことしで5年が経過することや周辺町村の使用料と均衡を図るなど、さらに使用実態にそぐわない減免規定について整理するものでございます。

議案第2号 職員給与条例の一部を改正する条例、これにつきましては平成19年8月に出された人事院勧告に基づき、給与表については初任給を中心に若年層（1級から3級）の引き上げ、扶養手当は配偶者以外の扶養親族に係る月額を500円アップし、1人につき6,500円とし、また勤勉手当は0.05カ月分を引き上げするものです。給与及び扶養手当については、平成19年4月にさかのぼり適用し、勤勉手当は平成19年12月期で0.05月分引き上げ、平成20年4月1日からは6月期、12月期に均等に配分するものです。

議案第3号 中頓別町手数料徴収条例の一部を改正する条例、本条例は大変厳しい財政事情の中、各種使用料の見直しが図られる中で各種手数料に関しても例外なく見直すことにしております。各種手数料については、平成12年3月に制定された後、一部の手数料に関して追加されておりますが、ほとんど改正されていない状況にあります。こうしたことから、他の法令等により定められている手数料等を除き、各種証明手数料、各種閲覧手数料及び各種複写料について一律10%の引き上げとし、印鑑登録証の再発行については現在町が印鑑登録証を購入している経費と同等額を負担いただくべく今回の改正内容となったものです。

議案第4号 中頓別町営寿スキー場設置条例の一部を改正する条例、町内の類似体育施設の利用料金はほぼ町民と町民以外で差別化を図っており、中頓別町営寿スキー場についても同様にするものでございます。

議案第5号 中頓別町こども館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例、これにつきましては平成19年度に国の保育所運営費国庫負担金における保育所徴収金基準の一部が改正されたことにより各階層区分の定義を一部改正し、また保育所保育料、幼児クラブ保育料、児童クラブ指導料については前回の改正が平成16年4月であり、保育所保育料の国の基準の65%にしてから4年間が経過することから、平成20年度に料金改正を行うものです。今回は、保護者の負担の軽減を考え、今まで5%増で保育料を改正してきたところですが、今回の改正については3%増とし、国の基準の68%とするものです。それに伴い、延長保育料金、それから幼児クラブ保育料、児童クラブ指導料をあわせて改正するものでございます。

議案第6号 中頓別町火葬場設置及び管理条例の一部を改正する条例でございます。今回の改正については、燃料等の高騰により火葬場使用料の改正を行うもので、満12歳以上の

場合の使用料を3,000円引き上げるものです。また、新たに町内以外の方が使用する場合、使用料を3万円と定めるものでございます。

議案第7号 中頓別町ピンネシリ温泉の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例、これにつきましても燃料等の高騰により現行入館料の値上げをせざるを得ない状況になったため、入館料を改正するものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

柳澤さん。

○6番（柳澤雅宏君） 2点だけお伺いしておきます。

議案の2号の職員給与条例に関してですが、19年8月の人事院勧告に基づいてという説明がありましたが、人事院勧告についてはその勧告に対してどう対応し、判断するかはその自治体が判断するものだというふうに私は思っておりますが、そのことについて、そういう考えに基づいてよろしいかどうかお聞きしたいと思います。

それから、ピンネシリ温泉の設置管理に関する条例の中で高齢者の入館料、今150円負担をいただいていると思いますが、こういう高齢者も議案では20円の値上げということになっていますが、この高齢者に対してもスライドして20円値上げというふうに考えておられるのか。

以上、2点についてお伺いします。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 職員の給与条例の改正につきましては人事院勧告、中頓別町は昔から人事院勧告で出たもの、または国が、道が指導するそれに基づいて実施をしております。基本的には、その勧告を実施をするかしないかというのは町村の判断であるということは、これは間違いございません。しかしながら、そういう経過をもってやっていると、こういうことでご理解を賜ればと思いますし、2点目のピンネシリ温泉の使用料の関係でありますけれども、今高齢者については100円の使用料と50円の入湯税をお願いをしております。今回20円値上げをすることによって、20円上げるのかどうなのかと、こういうことでなかろうかなと思います。私は、できることであれば20円上げさせていただきたいけれども、いろんなものが値上げになる中で高齢者の方も楽しみにしている温泉利用が難しくなるということもあり得るのかなと。そういう意味では、少なくとも10円はお願いをしたいと、こういう考えを持っているということでご理解を賜ればと思います。

○議長（石神忠信君） ほかに。

（何事か呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 委員会ありますので、そこでそうしたらまた。

一応質疑なしと認め……東海林さん。

○3番（東海林繁幸君） 委員会での質疑はないのですか。

○議長（石神忠信君） いや、ありますよ。

○3番（東海林繁幸君） あるのですね。では、いいのではないですかね。

○議長（石神忠信君） それでは、質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第1号から議案第7号までを会議規則第39条第1項の規定により、いきいきふるさと常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号から第7号まで、いきいきふるさと常任委員会に付託することに決定しました。

柳澤さん。

○6番（柳澤雅宏君） ただいま議案7件について常任委員会に付託されました。ですが、この7件に関しては町民に大変直結する議案となっております。議会冒頭、常任委員会報告をさせていただきましたが、この間4回にわたって常任委員会を開いております。こういう案件につきましては、極力常任委員会に所管事務調査として提出していただければ、本会議での会議も割とスムーズに進むのかなというふうに思います。私が常任委員長になったとき、5月に当時の矢部副町長にも極力所管事務調査に案件があったら、早目に出していただきたいということで申し上げておりましたが、今回もいろいろ事情はあったとは思いますが、できれば常任委員会に早目にかけていただきたかったというふうに思いますので、議長のほうから再度町側に極力そう努力していただけるよう要請していただきたいというふうに思います。

○議長（石神忠信君） ただいまの件につきましては了解いたしました。

今町長から答弁というのは要らないでしょう。

○6番（柳澤雅宏君） いいです。

○議長（石神忠信君） それでは、お諮りいたします。

ただいまいきいきふるさと常任委員会に付託しました議案第1号から第7号までについては、会議規則第46条第1項の規定によって今定例会中に審査を終了するように期限をつけたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号から第7号までは今定例会中に審査を終了するように期限をつけることに決定しました。

◎時間の延長

○議長（石神忠信君） ここで暫時お諮りをいたします。

本日の会議時間は午後5時までとなっておりますけれども、一般質問がちょっと長引いたので、あらかじめ時間を延長したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間は延長することに決しました。

◎議案第8号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第18、議案第8号 平成19年度中頓別町一般会計補正予算の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第8号 平成19年度中頓別町一般会計補正予算、総務課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 米屋総務課長。

○総務課長（米屋彰一君） それでは、議案第8号 平成19年度中頓別町一般会計補正予算について説明いたします。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、既定の歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ39万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億9,797万3,000円とするものです。

第2条は、地方債の補正で、既定の地方債の変更は、「第2表地方債補正」によるものです。

3ページの地方債補正から説明いたします。過疎対策事業では、既定額を530万円減額し、1億3,470万円とするもので、内容は町道7丁目線整備事業で530万円を減額するもので、事業費や事業量等の変更に伴い、限度額に変更が生じたことによるものです。起債の方法、利率、償還の方法に変更はありません。

一般単独事業では、限度額を240万円減額するもので、内容は町道1条通り線整備事業で240万円を減額するもので、事業の変更等に伴い、限度額に変更が生じたことによるものです。起債の方法、利率、償還の方法に変更はありません。

続きまして、4ページの臨時財政対策債でございます。限度額を10万円減額するもので、普通交付税の算定により発行限度額が確定したことにより減額するものでございます。

次に、事項別明細書、歳出から説明いたします。8ページをお開きください。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、既定額に40万8,000円を追加するもので、内容は自治基本条例策定委員会報酬で、会議が当初見込んだ数よりもふえたことによる追加でございます。給料では、3款民生費、1項社会福祉費、10目介護予防費での給料の追加と8款土木費、2項道路橋梁費、3目道路新設改良費の給料の減額により総額調整のためによる増額でございます。共済費についても同様に、道路新設改良費での共済組合負担金を追加するものでございます。

4目財産管理費では、既定額に194万5,000円の追加補正で、内容は現在使用して

いる公用車が33万キロ走行しており、車両管理にも経費がかかることから新車を購入するもので、それらに係る経費を計上したものでございます。

5目企画費では、既定額に200万7,000円の追加補正で、内容は地方バス路線維持対策補助金として、宗谷バス株式会社からの補助申請に基づき交付するもので、補助額確定による不足分を追加するものです。

10目いきいきふるさと推進事業費では、既定額に21万円の追加補正で、内容は子育て支援事業の出生祝いで見込みより増額したことによるものでございます。

13目政策推進費では、既定額に100万円の減額補正で、内容は小規模事業者新事業全国展開支援事業の事業に全国商工会連合会からの補助金がついたもので800万円を減額、またプロジェクト北の杜推進協議会負担金700万円を追加するものでございます。

3項戸籍住民登録費、1目戸籍住民登録費では、既定額に1,100万円の追加補正で、内容は住民記録システムの更新によるものです。

4項選挙費、4目知事道議会議員選挙費では、既定額に36万2,000円の減額補正で、内容は交付額の決定により減額するものでございます。

3款民生費、1項社会福祉費、4目障害者福祉費では、既定額に9万7,000円の追加補正で、主な内容は障害認定を受けるための意見書作成手数料で、見込みより人数がふえたことによるものでございます。

10目介護予防事業費では、既定額に13万円の追加補正で、内容は居宅介護サービス計画費収入の追加により給料を追加したものでございます。

2項児童福祉費、2目児童措置費では、既定額に5万円の追加補正で、内容は児童手当で見込みより人数がふえたことにより扶助費を追加するものでございます。

6款農林水産業費、1項農業費、2目農業振興費では、既定額に10万5,000円の追加補正で、内容は農産物加工研究施設のガスマイコンメーターの取りかえによるものでございます。

5目農業者年金費では、既定額に3万6,000円の追加補正で、内容は歳入での農業者年金事務委託金が追加になったことにより需用費を追加するものでございます。

8款土木費、2項道路橋梁費、3目道路新設改良費では、既定額に629万7,000円の減額をするもので、これについては2節給料から22節の補償補てん及び賠償金でそれぞれ事業の執行減によるものでございます。

9款消防費、1項消防費、1目消防費では、既定額に793万9,000円の減額補正で、主な内容は人事異動と、それから職員の退職により南宗谷消防組合負担金の減額によるものでございます。

10款教育費、2項小学校費では、既定額に12万6,000円の減額、3目中学校費では既定額に12万6,000円を追加するもので、内容は就学奨励費など当初見込みに比べ人数の増減によるものでございます。

歳出合計、既定額に39万円を増額し、32億9,797万3,000円とするものでご

ございます。

続きまして、6 ページ、歳入のほうを説明いたします。14 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目民生費国庫負担金では、既定額に 20 万円の減額補正をするもので、内容は児童手当に係る国庫負担金を減額するものでございます。

15 款道支出金、1 項道負担金、2 目民生費道負担金では、既定額に 12 万 5,000 円の追加補正をするもので、児童手当に係る道負担金を追加するものであります。

3 項道委託金、1 目総務費委託金では、既定額に 38 万 3,000 円の減額補正をするもので、知事道議会議員選挙委託金が確定したことによるものでございます。

18 款繰入金、1 項基金繰入金、1 目天北線代替輸送確保基金繰入金は、既定額に 200 万 7,000 円を追加補正するもので、代替バス運営補助の財源としての計上をするものでございます。

2 目まちづくり基金繰入金では、既定額に 800 万円の減額補正をするもので、歳出でもご説明いたしましたが、小規模事業者新事業全国展開支援事業で全国商工会連合会からの補助金が交付されることによる減額でございます。

19 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金では、既定額に 781 万円の追加補正をするものでございます。

20 款諸収入、3 項収益事業収入、1 目介護保険サービス収入では、既定額に 13 万円追加するもので、内容は居宅介護サービス計画費収入を増額するものでございます。

4 項雑入、1 目雑入では、既定額に 670 万 1,000 円の追加補正で、内容はプロジェクト北の杜推進事業交付金、農業者年金事務委託金を計上するものです。

21 款町債、1 項町債は、既定額から 780 万円を減額するもので、内容は地方債補正で説明しておりますので、省略させていただきます。

歳入合計、既定額に 39 万円を増額し、補正後の額を 32 億 9,797 万 3,000 円とし、歳入歳出のバランスをとっております。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

柳澤さん。

○6 番（柳澤雅宏君） 歳出の総務費の中にある戸籍住民登録費で、住民記録システムの更新ということで、1,100 万の金額が計上されているのですが、この記録システムの更新というのはどういうものを言うのか。それほど住民登録で大きく登録内容が変わるということもあり得ないのではないかなと思うので、そのシステムを更新するというのはどういうことを言うのか、どういう状況になって更新せざるを得ないのか、その点をお伺いしたい。

それから、今回の補正予算には直接関係はしませんが、当町の指定管理者である観光協会等でこの 11 月下旬に何かちょっと不祥事があったように聞いております。それで、結構町民もこのことについて関心を寄せられておりますので、そのことの経緯なり経過なりを説明していただけたらというふうに思います。

以上、2点お伺いします。

○議長（石神忠信君） 遠藤総務課参事。

○総務課参事（遠藤義一君） まず、第1点目の住民記録システム導入に関する部分でご説明をさせていただきたいと思います。

今回の住民記録システムの更新の背景につきまして簡単にご説明をさせていただきますが、基本的に住民基本台帳法によって市町村の長は個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成して住民基本台帳を作成することになっていることはご承知のことと思います。あわせて、住民基本台帳法第6条の規定によって、この住民基本台帳を磁気ディスクをもって調製することができることとなっており、当町においても磁気ディスクでの調製を行っているところでもあります。この磁気ディスクこそが住民記録システムにおける住民情報の本体であることは、皆さんご承知のことと思います。この住民情報の中には、基本的に氏名、年齢、性別、世帯主等、住民基本台帳法第7条に載っている14項目の項目がすべて中に記載されているということになります。

では、この住民記録システムそのものがどういうふうに運用されていくかということなのですが、市町村が住民基本台帳法によって調製しなければならない住民記録を磁気ディスクより総体的に管理するための機器、つまりパソコン等でありますけれども、やその機器をスムーズに機能させるためのプログラム総体が住民記録システムそのものというふうに考えていただきたいと思います。現在この住民記録システムは他の業務、例えば各種税、介護保険、住民健康管理に関する部分、それから選挙人名簿等の業務において、その正確性や効率性を図るために住民記録システムと連動されているという実態があります。これらの業務システムは、住民記録システムに記録されている住民情報のうち、それぞれの業務に必要な情報のみを引き出せるような仕組み、つまりシステムですが、これを各業務システムを導入したときに住民記録システム側に組み込んで連動させているというものであります。このため、もともとある住民記録システムの稼働容量を超えることになると正常に住民記録システムが稼働しない状況になるということでもあります。

平成20年4月より後期高齢者医療制度市町村業務処理システムを導入することとなっており、当町においてもその準備を進めておりますが、現在の住民記録システムは平成11年度に導入されており、導入後8年を経過しようとしております。現在の住民記録システムでは、他のシステムと連動させることができる稼働容量が今の段階ではほとんどない状況にあることから、現在の住民記録システムのままでは後期高齢者医療制度市町村業務システムと連動させることが困難な状況にあるということから、今回新たに住民記録システムを更新するという形で予算計上させていただいたところであります。

ちなみに、当町と同時期に導入されております住民記録システムを持つ他の自治体におきましても私どもが知り得る範疇では、すべて自治体で新たなシステムを導入するという時期に来ているというふうに聞いておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（石神忠信君） 柴田産業建設課長。

○産業建設課長（柴田 弘君） 山村交流施設の指定管理を受けている観光協会の不祥事が11月の中旬ごろ発覚いたしました。山村交流施設の運営のために採用した職員がその山村交流施設、道の駅の売上金の窃取が行われたということで報告を受けております。その職員については即懲戒解雇をして、観光協会の理事会、臨時総会等でしかるべき処理についてはとったということと、それから窃取された金額については一応全額返済されたということで聞いております。その報告が12月の14日、峰友観光協会長のほうからありました。状況については、そのような状況であります。

○議長（石神忠信君） 柳澤さん。

○6番（柳澤雅宏君） 再度お聞きしますが、磁気ディスク、要はパソコンプログラム、それが容量がいっぱいになったのでということなのだろうというふうに思いますが、どうもIT化が進むことで、これは庁舎内全般に言えるのかなと思うのですけれども、便利になって経費がかからなくなるのかなと思うと、いや、入れかえだとか、システムが変わった、機種が合わないというようなことで、それが100万、200万という金額ならまだしも何千万という、今回も1,000万単位ですよ。これが果たして簡略化してコスト削減になっているのかなというのがちょっと私の疑問に思うところではありますが、こういうシステムになっている以上、容量がなくなって更新せざるを得ないことは十分わかりました。ただ、これはその容量等がまた問題になるのでしょうかけれども、少なくとも10年ぐらいは容量としてまだ間に合うというような状況になるのだろうと思いますが、その点をちょっとお伺いしたい。

それから、観光協会のことに関しては、返済されたということですが、その返済に当たって町民の間では予想で、憶測で話が飛んでいるところがありますので、どのような形で返済をしていただいたか、その点についてお伺いします。

○議長（石神忠信君） 遠藤総務課参事。

○総務課参事（遠藤義一君） まず、1点目のことについてお話をさせていただきたいと思っています。

今、今後の取り扱いについて、新規に導入して10年ほどはもつのでしょうかというお話でしたが、基本的にこういった系統の機器につきましては、サポートそのものは5年間というふうになっております。実際に今回のこともそうなのですが、平成11年に導入してうちは8年間とりあえず使うという形で今まで進めてきました。この間、サポートそのものも切られている状況にあります。よって、部品の確保ができないという実態もあります。要するに壊れた段階では、部品が調達できなければ改修ができないという実態になっておりまして、その辺では議員さんが言われるとおり私どももこういった機器を導入するに当たって、当初は国のほうから補助金をいただけるのですが、今回のように改めて更新するというふうになると補助をいただける実態がないというのもまた1つ実態にあります。当然このことは、住民記録システムだけではなくて住基ネットワークのほう、これはまた別な形の中で今やっているのですが、これとの連動もあって住民基本台帳の一部が変更された場合、国のほうにそ

の情報を出していかなければならないという実態があつて、それができなくなると基本的には私どもの行政として本来やらなければならないことをやらないということになってしまいますので、法律違反に該当するということにもなりますので、その辺についてはご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（石神忠信君） 柴田産業建設課長。

○産業建設課長（柴田 弘君） 弁済の内容でありますけれども、本人の解雇が11月の22日でありますので、本人の自主的な取り扱いで給料についてまず本人は弁済に充ててほしいということで給料、それ以外の金額についてはすべて身内の方が弁済いたしました。

○議長（石神忠信君） 本多さん。

○2番（本多夕紀江君） 今回の補正として上がっているわけではありませんけれども、福祉灯油についてちょっと伺いたいと思います。

道の補助制度を受けて福祉灯油について実施する自治体がふえているようです。180市町村中176の市町村が実施または検討というふうにも報じられています。道のほうでも小規模町村が実施しやすいように、その基準を緩和したと聞いております。緩和されてもなおこの中頓別町では福祉灯油制度、以前はあったと思いますけれども、復活かどうかはともかくとして、福祉灯油の制度を実施することは難しいのかどうか、その緩和された条件という、その内容はどうか伺います。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 福祉灯油の関係について、直接予算に関係ないので、答えたらいいのかなのかちょっとあれですけども、いいですか。

○議長（石神忠信君） 福祉関係の関連性ということで、お願いします。

○町長（野邑智雄君） それでは、お答えをいたしますけれども、今私どものほうで担当のほうから詳しい情報、道から来ているという話は聞いておりません。ただ、今までは補助金が100万円になる場合、200万を支出した場合については100万の補助金だよと、こういう基準がありました。ただ、いろんな情報、私どもも町村会を通じて情報を得ていますが、今道は10万円の補助金が対象になると。ですから、20万円あれば10万の補助金対象でその町の福祉灯油については助成ができると、こういうような情報を私は得ております。そういうことで、担当のほうには福祉灯油を支給すべき検討をなさいと、こういう指示をしているところであります。

○議長（石神忠信君） 東海林さん。

○3番（東海林繁幸君） 私からも福祉灯油については、また後に動議等によって出したいと思っておりますが、現況の今この補正予算の中で小さいことなのだけれども、消防費なのです。消防費で委託料が減額されていますね。B型肝炎の検査委託料、これ全員やって余ったということですか、支署長。全員やったのですか、やっていないのですか。やったのですね。

そこで、伺いたいだけでも、町長に伺ったら、そう考えていないということになると

思うのですけれども、他の町村では流感についても消防職員には接種、予算を持ってやっているところがあるのです。それで、私も消防議会に行きまして、監査もやっているものから、そういった実態もわかるので、やっているところ、やっていないところ、それはそこそこの事情でやむを得ない部分がある、これはわかるのですけれども、ただ現況当町の場合は14名中2名欠員の状況でやっているの、より職員が常に健康でいてほしいということにならないと困る状況もあるのです。ですから、できれば流感の接種ぐらひは、これは個人的にやれということで行っているのだらうと思うのですけれども、本来はその職員の体制をかんがみると、他の町村でもやっているような流感の予防接種代ぐらひはのせてもいいのではないだらうかと私自身は思っておりましたので、それをお聞きします。

それと、支署費の中でも支署職員の人事異動、退職等についての減額はわかりますが、負担金補助で本部費の負担金が大変大きな金額出ていますね。これも多分本部の人件費関係だというふうには思うのですけれども、ここの内容をちょっと教えてください。

○議長（石神忠信君） 鳥田消防支署長。

○南宗谷消防組合中頓別支署長（鳥田 博君） 質問にお答えいたします。

負担金の中身につきましては、消防本部負担金で51万7,000円、前年度繰越金ということで192万7,000円、住宅使用料で31万の減額、退職手当組合事前納付金の精算還付金がありまして、これが274万3,000円なのですが、それで大きくなっています。あと、地方公務員の災害補償基金の還付金が8,000円の減額ということで550万5,000円という形になっています。

以上です。

○議長（石神忠信君） インフルエンザの予防。

○南宗谷消防組合中頓別支署長（鳥田 博君） インフルエンザの予防接種につきましても、私のほうでは一応このような職員が少ない状況の中で、それで大変な状況なのですけれども、私としては職員みんなみずから当然予防に努めてくれということで、職員みずから自己負担で予防接種を行っている状況でございます。

○議長（石神忠信君） 東海林さん。

○3番（東海林繁幸君） それは承知しています。ただ、現実には他町で流感接種代を公的な負担をしているところもありますよと。それは、ここの消防職員体制よりもいいところがあるのですよということを言いたかったのです。だから、支署長に答えてもらうつもりはなかったのです。町長、そのぐらいの思いやり、やれませんでしたかということだったわけですから、町長から一言、もうやってしまっているわけですから、やむを得ないのだけれども、また検討に値するかどうか、それだけでいいです。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 私は、基本的には、まず初めに基本的な考えをお話し申し上げますけれども、自分の健康管理は自分が守ると、これが基本であります。そういう意味からすると予防接種、まずみずから自分でやってもらいたい、そして一生懸命働いてもらいたいと、

これが基本であります。今東海林議員からそういうような少ない中でということでもありますから、その部分については支署長と十分協議をしてみたいなと、このように思います。

○議長（石神忠信君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第8号 平成19年度中頓別町一般会計補正予算について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号 平成19年度中頓別町一般会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第19、議案第9号 平成19年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第9号 平成19年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算につきましては、奥村保健福祉課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 奥村保健福祉課長。

○保健福祉課長（奥村文男君） 議案第9号 平成19年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,631万1,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,706万9,000円とするものでございます。

5ページをお開きください。歳出、2款1項2目退職被保険者等療養給付費で、1,403万1,000円を追加し、6,256万9,000円とするもので、退職被保険者に係る療養給付費の分を今回補正するものでございます。今回の補正につきましては、当初で3カ年平均でもって当初予算を計上しておりますが、退職被保険者に係る療養給付費が伸びているに伴いまして補正をするものでございます。

同じく5目審査支払手数料、12万円を追加し、52万3,000円とするもので、診療報酬明細審査手数料で追加するものでございます。

5項1目葬祭費では、前回9月の補正予算で増額させていただきましたが、今回さらに10万円を追加し、40万円とするものでございます。葬祭費に係る追加ということでござい

ます。

3款1項1目老人保健医療費拠出金では、806万5,000円を追加し、5,379万9,000円とするものでございます。

同じく2目老人保健事務費拠出金につきましては、2,000円を追加し、77万円とするものでございます。これにつきましては、老人保健拠出金が決定したことに伴いまして不足分を追加するものでございます。

7款1項3目一般被保険者還付加算金につきましては、399万3,000円を追加しまして、399万8,000円とするもので、これにつきましては平成18年度の一般被保険者療養給付費等負担分を過年度分として返還するものでございます。

歳出合計、2,633万1,000円を追加しまして、3億2,706万9,000円とするものでございます。

同じく4ページ、歳入をご説明いたします。1款1項1目退職被保険者等国民健康保険税で、5万7,000円を追加し、1,248万3,000円とするもので、滞納繰越に係る保険税を追加するものでございます。

3款1項1目療養給付費交付金では、2,209万8,000円を追加しまして、7,003万8,000円とするものでございます。これにつきましては、退職被保険者等療養給付費交付金として追加をするものでございます。

6款1項2目その他繰越金では、415万6,000円を追加し、427万円とするもので、前年度繰越金を計上したものでございます。

歳入合計で、2,631万1,000円を追加し、3億2,706万9,000円とし、歳入歳出のバランスをとっております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第9号 平成19年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号 平成19年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第20、議案第10号 平成19年度中頓別町老

人保健事業特別会計補正予算の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第10号 平成19年度中頓別町老人保健事業特別会計補正予算につきましては、奥村保健福祉課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 奥村保健福祉課長。

○保健福祉課長（奥村文男君） 議案第10号 平成19年度中頓別町老人保健事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,314万3,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7,492万4,000円とするものでございます。

5ページをお開きください。歳出で、1款1項1目一般管理費では、8万円を追加し、55万4,000円とするもので、旅費で8万円を追加するものでございます。これにつきましては、後期高齢者医療制度に伴う準備に伴う旅費ということで追加をするものでございます。

2款1項1目医療給付費では、5,835万2,000円を追加し、3億5,815万2,000円とするものです。これにつきましては、当初予算におきまして平成18年度当初予算とおおむね同額での予算計上をしておりますが、医療費の増に伴いまして、今回不足分を追加するものでございます。

同じく3目高額医療費では、377万円を追加し、1,280万円とするものでございます。これにつきましても高額医療費の増に伴いまして、不足分を今回追加するものでございます。

4目審査手数料では、33万5,000円を追加し、120万とするもので、審査支払手数料に係る不足分33万5,000円を追加するものでございます。

次に、3款2項2目となっておりますが、大変申しわけございません。3款1項1目にご訂正をお願いいたします。3款諸支出金、1項償還金、1目償還金になります。償還金につきましては、60万6,000円を追加しまして、60万7,000円とするもので、これにつきましては道負担金の平成18年度の過年度分の精算に伴いまして返還をするものでございます。

歳出総額、6,314万3,000円を追加いたしまして、3億7,492万4,000円とするものでございます。

4ページ、歳入についてご説明申し上げます。1款1項1目医療費交付金では、4,232万8,000円を追加し、1億9,754万3,000円とするもので、医療費交付金で現年度分で追加交付されるものとして3,757万3,000円の追加、2節過年度分として475万5,000円を追加するもので、これにつきましては平成18年度の精算に伴いまして追加交付になるものでございます。

2目審査支払手数料交付金では、40万8,000円を追加いたしまして、126万3,000円とするもので、現年度分の手数料交付金で34万5,000円、2節過年度分として6万3,000円を計上するものでございます。

2款1項1目医療費国庫負担金では、1,646万2,000円を追加いたしまして、1億1,993万9,000円とするもので、これにつきまして現年度分の医療費分として1,556万1,000円を追加、過年度分といたしまして90万1,000円を計上するものでございます。

3款1項1目医療費道負担金では、389万円を追加いたしまして、2,975万9,000円とするものでございます。これにつきましては、現年度分として389万円を追加するものでございます。

5款1項1目繰越金では、5万5,000円を追加いたしまして、5万6,000円とするもので、前年度繰越金を計上したところでございます。

歳入合計、6,314万3,000円を追加いたしまして、3億7,492万4,000円とし、歳入歳出のバランスをとっております。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第10号 平成19年度中頓別町老人保健事業特別会計補正予算について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号 平成19年度中頓別町老人保健事業特別会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第21、議案第11号 平成19年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第11号 平成19年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算につきましては、青木事務長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 青木国保病院事務長。

○国保病院事務長（青木 彰君） 議案第11号 平成19年度中頓別町国民健康保険病院

事業会計補正予算についてご説明いたします。

1 ページをごらんいただきたいと思います。第1条、総則、平成19年度中頓別町国民健康保険病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによります。

第2条、収益的収入及び支出、支出についてですが、補正予定額はゼロ円で、既決予定額4億6,569万2,000円に変更はございません。

内容についてご説明いたします。4 ページをごらんいただきたいと思います。1 款病院事業費用、1 項医業費用、1 目給与費で4 万円を追加するもので、内容は病院運営委員会委員報酬で、人数が6 名から7 名にしたことによる1 名増分と回数を3 回から5 回にしたことによる増分であります。

2 目材料費ですが、2 6 万円を減額し、9,214 万円とするものです。薬品費については4 4 6 万円の減額で、1 1 月までの実績と今後の見込みで精査したことによるものです。診療材料費については4 2 0 万円の追加で、検査部門で2 9 8 万円、エックス線部門で8 0 万円、看護部門で4 2 万円をそれぞれ追加するものです。各部門とも1 1 月までの実績と今後の見込みで精査したことによるものです。入院収益が前年度と比較して1 5 %程度増加しておりまして、それに比例して診療材料費も増加しているものでございます。

3 目経費ですが、1 2 万円を減額し、5,754 万円とするものです。印刷製本費については3 0 万円の減額、それから修繕費については8 0 万円の減額で、医療器械修繕費で3 0 万、設備機械修繕費で5 0 万円をそれぞれ減額するものです。いずれも1 1 月までの実績と今後の見込みで精査したことによるものです。続いて、保険料については1 3 万4,000 円の追加で、車両2 台分の保険料の増額分であります。車両の運行については、個人委託をしている関係から、運転者本人の保障のある保険への切りかえによるもので、保険期間もこれに伴って平成2 0 年1 0 月までとなっています。続いて、賃借料ですが、3 1 万4,000 円の追加で、薬局コンピューターリースについてはリース期間満了時に買い取りをしたことにより1 7 万1,000 円を減額、栄養管理コンピューターリース料についてはリース期間満了により毎月リース料から年間リース料になったため3 3 万4,000 円を減額、牽引機リース料についてはリース期間満了により8 万6,000 円を減額、それから院内カーテン賃借料については見積もり合わせにより6 万8,000 円を減額、それから人工呼吸器リース料については1 0 カ月分を見込みまして7 3 万1,000 円を追加しております。それから、超音波骨折治療器リース料については整形外科医師の処方による治療器でございます。1 台1 年1 回ということで1 2 万7 5 0 円の機器を2 台分計上するものでございます。続いて、委託料についてですが、2 3 万2,000 円の追加で、コピー保守料1 2 万6,000 円、それから消防法第1 4 条の3 による地下タンクの点検委託料ということで3 万7,000 円、それから小荷物昇降機点検委託料ですが、平成1 1 年以降点検をしていないということもあり、ふぐあいもあったため6 万9,000 円を追加し、点検をするものです。交際費については3 0 万円を追加するものです。

続いて、6 目研究研修費については、3 4 万円を追加し、2 5 4 万とするもので、研修旅

費について34万円を追加するものです。

以上、補正予算額ゼロ円ということで、支出合計4億6,569万2,000円にかわりはございません。

以上で説明を終わらせていただきますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第11号 平成19年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号 平成19年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第22、議案第12号 平成19年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第12号 平成19年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算につきましては、保健福祉課の竹内参事に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 竹内保健福祉課参事。

○保健福祉課参事（竹内義博君） 議案第12号 平成19年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算についてご説明させていただきます。

1ページをお開きください。第1条、既定の歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ422万円を追加し、歳入歳出の予算をそれぞれ1億9,354万3,000円とするものでございます。

5ページをお開きください。歳出事項別明細からご説明いたします。2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費につきましては、1,354万5,000円を追加補正し、2,950万5,000円とするものでございます。養護老人ホーム長寿園に入所されております要介護者が介護保険法改正に伴い、訪問介護、デイサービスを利用できることになったことから、月額給付費が平均35万前後であったものが140万円を越す給付費となり、予算不足が生じることから増額補正するものでございます。

2目地域密着型介護サービス給付費につきましては、22万円追加補正し、610万円と

するものでございます。これは、認知症グループホームに入所されている方の給付費で、当初月額49万円を見込んでおりましたけれども、50万円を超える給付費となったことから予算不足が生じることから増額補正するものでございます。

3目施設介護サービス給付費につきましては、1,500万円減額補正し、1億1,544万円とするもので、内容としましては特別養護老人ホーム入所者見込み数を当初1カ月45名、年間540名で予算措置をいたしておりましたけれども、現在1カ月平均39名の措置となっており、施設利用者の減少に伴い、不用額が生じることから、減額補正をするものでございます。

6目居宅介護サービス計画給付費につきましては、211万7,000円追加補正し、620万円とするものでございます。内容としましては、養護老人ホーム入所者で要介護者が訪問介護、デイサービスのサービスを受けるための計画作成件数の増によるものでございます。当初355件見込んでおりましたけれども、6カ月間で252件の給付となったことから、予算不足が生じることから、増額補正するものでございます。

2項介護予防サービス等諸費、5目介護予防サービス計画給付費につきましては、10万円追加補正し、60万円とするもので、内容としましては要支援者のサービス給付計画作成件数の増によるものでございます。当初126件を見込んでおりましたけれども、今後予算不足が生じることから、増額補正するものでございます。

3項その他諸費、1目審査支払手数料につきましては、1万8,000円の追加補正し、14万円とするもので、内容としましては当初1,620件で予算措置しておりましたけれども、居宅介護サービス利用者の増により予算不足が生じることから、増額補正するものでございます。

5項特定入所者介護サービス費、1目特定入所者介護サービス費につきましては、100万円減額補正し、1,340万円とするものでございます。内容としましては、特別養護老人ホームの入所者の減少による減額補正でございます。

6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金につきましては、422万円追加補正し、532万5,000円とするもので、内容としましては平成18年度分の国庫負担金、交付金の返還金を計上させていただきました。

歳出既定額、1億8,932万3,000円に422万円追加補正し、歳出合計額を1億9,354万3,000円とするいたしました。

4ページをお開きください。歳入についてご説明いたします。3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金につきましては、75万円追加補正し、3,014万6,000円とするもので、4款道支出金、1項道負担金、1目介護給付費負担金につきましては、75万円減額補正し、2,822万1,000円とするもので、内容としましては歳出の保険給付費の補正により国、道の負担金の介護給付費の負担割合が異なることから、精査するものでございます。

7款繰越金、1項繰越金、1目繰越金につきましては、422万円追加補正し、534万

3,000円とするものです。内容としましては、平成18年度分国庫負担金、交付金の返還金を前年度繰越金で予算計上するものでございます。

歳入既定額、1億8,932万3,000円に422万円を追加補正し、歳入合計額を1億9,354万3,000円とするもので、歳入歳出のバランスをとらせていただいております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第12号 平成19年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第12号 平成19年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎請願第1号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第23、請願第1号 BSEの全頭検査実施に関する請願の件を議題とします。

本件に関する議会運営委員長報告は、委員会付託を省略することになっております。

お諮りします。請願第1号について、会議規則第92条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、請願第1号は委員会付託を省略することに決しました。

それでは、本請願の紹介議員である藤田さんの説明を求めます。

○7番（藤田首健君） BSEの全頭検査実施に関する請願書。

紹介議員は、私と村山議員さんであります。

請願の理由、BSEに関してはもう既に皆さん方ご承知だと思いますので、割愛させていただきますが、これはたまたま19年10月1日付で農協がこちらへ提出したものであります。BSEに関する件については、20カ月齢以下の屠畜牛を含めたBSE検査を来年度の7月からそっちの20カ月分以下については、補助金はもう出さないということを一応厚生労働省は各都道府県知事に連絡したというか、そんなことでついこの間も北海道としては全頭やりますよという食の安全、安心というか、そういったことから、あるいはまたBSEの

発生原因もまだきっちりつかんでいないというようなことから言われていました。きのうですか。たまたま農業新聞には、もう日本からはそう遠くない時期にＢＳＥは消えるだろうというような、そんなあれも出ていましたが、とりあえずそれが完全になるまでの間はやっぱり今までどおりやってもらいたいというのが趣旨であります。そういうことで、ぜひ次の３点について意見書として送っていただきたいということでもあります。

それは、請願の趣旨は１、国は、ＢＳＥ全頭検査が継続されるよう、２０カ月齢以下のＢＳＥ検査に対する補助を継続し、都道府県毎に齟齬が生じないようにすること。

２、国は、食の安全・安心の確保に向けて、引き続き、ＢＳＥの原因究明等に努めること。

それから、３、国は、地方自治体等が行う食の安全・安心を確保するための取り組みを阻害することのないよう、各都道府県に対して行った通知について撤回することということで、中頓別町農業協同組合、代表理事組合長、杉木誠吉氏から石神議長あてに出されているものです。

そういったことで、これは内閣総理大臣あるいは厚生労働大臣あるいは農林水産大臣あてにぜひ意見書として出していただきたいと、こういうことありますので、皆さん方のご理解ある決定をお願いしたいということでございます。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより請願第１号 ＢＳＥの全頭検査実施に関する請願を採決します。

本件は採択することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、請願第１号 ＢＳＥの全頭検査実施に関する請願は採択することに決しました。

◎休会の議決

○議長（石神忠信君） お諮りいたします。

先ほどいきいきふるさと常任委員会に付託され、今会期中に審査するように期限を付した議案第１号から議案第７号までの審査が終わるまで休会にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

◎動議の提出

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 東海林さん。

○3番（東海林繁幸君） 動議を出したいと思うのですが、お諮りいただければ説明させていただきます。

○議長（石神忠信君） 東海林さんから動議を提出したいということですが、よろしいですか。

（何事か呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） とりあえず動議の内容を説明してもらってよろしいですか。

（「いいです」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 東海林さん。

○3番（東海林繁幸君） お忙しいところで、遅くなってですが、ちょっとこれだけは逃されなかったのが1つあるわけです。先ほど一般会計補正予算の中で本多議員が福祉灯油の話をしました。これに対応して町長は、それなりに前向きな姿勢で担当者に検討をするよう進めているというお話でございました。しかし、考えてみますと、当町が全国的に名前が出ているのは寒さ日本一だとか、雪の多い日本一というのが出るので、ありがたいのだから、寂しいのだからわからないような、当町であるからこそこういった緊急の福祉灯油の問題については率先して決議案なりを出すべきだなと。そのほうが町長としても、これは急ぐことでもありますから、場合によっては専決処分ですとすることも可能となりますでしょうから、私としてはできれば皆様のご支援をいただければ動議の中で議会決議としてそういった制度、要綱等を作成して早急に対象者を決めて支援すべきだというようなことの内容を出したいと思って動議を出しました。

以上です。

○議長（石神忠信君） 発議するということ。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 5時26分

再開 午後 5時41分

○議長（石神忠信君） 休憩前に戻り会議を続けます。

それでは、東海林さん、動議の撤回についてお願いいたします。

○3番（東海林繁幸君） ただいま動議を出しましたが、改めて決議案として発議したいと思いますので、動議については撤回いたします。

◎休会の議決（続行）

○議長（石神忠信君） 休会にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、いきいきふるさと常任委員会に付託され、今会期中に審査するように期限を付した議案第1号から議案第7号までの審査が終わるまで休会とすることに決しました。

◎散会の宣告

○議長（石神忠信君） 以上で本日の会議日程はすべて終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、明日午前10時からいきいきふるさと常任委員会を開催する旨、委員長から通知がありましたので、委員全員のご出席をお願いいたします。

なお、きょうサンデー議会にご協力いただきましたけれども、町民センターのほうでは午前中10名程度の傍聴があったということをご報告いたして、きょうは終わりたいと思います。

大変どうもありがとうございました。

（午後 5時42分）

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

中頓別町議会議長

署名議員

署名議員